

において「取得者等」という。）が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならぬ。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一 当該取得者等のための第百九十六条第三項本文の申出

二 前号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替新株予約権付社債についての振替の申請

3 特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

(抹消手続)

第百九十九条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 (略)

二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における同項第一号の数についての減少の記載又は記録

二 (略)

5・6 (略)

7 発行者は、振替新株予約権付社債権者又は質権者のために社債管理者等（第七十一条第七項に規定する社債管理者等をいう。次項において同じ。）に対して振替新株予約権付社債の償還をする場合を除くほか、振替新株予約権付社債権者又は質権者に対し、振替新株予約権付社債の償還をするのと引換えにその口座における当該振替新株予約権付社債の銘柄についての当該償還に係る振替新株予約権付社債についての社債の金額に相応する振替新株予約権付社債の数の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

8 前項の規定は、振替新株予約権付社債権者又は質権者のために振替新株予約権付社債

(抹消手続)

第二百二十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 (略)

二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の数についての減少の記載又は記録

二 (略)

5・6 (略)

7 発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社等（第七十一条第七項に規定する社債管理会社等をいう。次項において同じ。）に対して振替新株予約権付社債の償還をする場合を除くほか、社債権者又は質権者に対し、振替新株予約権付社債の償還をするのと引換えにその口座における当該振替新株予約権付社債の銘柄についての当該償還に係る振替新株予約権付社債についての社債の金額に相応する振替新株予約権付社債の数の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

8 前項の規定は、社債権者又は質権者のために振替新株予約権付社債の償還を受けた社

の償還を受けた社債管理者等が当該振替新株予約権付社債権者又は当該質権者に対し当該償還額の支払をする場合について準用する。

（全部抹消手続）

第二百条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債の発行者は、当該振替新株予約権付社債についての記載又は記録の全部を抹消しようとする場合には、第二号の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該振替新株予約権付社債の銘柄

二 当該振替新株予約権付社債についての記載又は記録の全部を抹消する日

2| 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3| 第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。以下この章において「保有欄等」という。）において、当該振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4| 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使期間の満了後における記載又は記録手続）

第二百一条 振替機関等は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものに限る。）に付された新株予約権を行使することができる期間の満了後、直ちに、その備える振替口座簿中の当該振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

債管理会社等が当該社債権者又は当該質権者に対し当該償還額の支払をする場合について準用する。

（振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使期間の満了後における記載又は記録手続）

第二百二十五条 振替機関等は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものに限る。）に付された新株予約権を行使することができる期間の満了後、直ちに、その備える振替口座簿中の当該振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。第二百二十八条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）において「保有欄等」という。）において、当該振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

（振替新株予約権付社債に付された新株予約権の消却に関する記載又は記録手続）

第二百二十六条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものを除く。）に付された新株予約権を消却しようとする場合（第二百二十八条第一項に規定する場合を除く。）には、当該振替新株予約権付社債の発行者は、第二百四十六条第一項の一定

- の日以後、遅滞なく、当該消却に係る通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該消却によりその口座（顧客口座を除く。）において第四項第一号の減少及び増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。
- 2 前項前段の通知があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債（振替新株予約権付社債に付された新株予約権が消却された後の振替新株予約権付社債を含む。）について、その備える振替口座簿における減少及び増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。
- 3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。
- 一 当該消却によりその口座において次項第一号の減少及び増加の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称並びに当該口座
- 二 当該消却により減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数
- 三 当該消却により増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数
- 四 第一号の口座において減少及び増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別
- 五 その他主務省令で定める事項
- 4 第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 前項第一号の口座の同項第四号の規定により示された欄における次の記載又は記録
- イ 前項第二号の数についての減少の記載又は記録
- ロ 前項第三号の数についての増加の記載又は記録
- 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号、第三号及び第五号の規定により示された事項の通知
- 5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における次の記載又は記録
- イ 第三項第二号の数についての減少の記載又は記録
- ロ 第三項第三号の数についての増加の記載又は記録
- 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

第二百二十七条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものに限る。）に付された新株予約権を消却しようとする場合（次条第五項に規定する場合を除く。）

には、当該振替新株予約権付社債の発行者は、第二百四十六条第一項の一定の日以後、遅滞なく、当該消却に係る通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該消却によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該消却によりその口座において減少の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座

二 当該消却により減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数

三 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

4 第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における同項第二号の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（振替新株予約権付社債に付された新株予約権の全部の消却に関する記載又は記録手続）

第二百二十八条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものを除く。）

(振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に関する記載又は記録手続)

第二百二条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債(社債の償還済みのものを除く。)に付された新株予約権の行使があった場合には、新株予約権の行使により当該振替新株予約権付社債についての社債が消滅するときを除き、当該振替新株予約権付社債の発行者は、当該行使があった後、遅滞なく、当該行使があった後の振替新株予約権付社債について増加の記載又は記録に係る措置の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該措置によりその口座(顧客口座を除く。)において増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

に付された新株予約権の全部を消却しようとする場合には、当該振替新株予約権付社債の発行者は、第三号の一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該新株予約権が消却された後の振替新株予約権付社債の銘柄

二 当該新株予約権を付した振替新株予約権付社債の銘柄

三 第二百四十六条第三項の一定の日

四 第一号の振替新株予約権付社債の総数その他主務省令で定める事項

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項第一号から第三号までに掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号の一定の日において、その備える振替口座簿中の同項第二号の振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている保有欄等において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 第一項第一号の振替新株予約権付社債についての数(当該保有欄等に記載又は記録がされている同項第二号の振替新株予約権付社債の数をいう。)の増加の記載又は記録

二 第一項第二号の振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消

4 前二項の規定は、第二項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 前各項の規定(第一項第一号及び第四号並びに第三項第一号の規定を除く。)は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債(社債の償還済みのものに限り。)に付された新株予約権の全部を消却しようとする場合について準用する。この場合において、第二項中「同項第一号から第三号まで」とあるのは、「同項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

(振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に関する記載又は記録手続)

第二百二十九条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債(社債の償還済みのもの及び商法第百四十一条ノ三第一項第八号に掲げる事項についての決議があるものを除く。)に付された新株予約権の行使があった場合には、同項第七号の請求があったときを除き、当該振替新株予約権付社債の発行者は、当該行使があった後、遅滞なく、当該行使があった後の振替新株予約権付社債について増加の記載又は記録に係る措置の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該措置によりその口座(顧客口座を除く。)において増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 | 6 | (略)

(振替新株予約権付社債の償還に関する記載又は記録手続)

2 | 233 | (略)

2 | (略)

3 | 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一・二 | (略)

三 | 第一号の口座において増加の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

四 | (略)

4 | 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 | 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された保有欄又は質権欄における同項第二号の数についての増加の記載又は記録

二 | (略)

5 | 6 | (略)

2 | 6 | (略)

(振替新株予約権付社債の償還に関する記載又は記録手続)

2 | 233 | (略)

2 | (略)

3 | 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一・二 | (略)

三 | 第一号の口座において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

四 | (略)

4 | 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 | 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における同項第二号の数についての増加の記載又は記録

二 | (略)

5 | 6 | (略)

(株券喪失登録がされた株券に係る振替新株予約権付社債の引受権に関する特例)

第二百三十一条 商法第二百三十条ノ八第五項の規定により株券喪失登録者(第四百六条第二項本文に規定する株券喪失登録者をいう。)に付与された新株予約権付社債の引受権(同法第三百四十一条ノ三第一項第九号に規定する新株予約権付社債の引受権をいう。第二百四十三条第三項において同じ。)の行使によつて発行された振替新株予約権付社債については、第二百二十二条第一項の通知をすることができない。

2 | 前項の振替新株予約権付社債の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日(第四百六条第二項本文に規定する商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日をいう。以下この条において同じ。)において、振替機関等に対して、株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人(第四百六条第二項本文に規定する名義人をいう。以下この条において同じ。)のために当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。ただし、当該名義人が同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座(当該名義人のために振替新株予約権付社債の発行者の申出により振替機関等が開設した口座(以下この章において「既存特別口座」という。)を除く。)を通知したとき又は当該発行者が当該名義人のために開設の申出をした既存特別口座が開設されているときは、この限りでない。

3 | 前項本文の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後、遅滞なく、当

該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 第一項の振替新株予約権付社債の銘柄
 - 二 前項本文の名義人である加入者の氏名又は名称
 - 三 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座（当該通知がないときは、当該発行者が開設の申出をした既存特別口座）
 - 四 第二号の加入者が有する第一号の振替新株予約権付社債の数
 - 五 第一号の振替新株予約権付社債の総数その他主務省令で定める事項
- 4 第二百二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の通知があった場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第三号」とあるのは「第二百三十一条第三項第三号」と、「前項第二号」とあるのは「第二百三十一条第三項第二号」と読み替えるものとする。
- 5 加入者は、既存特別口座に記載され、又は記録された振替新株予約権付社債については、当該加入者又は当該振替新株予約権付社債の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。
- 6 第一項の振替新株予約権付社債に係る既存特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

（記載又は記録の変更手続）

第二百三十二条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第二百三十一条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

（振替新株予約権付社債の譲渡）

第二百三十三条 振替新株予約権付社債（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。次条から第二百三十七条までにおいて同じ。）の譲渡は、第二百二十三条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあっては、第二百二十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替新株予約権付社債の買入れ）

第二百三十四条 振替新株予約権付社債の買入れは、第二百三十一条第一項の振替の申請により、買権者がその口座における質権欄に当該買入れに係る数の増加の記載又は記録

（記載又は記録の変更手続）

第二百四条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第九十四条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

（振替新株予約権付社債の譲渡）

第二百五条 振替新株予約権付社債（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。次条から第二百九条までにおいて同じ。）の譲渡は、振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあっては、第九十四条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替新株予約権付社債の買入れ）

第二百六条 振替新株予約権付社債の買入れは、振替の申請により、買権者がその口座における質権欄に当該買入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を

生じない。

（振替新株予約権付社債の信託の對抗要件）

第二百七条 振替新株予約権付社債については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第九百九十四条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

（加入者の権利推定）

第二百八条 （略）

（善意取得）

第二百九条 振替の申請によりその口座（口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。）において特定の銘柄の振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の振替新株予約権付社債についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務）

第二百十條 前条の規定による振替新株予約権付社債の取得によりすべての振替新株予約権付社債権者の有する同条に規定する銘柄の振替新株予約権付社債の総数が当該銘柄の振替新株予約権付社債の発行総数を超えることとなる場合において、第一号の合計数が第二号の発行総数を超えるときは、振替機関は、その超過数（第一号の合計数から第二号の発行総数を控除した数をいう。）に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権付社債を取得する義務を負う。

一 （略）

二 当該銘柄の振替新株予約権付社債の発行総数

2 前項の「発行総数」とは、次の各号に掲げる場合に應じ、それぞれ当該各号に定める数（第三号にあつては総数）をいう。

一 前項の振替新株予約権付社債が社債の償還済みのものである場合 社債の償還（第二百十二条第一項又は第二百十三条第一項の規定により発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債についてした償還を除く。）があつた振替新株予約権付社債の数（新株予約権が消却され、又は行使されたものの数を除く。）

二 前項の振替新株予約権付社債が新株予約権の行使後のものである場合 新株予約権

を受けなければ、その効力を生じない。

（振替新株予約権付社債の信託の對抗要件）

第二百三十五条 振替新株予約権付社債については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第二百二十一条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

（加入者の権利推定）

第二百三十六条 （略）

（善意取得）

第二百三十七条 第二百二十三条第一項の振替の申請によりその口座（口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。）において特定の銘柄の振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の振替新株予約権付社債についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務）

第二百三十八条 前条の規定による振替新株予約権付社債の取得によりすべての振替新株予約権付社債権者の有する同条に規定する銘柄の振替新株予約権付社債の総数が当該銘柄の振替新株予約権付社債の発行総数を超えることとなる場合において、第一号の数が第二号の数を超えるときは、振替機関は、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権付社債を取得しなければならない。

一 （略）

二 当該銘柄の振替新株予約権付社債の発行総数（発行者が第二百三十一条第一項の規定により第二百二十二条第一項の通知をすることができない振替新株予約権付社債の数を除く。）

2 前項の「発行総数」とは、次の各号に掲げる場合に應じ、それぞれ当該各号に定める数をいう。

一 前項の振替新株予約権付社債が社債の償還済みのものである場合 社債の償還（第二百四十条第一項又は第二百四十一条第一項の規定により発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債についてした償還を除く。）があつた振替新株予約権付社債の数（新株予約権が消却され、又は行使されたものの数を除く。）

二 前項の振替新株予約権付社債が新株予約権の行使後のものである場合 新株予約権

の行使（第二百十二条第一項又は第二百十三条第一項の規定により発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使を除く。）があった振替新株予約権付社債の数（社債の償還があったものの数を除く。）

三 前二号に掲げる場合以外の場合 振替新株予約権付社債の総数（新株予約権の行使又は社債の償還があったものの数を除く。）

3 第一項第一号に規定する数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替新株予約権付社債を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の数とする。

4 振替機関は、第一項の規定により振替新株予約権付社債を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替新株予約権付社債についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。

5・6 （略）

（超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務）

第二百十一條 前条第一項に規定する場合において、第一号の合計数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過数（第一号の合計数から第二号の数を控除した数をいう。）に相当する数の当該銘柄の振替新株予約権付社債について権利の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。

一・二 （略）

2 前条第三項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に規定する数

二 （略）

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替新株予約権付社債を有していないときは、同項の規定による放棄

の行使（第二百四十条第一項又は第二百四十一条第一項の規定により発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使を除く。）があった振替新株予約権付社債の数（社債の償還があったものの数を除く。）

三 前項の振替新株予約権付社債が新株予約権の消却後のものである場合 新株予約権の消却（第二百四十条第一項又は第二百四十一条第一項の規定により発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債に付された新株予約権の消却を除く。）があった振替新株予約権付社債の数（社債の償還があったものの数を除く。）

四 前各号に掲げる場合以外の場合 振替新株予約権付社債の割当てを受けた者が商法第三百四十一条ノ七第一項の払込期日までに行った払込みに係る振替新株予約権付社債の総数（新株予約権の消却若しくは行使又は社債の償還があったものの数を除く。）

3 第一項第一号に掲げる数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替新株予約権付社債を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の数とする。

4 振替機関は、第一項の規定により振替新株予約権付社債を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替新株予約権付社債についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならぬ。

5・6 （略）

（超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務）

第二百三十九條 前条第一項に規定する場合において、第一号の数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過数に相当する数の当該銘柄の振替新株予約権付社債について権利の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

一・二 （略）

2 前条第三項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に掲げる数

二 （略）

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替新株予約権付社債を有していないときは、同項の規定による放棄

の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権付社債を取得する義務を負う。

4・5 (略)

(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第二百十二条 第二百十條第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第四項の義務の全部を履行するまでの間は、各振替新株予約権付社債権者は、当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同条第四項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乘じた数(以下この条及び第二百十一條において「振替機関分制限数」という。)に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該振替新株予約権付社債権者(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。)の次条第一項に規定する口座管理機関分制限数を控除した数)

二 すべての振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の総数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株予約権付社債権者の次条第一項に規定する口座管理機関分制限数の合計数を控除した数)

2 第二百十條第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各振替新株予約権付社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、各振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄(社債の償還済みのものを除く。)の振替新株予約権付社債のうち振替機関分制限数に相応する額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務

二 前号に掲げるもののほか、第二百十條第一項又は第四項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務

の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権付社債を取得しなければならない。

4・5 (略)

(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第二百四十條 第二百三十八條第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第四項の義務の全部を履行するまでの間は、各振替新株予約権付社債権者は、当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同条第四項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乘じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該振替新株予約権付社債権者(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。)について次条第一項の規定により算出された数を控除した数)

二 すべての振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の総数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株予約権付社債権者について次条第一項の規定により算出された数の合計数を控除した数)

2 第二百三十八條第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各振替新株予約権付社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、各振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄(社債の償還済みのものを除く。)の振替新株予約権付社債のうち同項の規定により算出された数に相応する額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務

二 前号に掲げるもののほか、第二百三十八條第一項又は第四項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第二百十三条 第二百十一條第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、振替新株予約権付社債権者（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債について振替新株予約権付社債権者に限る。）は、その有する当該銘柄の振替新株予約権付社債のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数（以下この条及び第二百二十一条において「口座管理機関分制限数」という。）に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の数（当該口座管理機関の下位機関であつて第二百十一條第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該振替新株予約権付社債権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。）の口座管理機関分制限数を控除した数）

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の総数（当該口座管理機関の下位機関であつて第二百十一條第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株予約権付社債権者の口座管理機関分制限数の合計数を控除した数）

2 第二百十一條第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する振替新株予約権付社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、同項に規定する振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄（社債の償還済みのものを除く。）の振替新株予約権付社債のうち口座管理機関分制限数に相応する額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務

二 前号に掲げるもののほか、第二百十一條第一項又は第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務

（発行者が誤って振替新株予約権付社債の償還等をした場合における取扱い）

第二百十四条 発行者が第二百十二條第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第二百四十一条 第二百三十九條第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、振替新株予約権付社債権者（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。）は、その有する当該銘柄の振替新株予約権付社債のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の数（当該口座管理機関の下位機関であつて第二百三十九條第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該振替新株予約権付社債権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。）についてこの項の規定により算出された数を控除した数）

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の総数（当該口座管理機関の下位機関であつて第二百三十九條第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株予約権付社債権者についてこの項の規定により算出された数の合計数を控除した数）

2 第二百三十九條第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する振替新株予約権付社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、同項に規定する振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄（社債の償還済みのものを除く。）の振替新株予約権付社債のうち同項の規定により算出された数に相応する額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務

二 前号に掲げるもののほか、第二百三十九條第一項又は第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務

（発行者が誤って振替新株予約権付社債の償還等をした場合における取扱い）

第二百四十二条 発行者が第二百四十條第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に

抗することができないものとされた部分に相応する金額についてした元本の償還又は利息の支払は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替新株予約権付社債に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

2 前項の場合において、振替新株予約権付社債権者は、発行者に対し、同項に規定する元本の償還又は利息の支払に係る金額の返還をする義務を負わない。

3 発行者は、第一項に規定する元本の償還又は利息の支払をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百十二条第二項第一号又は前条第二項第一号の規定による振替新株予約権付社債権者の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 会社法の特例

(新株予約権付社債の買取請求に関する会社法の特例)

第二百十五条 振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者が会社法第百十八条第一項及び第二項、第七百七十七条第一項及び第二項、第七百八十七条第一項及び第二項又は第百八条第一項及び第二項の規定により当該振替新株予約権付社債を買い取ることを請求した場合には、発行者は、当該振替新株予約権付社債権者に対し、当該振替新株予約権付社債の代金の支払をするのと引換えに当該振替新株予約権付社債について当該発行者の口座を振替先口座とする振替を当該振替新株予約権付社債権者の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

(新株予約権付社債の発行に関する会社法の特例)

第二百十六条 振替新株予約権付社債の発行者は、当該振替新株予約権付社債についての会社法第二百四十二条第一項の規定による通知において、当該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

2 会社法第二百四十九条第三号の規定にかかわらず、振替新株予約権付社債についての

対抗することができないものとされた部分に相応する金額についてした元本の償還又は利息の支払は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替新株予約権付社債に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

2 振替新株予約権付社債権者は、発行者に対し、前項に規定する元本の償還又は利息の支払に係る金額の返還をする義務を負わない。

3 発行者は、第一項に規定する元本の償還又は利息の支払をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百四十条第二項第一号又は前条第二項第一号の規定による振替新株予約権付社債権者の振替機関等に対する権利を取得する。

4 発行者が第二百四十条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債についてした新株予約権の消却は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替新株予約権付社債についての当該発行者に対抗することができる数を減少させる効力を有しない。

5 前項に規定する新株予約権の消却に際して振替新株予約権付社債権者に金銭が支払われたときは、当該振替新株予約権付社債権者は、発行者に対し、その金額の返還をする義務を負わない。

6 発行者は、第四項に規定する新株予約権の消却をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百四十条第二項第二号又は前条第二項第二号の規定による振替新株予約権付社債権者の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 商法の特例

(新株予約権付社債の発行に関する商法の特例)

第二百四十三条 振替新株予約権付社債についての新株予約権付社債申込証の用紙には、当該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載しなければならない。

新株予約権原簿には、当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権の内容及び数並びに当該振替新株予約権付社債についての法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

3 振替新株予約権付社債についての社債原簿には、当該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

4 振替新株予約権付社債の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を会社法第二百四十二条第二項の書面に記載し、又は同法第二百四十四条第一項の契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならない。

5 会社法第六十六条第一項本文の規定による請求により振替新株予約権付社債の交付を受けようとする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を当該振替新株予約権付社債を交付する会社に示さなければならない。

（取得条項付新株予約権付社債に関する会社法の特例）

第二百七条 取得条項付新株予約権が付された振替新株予約権付社債の発行者が当該振替新株予約権付社債の一部を取得しようとする場合には、当該発行者は、会社法第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日以後遅滞なく、当該振替新株予約権付社債について当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。この場合において、当該申請は、当該振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 会社法第二百七十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、前項前段の場合には、発行者は、同項前段の振替の申請によりその口座における保有欄に同項前段の振替新株予約権付社債に係る数の増加の記載又は記録を受けた時に当該振替新株予約権付社債を取得する。

3 第一項に規定する発行者が同項の振替新株予約権付社債の全部を取得しようとする場合には、当該発行者は、会社法第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日以後遅滞なく、その日を第二百条第一項第二号の日として同項の通知（以下この章において「全部抹消の通知」という。）をしなければならない。

4 会社法第二百七十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、発行者は、全部抹消の通知により前項の振替新株予約権付社債についての記載又は記録の抹消がされた時に当該振替新株予約権付社債を取得する。

2 振替新株予約権付社債についての法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

3 振替新株予約権付社債の申込みをしようとする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を新株予約権付社債申込証の用紙に記載し、又は商法第三百四十一条第十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならない。振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。

(総新株予約権付社債権者通知)

第二百十八条 振替機関は、第二百条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による抹消をしたときは、発行者に対し、その抹消に係る振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者につき、氏名又は名称及び住所並びに当該振替新株予約権付社債権者の有する振替新株予約権付社債の銘柄及び数その他主務省令で定める事項（第五項において「通知事項」という。）を速やかに通知しなければならない。

2 前項の規定により通知する場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を振替新株予約権付社債権者として通知しなければならない。

一 振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座（顧客口座を除く。）の保有欄に前項の振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている場合
当該口座の加入者

二 前号に規定する加入者の口座の質権欄に前項の振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている場合
当該質権欄に振替新株予約権付社債権者としてその氏名又は名称の記載又は記録がされている者

3 第二百十二条第一項又は第二百十三条第一項の場合において、振替機関が第一項の通知をするときは、当該振替機関は、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債のうち第二百十二条第一項又は第二百十三条第一項の規定により発行者に対抗することができないものの数を示さなければならない。

4 口座管理機関は、その直近上位機関から、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債につき、第一項の通知のために必要な事項（前項に規定する事項を含む。）の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。

5 発行者は、正当な理由があるときは、振替機関に対し、当該振替機関が定めた費用を支払って、当該発行者が定める一定の日の振替新株予約権付社債権者についての通知事項を通知することを請求することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

(新株予約権付社債に付された新株予約権の消却に関する会社法の特例)

第二百十九条 発行者が自己の振替新株予約権付社債に付された新株予約権を消却しようとするときは、当該振替新株予約権付社債について抹消の申請をしなければならない。

2 振替新株予約権付社債の消却は、第九十九条第四項第一号の減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

(新株予約権付社債に付された新株予約権の消却に関する商法の特例)

第二百四十六条 発行者は、第二百二十六条第一項前段又は第二百二十七条第一項前段に規定する場合には、商法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第二項の規定にかかわらず、同法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第一項後段の決議をした旨、消却されるべき新株予約権

(新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に関する会社法の特例)

第二百二十条 振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する加入者は、当該振替新株予約権付社債について抹消の申請をしなければならない。

(超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における新株予約権付社債権者の議決権等)

第二百一十一条 第二百十二条第一項又は第二百十三条第一項の場合においては、各振替新株予約権付社債権者は、会社法第七百二十三条第一項の規定にかかわらず、その有する振替新株予約権付社債の数(振替機関分制限数及び口座管理機関分制限数の合計数を除く。)に相応する社債の金額に応じて、社債権者集会における議決権を有する。

2 会社法第七百十八条第一項及び第七百三十六条第一項並びに担保付社債信託法第九十五条第一項の規定の適用については、第二百十二条第一項又は第二百十三条第一項の振替新株予約権付社債権者は、振替機関分制限数及び口座管理機関分制限数については、振替新株予約権付社債を有しないものとみなす。

(証明書の提示)

第二百二十二条 振替新株予約権付社債権者が、会社法第七百十八条第一項の規定による社債権者集会の招集の請求、同条第三項の規定による社債権者集会の招集、社債権者集

及び当該発行者の定める一定の日以後に当該新株予約権を付した振替新株予約権付社債について第二百二十六条第一項前段又は第二百二十七条第一項前段の通知をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 第二百二十六条第一項前段又は第二百二十七条第一項前段に規定する場合には、商法第三百四十一条ノ十二第二項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第三項の規定にかかわらず、振替新株予約権付社債に付された新株予約権の消却は、第二百二十六条第四項第一号イ又は第二百二十七条第四項第一号の減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

3 発行者は、第二百二十八条第一項又は第五項に規定する場合には、商法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第二項及び第三項の規定にかかわらず、同法第三百四十一条ノ十二第二項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第一項後段の決議をした旨、消却されるべき新株予約権及び当該発行者の定める一定の日において当該新株予約権の消却の効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

(新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に関する商法の特例)

第二百四十七条 振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する加入者は、商法第三百四十一条ノ十三第一項の請求書の提出及び同項の払込みをするほか、当該振替新株予約権付社債について第二百二十四条第一項の抹消の申請をしなければならない。

(超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における新株予約権付社債権者の議決権等)

第二百四十四条 第二百四十条第一項又は第二百四十一条第一項の場合においては、各振替新株予約権付社債権者は、商法第三百二十一条第一項の規定にかかわらず、その有する振替新株予約権付社債の数(第二百四十条第一項又は第二百四十一条第一項の規定により算出された数を除く。)に相応する社債の金額に応じて、社債権者集会における議決権を有する。

2 商法第三百二十条第三項及び第二百二十九条第一項並びに担保付社債信託法第九十五条第一項の規定の適用については、第二百四十条第一項又は第二百四十一条第一項の振替新株予約権付社債権者は、当該各項の規定により算出された数については、振替新株予約権付社債を有しないものとみなす。

(証明書の供託)

第二百四十五条 振替新株予約権付社債権者が次に掲げる行為をするには、第五項の規定により書面の交付を受けた上、当該書面を供託しなければならない。

会における議決権の行使又は担保付社債信託法第九十五条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査をするには、第三項本文の規定により書面の交付を受けた上、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該書面を提示しなければならない。

- 一 社債管理者がある場合 当該社債管理者
- 二 担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社がある場合 当該受託会社
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 発行者

2 振替新株予約権付社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには、社債権者集会の日の一週間前までに前項の規定による提示をし、かつ、社債権者集会の日に当該提示をしなければならない。

3 振替新株予約権付社債権者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての第九十四条第三項各号に掲げる事項を証明した書面の交付を請求することができる。ただし、当該振替新株予約権付社債について、既にこの項の規定による書面の交付を受けた者であって、当該書面を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。

4 前項本文の規定により書面の交付を受けた振替新株予約権付社債権者は、当該書面を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることができない。

(合併等に関する会社法の特例)

第二百二十三条 存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振替新株予約権付社債を交付しようとするときは、合併等効力発生日を第九十六条第一項第

- 一 商法第三百二十条第三項の規定による社債権者集会の招集の請求
- 二 商法第三百二十条第五項において準用する同法第二百三十七条第三項の規定による社債権者集会の招集
- 三 社債権者集会における議決権の行使
- 四 担保付社債信託法第九十五条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査

2 振替新株予約権付社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには、会日の一週間前までに前項の規定による供託をしなければならない。

3 第一項の規定による供託は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに供託する方法により行わなければならない。

- 一 社債管理会社がある場合 当該社債管理会社
- 二 担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社がある場合 当該受託会社
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 供託所又は供託法第五条第一項に規定する倉庫営業者若しくは銀行

4 供託法第一条ノ二から第二条までの規定は、前項第三号の規定により供託所に第一項の規定による供託をする場合について準用する。

5 振替新株予約権付社債権者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての第二百二十一条第三項各号に掲げる事項を証明した書面の交付を請求することができる。ただし、当該振替新株予約権付社債について、既にこの項の規定による書面の交付を受けた者であって、当該書面を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。

6 前項本文の規定により書面の交付を受けた振替新株予約権付社債権者は、当該書面を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、第二百二十三条第一項の振替の申請又は第二百二十四条第一項の抹消の申請をすることができない。

一号の一定の日として同項の規定による通知をしなければならない。

2| 存続会社等が吸収合併等に際して振替新株予約権付社債を移転しようとする場合には、当該存続会社等は、合併等効力発生日以後遅滞なく、当該振替新株予約権付社債について振替の申請をしなければならない。

3| 振替新株予約権付社債の発行者が合併（合併により当該発行者が消滅する場合に限る。）（吸収分割（会社法第七百五十八条第五号に規定する場合に限る。）（新設分割（同法第七百六十三条第十号に規定する場合に限る。）（株式交換（同法第七百七十三条第一項第九号に規定する場合に限る。）（をしようとする場合には、当該発行者は、これらの行為（以下この条において「合併等」という。）がその効力を生ずる日又は合併等により設立する会社の成立の日を第二百条第一項第二号の日として全部抹消の通知をしなければならない。）

4| 持分会社が合併をする場合において、吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が合併に際して振替新株予約権付社債を交付しようとする場合には、合併契約において、持分会社の社員のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。

5| 吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が会社分割に際して振替新株予約権付社債を交付しようとする場合には、吸収分割契約又は新設分割計画において、会社分割をする株式会社のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。

（適用除外）

第二百二十四条 振替新株予約権付社債については、会社法第二百五十七条第一項、第二百五十九条第一項、第二百六十条第一項及び第二項、第二百六十八条第一項、第二百六十九条第一項、第二百七十条第一項から第三項まで、第六百八十一条第四号及び第五号、第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項並びに第六百九十四条第一項の規定は、適用しない。

第五節 雑則

第二百二十五条 次の各号に掲げる通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにする措置を執らなければ

（適用除外）

第二百四十八条 振替新株予約権付社債については、商法第三百四十一条ノ八、第三百四十一条ノ十一、第三百四十一条ノ十二第二項（同法第三百四十一条ノ十三第三項において準用する場合を含む。）及び第三百四十一条ノ十四の規定は、適用しない。

第五節 雑則

（振替新株予約権付社債の内容の公示）

第二百四十九条 次の各号に掲げる通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにしなければならない。

ばならない。

一 第百九十五条第一項の通知 同項第九号に掲げる事項

二 第二百二条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）の通知 同条第三項第三号に掲げる事項

三 第二百三条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）の通知 同条第三項第四号に掲げる事項

2 (略)

第十章 投資口等の振替

第一節 投資口の振替

(権利の帰属)

第二百二十六条 投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する投資口をいう。以下同じ。）で振替機関が取り扱うもの（以下「振替投資口」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その投資口について第十三条第一項の同意を与えるには、設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律第六十六条第一項に規定する設立企画人をいう。）全員の同意又は執行役員（同法第九十九条第一項に規定する執行役員をいう。次項において同じ。）の決定によらなければならない。

3 前項の執行役員の決定については、役員会（投資信託及び投資法人に関する法律第一百十二条に規定する役員会をいう。）の承認を受けなければならない。

(投資証券の不発行等)

第二百二十七条 振替投資口については、投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2 振替投資口の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二十三項に規定する投資主をいう。以下同じ。）は、当該振替投資口を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の

一 第二百二十二条第一項の通知 同項第五号に掲げる事項

二 第二百二十六条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）の通知 同条第三項第五号に掲げる事項

三 第二百二十八条第一項の通知 同項第四号に掲げる事項

四 第二百二十九条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）の通知 同条第三項第三号に掲げる事項

五 第二百三十条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）の通知 同条第三項第四号に掲げる事項

六 第二百三十一条第三項の通知 同項第五号に掲げる事項

2 (略)

第十一章 投資口等の振替

第一節 投資口の振替

(権利の帰属)

第二百五十条 投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する投資口をいう。以下同じ。）で振替機関が取り扱うもの（以下「振替投資口」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その投資口について第十三条第一項の同意を与えるには、設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律第六十六条第一項に規定する設立企画人をいう。）全員の同意又は執行役員（同法第九十七条第一項に規定する執行役員をいう。次項において同じ。）の決定によらなければならない。

3 前項の執行役員の決定については、役員会（投資信託及び投資法人に関する法律第一百五条に規定する役員会をいう。）の承認を受けなければならない。

(投資証券の不発行等)

第二百五十一条 振替投資口については、投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第二項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2 振替投資口の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二十三項に規定する投資主をいう。以下同じ。）は、当該振替投資口を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の

規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は当該振替投資口が振替機関によって取り扱われなくなったときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、投資証券の発行を請求することができる。

3 発行者が発行済みの投資口について第十三条第一項の同意を与えた場合には、投資証券（公示催告手続（非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四百二十二条に規定する公示催告手続をいう。以下同じ。）が行われているものを除く。）は、次条第一項において準用する第三百三十一条第一号の一定の日において、無効とする。

4 次条第一項において準用する第三百三十一条第一号の一定の日において公示催告手続が行われている投資証券は、次条第一項において準用する第三百三十条第二項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

（投資口に関する株式に係る規定の準用）

第二百二十八条 第七章の規定（第二百二十八条、第三百三十四条、第三百三十八条第六項、第三百四十五条第六項、第四百四十六條第六項、第四百四十七條第三項第三号、第五百五十條第五項及び第六項、第五百五十六條から第五百五十八條まで、第六百六十條第二項、第四項及び第五項並びに第六百六十一條の規定を除く。次項において同じ。）は、投資口について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	口数
登録株式質権者	登録投資口質権者
総数	総口数
振替数	振替口数
株主名簿	投資主名簿
発行総数	発行総口数

規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替投資口が振替機関によって取り扱われなくなったときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、投資証券の発行を請求することができる。

3 発行者が発行済みの投資口について第十三条第一項の同意を与えた場合には、投資証券（公示催告手続（非訟事件手続法第四百二十二条に規定する公示催告手続をいう。以下同じ。）が行われているものを除く。）は、次条において読み替えて準用する第三百三十一条第一号の一定の日において、無効とする。

4 次条において読み替えて準用する第三百三十一条第一号の一定の日において公示催告手続が行われている投資証券は、次条第一項において準用する第四百四十六條第四項において読み替えて準用する第三百三十一条第五項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

（投資口に関する株式に係る規定の準用）

第二百五十二条 第七章の規定（第二百二十八条、第三百三十四条、第三百三十五条、第三百三十八條から第三百四十一条まで、第四百四十二條第七項から第十項まで、第四百四十三條第七項から第十四項まで、第四百四十四條第七項から第十項まで、第四百四十五條第五項及び第六項、第五百五十三條第六項、第五百五十四條第六項、第五百五十五條第三項第三号、第五百五十八條第一項、第二項第二号から第四号まで及び第五項、第六百六十條第二項、第六百六十三條から第六百六十八條まで並びに第六百六十九條第一項第三号及び第四号の規定を除く。次項において同じ。）は、投資口について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	口数
総数	総口数
株主名簿	投資主名簿
振替数	振替口数
発行総数	発行総口数
消滅会社	消滅法人

消滅会社等	消滅投資法人
存続会社等	存続投資法人
新設会社等	新設投資法人
吸収合併等	吸収合併
新設合併等	新設合併
合併等効力発生日	合併の効力発生日
合計数	合計口数
超過数	超過口数
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限口数
特定被通知株主	特定被通知投資主
少数株主権等	少数投資主権等
事業年度	営業期間
特別株主	特別投資主

2| 第七章の規定を投資口について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十九条第三項第二号	商号及び発行者が種類株式発行会社であるときは、振替株式の種類（以下この章において「銘柄」という。）	商号
--------------	---	----

新設会社	新設法人
存続会社	存続法人
超過数	超過口数
合計数	合計口数
特定被通知株主	特定被通知投資主
少数株主権等	少数投資主権等
株式申込証	投資口申込証
営業年度	営業期間
特別株主	特別投資主
一株	投資口一口

2| 第七章の規定を投資口について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十九条第三項第二号	商号及び振替株式の種類	商号
第百二十九条第三項第四号	株主（端株主を含む。以下同じ。）	投資主

第百三十一条第一項第二号	会社法第百五十二条第一項に規定する登録株式質権者		
第百三十一条第一項	一月前までに		
第百三十一条第一項第四号	四 その他主務省令で定める事項	四 投資法人の成立後にその投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいう。以下同じ。）について第十三条第一項の同意を与える場合にあつては、第一号の一定の日において投資証券（同法第二条第二十二項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）は無効となる旨	五 その他主務省令で定める事項
第百三十一条第四項	会社が第一項の振替株式に係る株式の発行者である	投資法人は、第一項第一号の一定の日において、	

第百三十一条第一項		第百三十一条第一項第二号	
特定の種類の株式	投資口	株主名簿	投資主名簿（投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。）
その旨	その旨、第一号の一定の日において投資証券は無効となる旨	第一号の	同号の
一月前までに	一月前までに公告し、かつ、		
次項本文（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）	次項本文	同条第三項（第百四十条第二項及び	同条第三項（
、第百四十条第二項及び第百四十六条第五項	及び第百四十六条第五項	第百四十三条第二項本文（同条第八項、第十項において準用する場合を含む。）	第百四十三条第二項本文
同条第三項（同条第七項から第十項までにおいて	同条第三項		

第百三十一条第五項	5 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の株主又は登録株式質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならぬ。			同項に規定する特定の銘柄の 第十三条第一項の 5 第一項に規定する場合において、投資法人が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主をいう。以下同じ。）又は登録投資口質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該投資法人が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならぬ。 6 第一項の規定にかかわらず、投資口の全部について投資証券を発行していない投資法人が当該銘柄の振替投資口（第二百二十六条第一項に規定する振替投資口をいう。）を交付しようとする場合には		
第百三十一条第三項	以後、速やかに 特定の種類の株式			準用する場合を含む。）及び第七項から第十項まで において 投資口		
第百三十一条第六項	6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。			6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。 7 発行済みの投資口の全部について投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十四条第一項の規定により投資証券が発行されていない場合であつて、第十三条第一項の同意を与えようとするときには、第一項の規定にかかわらず、発行者は、その旨及び同項各号に掲げる事項を同項第一号の一定の日の一月前までに公告し、又は投資主に通知		

		、第一項第一号の一定の日の一月前までに、投資主及び登録投資口質権者に対し、同項各号に掲げる事項を通知すれば足りる。 7 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。	第百三十七条第一項第三号	会社法第百二十四条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第二項	第百三十八条第一項	消滅する会社又は株式交換若しくは株式移転をする会社（以下この章から第九章までにおいて「消滅会社等」と総称する	消滅する投資法人（以下「消滅投資法人」という		存続会社等又は新設会社等	吸収合併により存続する投資法人（以下「存続投資法人」という。）又は新設合併により設立する投資法人（以下「新設投資法人」という。）		、合併等効力発生日	、合併の効力発生日（吸収合併にあつては投資信託及び投資法人に関する法律第百四十七条第一項第四号の効力発生日をいい、新設合併にあつては同法第百四十八条の二第
--	--	---	---------------------	---------------------	-----------------------------------	------------------	---	-------------------------------	--	---------------------	---	--	------------------	--

第百四十五條第一項	消却された				一項の成立の日をいう。 （以下同じ。）
第百四十七條第三項	会社法第二百二十四條第一項				払い戻された
第百四十七條第三項第四号	前号に規定する場合における				発行者が議決権を行使する者のみを定めるために基準日を定めた場合における投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項において読み替えて準用する
第百四十七條第四項及び第百四十八條第三項の表	会社法第二百二十四條第一項				投資信託及び投資法人に関する法律第七十七條の三第二項
第百四十九條第一項	剰余金の配当				代金（投資信託及び投資法人に関する法律第八十八條第一項に規定する代金をいう。以下この条において同じ。）の交付、投資口の払戻し（同法第二百二十四條第一項に規定する投資口の払戻しをいう。以下この条において同じ。）又は金銭の分配（同法第三百三十七條第一項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。）

									同条第二項	
第百三十七條第三項									商法第二百十九條第二項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十七條第四項
第百四十二條第一項									発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする	発行しようとする
第百四十二條第一項第一号									発行し、又は移転する	発行する
第百四十二條第六項									商法第二百二十條第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十六條第一項
第百四十三條第一項									発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする	発行しようとする
第百四十三條第一項第二号									発行又は当該移転	発行
第百四十三條第三項									特定の種類の株式	投資口
第百四十四條第二項									発行し、又は移転した	発行した
第百四十五條第一項									発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式でない株式の発行に代えてその有する振替株式でない自己の株式を	発行しようとする

第百四十九条第二項及び第三項	効力	効力又は当該発行者に対抗することができる口数を減少させる効力
第百五十条第二項	剰余金の配当	代金の交付、投資口の払戻し又は金銭の分配
第百五十条第一項	発起人	設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律第六十六条第一項に規定する設立企画人をいう。）
第百五十条第二項	会社法第三十二条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十条の二第一項
第百五十条第二項	会社法第五十九条第一項又は第二百三条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条第一項又は第八十三条第一項
第百五十条第四項	会社法第二百三条第二項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第三項
第百五十一条第一項第四号	同法第二百五条	同条第九項において準用する会社法第二百五条
	経過したとき（発行者が会社法第四百五十四条第五項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）	経過したとき

第百四十六条第二項	第百四十六条第一項	株券喪失登録がされた株券の株式、商法第二百三十一條ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式	移転しようとする
第百四十六条第二項	第百三十条第一項、第百三十一条第四項（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十三条第四項（同条第八項及び第十項において準用する場合を含む。）	これらの株式又は新株	
第百四十六条第二項	商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（同法第二百三十条ノ七第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、同法第二百十六条第一項又は第二百二十条第四項（同法第二百十三条第二項において準用する場合を含む。）の期間内に利害関係人が異議を述べなかつた場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。）	第百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている投資証券の投資口	
第百四十六条第二項	同項の投資証券に係る除権決定の正本又は謄本その他の主務省令で定めるものを添付して請求があつた場合には、遅滞なく	当該投資口	

第百五十二条第一項	会社法第百三十条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第一項
第百五十三条	一株 生じたとき、又は単元未満株式が生じたとき 又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を単元株式数で除した数（これらの数に）	生じたとき については、当該端数（
第百五十四条第一項	会社法第百三十条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第一項
第百五十五条	会社法第百十六条第一項、第百九十二条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第四百一条第一項、第四百九条の三第一項、第四百九条の八第一項又は第四百九条の十三第一項
第百五十九条第一項	株券喪失登録がされた株券	第百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続（非訟事件手続法第百四十二条に規定する公示催告手続をいう。）が行われている投資証券

第百四十六条第三項第二号	第百四十六条第三項	第百四十六条第三項	株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（同法第二百三十条第二項に規定する名義人をいい、同法第二百三十条ノ六第四項又は同法第二百三十条ノ七第三項の規定により名義書換をしたものとみなされる株券喪失登録者（同法第二百三十条ノ二第二項に規定する株券喪失登録者をいう。）を含む。以下この条において同じ。）	て
第百四十六条第五項の表	名義人 特定の種類の株式が振替株式となる前に当該株式	名義人の 商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後	名義人が同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日	当該請求を行った者（以下この条において「請求者」という。）
商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日の前に株券喪失登録がされた株	請求者 投資口が振替投資口となる前に当該投資口	請求者の 同項の請求があった場合には	請求者が当該申出の日	
	第百四十六条第二項に規定する請求の日の前に当該請求に係る投資口			

第百六十条第三項	第百六十条第一項	第百五十九条第三項第一号	第百五十九条第二項				登録抹消日において	については、登録抹消日（会社法第二百三十条第一項に規定する登録抹消日をいう。以下この条において同じ。）まで
			名義人等	登録抹消日までに	名義人等	当該株式についての登録抹消日における株券喪失登録者（会社法第二百二十四条第一項に規定する株券喪失登録者をいう。）である名義人（同法第二百二十一条第三号に規定する名義人をいう。）その他の主務省令で定める者		
交付しようとするとき、又は存続会社等若しくは	でない場合又は合併により消滅する会社が持分会社である場合	名義人等	請求者	当該抹消の日までに	請求者	当該請求を行った者	同項の投資証券に係る除権決定の正本又は謄本その他の主務省令で定める書類を添付して請求があった場合には、遅滞なく	については、

第百六十条第三項	第百六十条第一項	第百五十七条第三項	第百五十七条第二項	第百五十七条第一項	第百五十五条第三項第四号	第百五十五条第三項	第百五十三条第一項	券の株式	同項に規定する日後に、第百四十六条第一項の振替株式	当該請求の日後に、当該投資口
、利益若しくは利息の配当、同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配又は資本若しくは資本準備金若しくは利益準備金	、利益若しくは利息の配当、同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配又は資本若しくは資本準備金若しくは利益準備金	商法第二百二十条第一項本文	消却	消却又は転換	前号に規定する	権利及び同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を受ける権利	消却され、又は転換された	権利及び同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を受ける権利	払い戻された	発行者が議決権を行使する者のみを定めるために投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めた

新設会社等が株式会社でないとき

第百五十九条第一項第三号	第百五十九条第一項第二号	第百五十八条第四項	第百五十八条第二項第一号	第百五十七条第五項	
とき（当該発行者が商法第二百九十三条ノ五第一項の規定により定款をも	とき （又は第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。））	若しくは新株引受権証書に記載し、又は商法第二百八十条ノ六第二項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならぬ。	株式申込証	消却	の減少に伴う払戻し
とき。	第二百五十六条第一項及び投資信託及び投資法人に関する法律第八十七条第三項	に記載しなければならぬ。	投資口申込証（投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条第一項及び第二百二十二条第一項の投資口申込証をいう。以下同じ。）	払戻し	

第百六十条第一項	株主（当該発行者が同項の規定により定款をもつて営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとに、その日が到来したとき（第一号に該当するときを除く。））。。						
第百六十条第三項	同法第二百六条第一項	前二項	株主名簿又は端株原簿	生じたとき又は単元未満株式が生じたとき	又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を一単元の株式数で除した数（これらの数に	商法第二百六条第一項	第百六十二条第一項
投資主	投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項	同法第七十九条第一項	投資主名簿	生じたとき	については、当該端数（	投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第	第百六十二条第一項

（発行済みの投資口を振替投資口とする場合の特例）
 第二百二十九条 発行者が投資法人の成立後に投資口について第十三条第一項の同意を与

第百六十九条第一項第二号	第百三十一条第四項（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）	第百三十一条第四項	一項
第百六十九条第一項第五号	第百四十二条第一項前段（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）	第百四十二条第一項前段	
第百六十九条第一項第六号	第百四十三条第四項（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）	第百四十三条第四項	
	同条第四項第九号（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）	同項第九号	

（発行済みの投資口を振替投資口とする場合の特例）
 第二百五十三条 発行者が投資法人の成立後に投資口について第十三条第一項の同意を与

えようとする場合には、当該投資口の質権者（登録投資口質権者（投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第四項に規定する登録投資口質権者をいう。）を除く。）は、前条第一項において準用する第三百三十一条第一号の一定の日の前日までに、発行者に対し、同法第七十九条第四項において準用する会社法第四百八条各号に掲げる事項を投資主名簿（投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第一項に規定する投資主名簿をいう。）に記載し、又は記録することを請求することができる。

（振替投資口の払戻しに関する記載又は記録手続）

第二百三十条 特定の銘柄の振替投資口について、その払戻し（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十四条第一項に規定する投資口の払戻しをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする加入者は、抹消の申請をしなければならない。この場合において、当該申請は、抹消によりその口座（顧客口座（第二百二十八条第一項において準用する第二百二十九条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において次項の規定により示されたところに従い、当該申請に係る振替投資口について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 第一項前段の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替投資口の銘柄及び口数
 - 二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄（第二百二十八条第一項において準用する第三百三十条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。以下この条において同じ。）であるか、又は質権欄（第二百二十八条第一項において準用する同号ロに規定する質権欄をいう。以下この条において同じ。）であるかの別
 - 三 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替投資口についての投資主の氏名又は名称及び住所並びに第一号の口数のうち当該投資主ごとの口数
- 4 第一項前段の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における次に掲げる記載又は記録
- イ 前項第一号の口数についての減少の記載又は記録

えようとする場合に、当該投資口の質権者であって投資主名簿（投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。）に記載又は記録がされていない者が、前条において読み替えて準用する第三百三十一条第一号の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、当該質権者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載又は記録することを請求したときは、発行者は、当該投資口について当該請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載又は記録である旨を投資主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

（振替投資口の払戻しに関する記載又は記録手続）

第二百五十四条 特定の銘柄の振替投資口について、その払戻しを受けようとする加入者は、抹消の申請をしなければならない。この場合において、当該申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において次項の規定により示されたところに従い、当該申請に係る振替投資口について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 第一項前段の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替投資口の銘柄及び口数
- 二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

三 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替投資口についての投資主の氏名又は名称及び住所並びに第一号の口数のうち当該投資主ごとの口数

4 第一項前段の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録
- イ 前項第一号の口数についての減少の記載又は記録

ロイの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第三号の投資主ごとの口数の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の口数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 発行者は、投資主に対し、振替投資口の払戻しをするのと引換えにその口座における当該振替投資口の銘柄についての当該払戻しに係る振替投資口の口数と同口数の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（振替投資口を投資証券とみなす投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第二百三十一条 振替投資口に関する投資信託及び投資法人に関する法律第九十六条第一項及び第二項、第九十七条並びに第二百十九条の規定の適用については、振替投資口は、同法に規定する投資証券等のうち同法に規定する投資証券とみなす。

（振替投資口の併合に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第二百三十二条 発行者は、振替投資口について投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条の二第一項の規定により投資口の併合をしようとする場合には、同条第二項において準用する会社法第八十条第二項第一号及び第二号に掲げる事項を同号の日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、投資口の併合は、投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条の二第二項において準用する会社法第八十条第二項第二号の日にその効力を生ずる。

ロイの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第三号の投資主ごとの口数の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の口数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 発行者は、投資主に対し、振替投資口の払戻しをするのと引換えにその口座における当該振替投資口の銘柄についての当該払戻しに係る振替投資口の口数と同口数の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（振替投資口を投資証券とみなす投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第二百五十五条 振替投資口に関する投資信託及び投資法人に関する法律第九十六条第一項及び第二項、第九十七条並びに第二百十九条の規定の適用については、振替投資口は、投資証券とみなす。

（振替投資口の併合に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第二百五十六条 発行者は、振替投資口について投資信託及び投資法人に関する法律第八十五条第一項の規定により投資口の併合をしようとする場合には、その旨及び当該発行者の定める一定の日においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、投資口の併合は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

（振替投資口の発行無効判決が確定した場合に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第二百五十七条 発行者は、振替投資口の発行を無効とする判決が確定したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(振替投資口についての投資信託及び投資法人に関する法律の適用除外)

第二百三十三条 振替投資口については、投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第三項において準用する会社法第百三十二条第二号及び第三号並びに第百三十三条の規定並びに投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第四項において準用する会社法第百四十八条の規定は、適用しない。

2 投資信託及び投資法人に関する法律第百四十九条の二第二項、第百四十九条の三第二項、第百四十九条の八第二項、第百四十九条の十二第二項及び第百四十九条の十三第二項の規定にかかわらず、振替投資口を発行している投資法人は、これらの規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならぬ。

3 振替投資口の払戻しの停止をする場合における投資信託及び投資法人に関する法律第百四十六条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「公告し又は各投資主に通知して」とあるのは「公告して」と、同条第三項中「公告又は通知」とあるのは「公告」とする。

第二節 協同組織金融機関の優先出資の振替

(権利の帰属)

第二百三十四条 優先出資証券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十九条第一項に規定する優先出資証券をいう。)を発行する旨の定款の定めがない協同組織金融機関の優先出資(同法第四条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。)で振替機関が取り扱うもの(以下この節において「振替優先出資」という。)についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その優先出資について第十三条第一項の同意を与えるには、理事(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第七項に規定する理事をいう。)の決定によらなければならない。

(振替投資口についての投資信託及び投資法人に関する法律の適用除外)

第二百五十八条 振替投資口については、投資信託及び投資法人に関する法律第七十八条第三項から第五項まで、同条第六項において準用する商法第二百七条、投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第二項から第四項まで、同条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二、投資信託及び投資法人に関する法律第八十四条、同法第八十五条第二項において準用する商法第二百四十四条第三項、第二百四十五条及び第二百四十六条、投資信託及び投資法人に関する法律第八十六条第四項において準用する商法第二百二十四条第四項並びに投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十三条第一項において準用する商法第二百八十条ノ十七第二項の規定は、適用しない。

第二節 協同組織金融機関の優先出資の振替

(権利の帰属)

第二百五十九条 優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。)で振替機関が取り扱うもの(以下この節において「振替優先出資」という。)についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その優先出資について第十三条第一項の同意を与えるには、理事(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第七項に規定する理事をいう。)の決定によらなければならない。

(優先出資証券の不発行等)

第二百六十条 振替優先出資については、優先出資証券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十八条第一項に規定する優先出資証券をいう。以下この節において同じ。)を発行することができない。

2 振替優先出資の優先出資者(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十二条第一項に規定する優先出資者をいう。以下同じ。)は、当該振替優先出資を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第二百三十五条 第七章の規定（第二百二十八条、第三百三十六条、第四百四十五条第六項、第四百四十六条第六項、第四百四十七条第三項第三号、第五百五十条第一項、第五項及び第六項、第五百五十一条第一項第二号、第五百五十五条から第五百五十七条まで、第六百六十条第四項及び第五項並びに第六百六十一条の規定を除く。次項において同じ。）は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	口数
登録株式質権者	登録優先出資質権者
総数	総口数
振替数	振替口数
株主名簿	優先出資者名簿
発行総数	発行総口数
消滅会社等	消滅協同組織金融機関

業を承継する者が存しないとき又は当該振替優先出資が振替機関によって取り扱われなくなったときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、優先出資証券の発行を請求することができる。

3 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えた場合には、優先出資証券（公示催告手続が行われているものを除く。）は、次条において読み替えて準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において、無効とする。

4 次条において読み替えて準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券は、次条第一項において準用する第四百四十六条第四項において読み替えて準用する第三百三十一条第五項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第二百六十一条 第七章の規定（第二百二十八条、第三百三十四条第七項、第三百三十八条から第四百四十一条まで、第四百四十二条第九項及び第十項、第四百四十三条第八項から第十四項まで、第四百四十四条第七項から第十項まで、第四百四十五条第五項及び第六項、第五百五十三条第六項、第五百五十四条第六項、第五百五十五条第三項第三号、第五百五十八条第一項、第二百六十二条第三号及び第四号並びに第二百五条第二項、第六百六十四条から第六百六十八条まで並びに第六百六十九条第一項第三号及び第四号の規定を除く。次項において同じ。）は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

商号	名称
数	口数
総数	総口数
株主名簿	優先出資者名簿
振替数	振替口数
発行総数	発行総口数
消滅会社	消滅協同組織金融機関

存続会社等	存続協同組織金融機関
新設会社等	新設協同組織金融機関
吸収合併等	吸収合併
新設合併等	新設合併
合併等効力発生日	合併の効力発生日
合計数	合計口数
超過数	超過口数
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限口数
特定被通知株主	特定被通知優先出資者
少数株主権等	少数優先出資者権等
特別株主	特別優先出資者
株券喪失登録者	優先出資証券喪失登録者

2| 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十九条第三項第二号	商号	種類株式発行会社	名称
		種類優先出資発行協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第八条第一項第一	

新設会社	新設協同組織金融機関
存続会社	存続協同組織金融機関
超過数	超過口数
合計数	合計口数
特定被通知株主	特定被通知優先出資者
少数株主権等	少数優先出資者権等
株式申込証	優先出資申込証
新株引受権証書	優先出資引受権証書
営業年度	事業年度
特別株主	特別優先出資者
一株	優先出資一口

2| 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十九条第三項第四号	株主（端株主を含む。以下同じ。）	優先出資者
第百三十一条第一項	会社の成立後に	発行済みの
その旨	その旨、第一号の一定の	

		号に規定する種類優先出資発行協同組織金融機関をいう。）
第百三十条第一項	会社の成立後	優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第一項に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の発行後
第百三十条第一項第二号	成立後同意	発行後同意
第百三十一条第一項	新設合併に際して	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十七條第三項において読み替えて準用する会社法第百四十九條第一項に規定する登録優先出資質権者（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十一条第一項において準用する会社法第二百十八條第五項の規定により優先出資者名簿（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十五条第一項に規定する優先出資者名簿をいう。以下同じ。）に記載され、又は記録された質権者を除く。） 新設合併（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第三条第一項第

第百三十七條第一項第三号	基準日（会社法第百二十四条第一項に規定する基準日をいう。以下この章において同じ）	一定の日 一定の日（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第百六条第二項第一号に規定する一定の日をいう。以下この条において同じ）	二号から第六号までの規定による合併を除く。以下同じ。）に際して
第百三十七條第三項	基準日	一定の日	
第百三十八條第一項	消滅する会社又は株式交換若しくは株式移転をする会社（以下この章から第九章までにおいて「消滅会社等」と総称する）	消滅する協同組織金融機関（以下「消滅協同組織金融機関」という）	
第百四十七條第三項第四号	前号に規定する場合における会社法第百八条第一項に規定する法務省令	発行者が議決権を行使する者のみを定めるために基準日（協同組織金融機	
	存続会社等又は新設会社等	吸収合併（金融機関の合併及び転換に関する法律第三条第一項第二号から第六号までの規定による合併を除く。以下同じ。）により存続する協同組織金融機関（以下「存続協同組織金融機関」という。）又は新設合併により設立する協同組織金融機関（以下「新設協同組織金融機関」という。）	

第百三十一條第三項	以後、速やかに	で
第百三十一條第六項	6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。	
	7 発行済みの優先出資の全部について協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合であつて、第十三条第一項の同意を与えようとするときには、第一項の規定にかかわらず、発行者は、その旨及び同項各号に掲げる事項を同項第一号の一定の日の一月前までに公告し、又は優先出資者及び優先出資引受権（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第一項に規定する優先出資引受権をいう。以下同じ。）を有する者に通知	6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

第百四十九条第二項及び第三項	第百四十九条第二項	で定める株主の株式
第百四十九条第一項	剰余金の配当	関の優先出資に関する法律第二十六条において準用する会社法第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。以下同じ。）を定めた場合における協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十三条第三項に規定する優先出資 優先的配当（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五十一条第二号に規定する優先的配当をいう。以下この条において同じ。）、代金（同法第十六条第七項において準用する会社法第二百三十四条第一項各号列記以外の部分に規定する代金をいう。以下この条において同じ。）の交付又は剰余金の配当（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十九条第十一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。） 優先的配当、代金の交付又は剰余金の配当 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第九条
第百五十条第二項	会社法第五十九条第一項又は第二百三条第一項	

第百三十三条第二項及び第三項	に記載又は記録	に記載	しなければならない。
第百三十四条第一項	商法第二百二十二条第一項の決議後又は第百六十三条第一項の一定の日若しくは同法第三百七十六条第一項及び第二項の手續の終了の時のいずれか遅い時以後 当該振替優先出資の取得後又は第百六十三条第一項の一定の日以後		
第百三十五条第一項	商法第二百十三條第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第一項	
第百三十五条第一項第二号	商法第二百十三條第四項	第二百六十三條第一項	
第百三十五条第三項	一定の日又は商法第三百七十六条第一項及び第二項の手續の終了の時のいずれか遅い時 一定の日		
第百三十六條第一項	商法第二百十三條第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第一項	
第百三十六條第一項第一号及び第二号	消却又は併合 場合又は当該振替株式について株式の併合をしようとする場合には	消却	場合には

第百五十条第四項	会社法第二百三十三条第二項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第九条第二項	第一項
第百五十一条第一項第四号	第二百五条 経過したとき（発行者が会社法第四百五十四条第五項に規定する中間配当に係る基準日を定めたと きを除く。）	第十条第四項 経過したとき	
第百五十一条第七項	第一項第一号、第二号	第一項第一号	
第百五十二条第一項	会社法第三百三十条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条第一項	
第百五十三条	一株 生じたとき、又は単元未満株式が生じたとき 会社法第三百八条第一項	優先出資一口 生じたとき 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十三条第一項	については、当該端数（ これはの数に

第百五十四条第一項	会社法第百三十条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条第一項
第百五十九条第一項	株券喪失登録	優先出資証券喪失登録（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十一条第二項において読み替えて準用する会社法第二百二十三条の優先出資証券喪失登録をいう。）
第百六十条第一項	でない場合又は合併により消滅する会社が持分会社である場合	でない場合
第百六十条第三項	交付しようとするとき、又は存続会社等若しくは新設会社等が株式会社でないとき	交付しようとするとき

第百四十六条第二項	三十一条第四項（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十三条第四項（同条第八項及び第十項において準用する場合を含む。）	第百四十三条第四項
第百四十六条第二項	商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（同法第二百三十条ノ七第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、同法第二百十六条第一項又は第二百二十条第四項（同法第二百十三条第二項において準用する場合を含む。）の期間内に利害関係人が異議を述べなかつた場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。）において	同項の優先出資証券に係る除権決定の正本又は謄本その他の主務省令で定めるものを添付して請求があつた場合には、遅滞なく
株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（同法第二百三十条第二項に規定する名義人をいい、同法第二百三十条ノ六第四項又は同法第二百三十条ノ七第三項の規定により名義書換をしたものとみ	当該請求を行った者（以下この条において「請求者」という。）	

第百四十六條第三項	名義人の	名義人が同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後	請求者が当該申出の日
第百四十六條第三項第二号	名義人	同法の請求があつた場合には	請求者が当該請求の日以後
第百四十六條第五項の表	商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日の前に株券喪失登録がされた株券の株式	第百四十六條第二項に規定する請求の日の前に当該請求に係る優先出資	
第百五十三條第一項	同項に規定する日後に、第百四十六條第一項の振替株式	当該請求の日後に、当該優先出資	
第百五十五條第三項	消却され、又は転換された	消却された	
第百五十五條第三項	権利及び同法第二百九十三條ノ五第一項の金銭の分配を受ける権利	権利	
第百五十五條第三項第二号	商法第二百四十一條第二	協同組織金融機関の優先	

第百五十五條第三項第四号	項	前号に規定する	發行者が議決権を行使する者のみを定めるために協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十五條において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めた	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十二條第三項	消却	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四條第一項第二号に規定する優先的配当又は同法第十九條第十一項の規定による剰余金の配当	優先出資申込証（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第九條第二項に規定する優先出資申込証いう。以下同じ。）	優先出資引受權証書（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六條第二項第三号に規定する優
第百五十七條第一項	消却又は転換	利益若しくは利息の配当、同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配又は資本若しくは資本準備金若しくは利益準備金の減少に伴う払戻し	株式申込証	新株引受權証書	第百五十八條第二項第一号	第百五十八條第二項第二号	第百五十七條第三項	第百五十八條第二項第二号

		第百五十八條第三項	記載し、又は記録	先出資引受権証書をいう。 （以下同じ。）
		第百五十八條第四項	記載し、又は商法第二百八十条ノ六第二項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならぬ。	記載しなければならない。
	第百五十九條第一項第二号	商法第二百十五條ノ二、第二百十九條第一項、第二百八十条ノ四第三項（同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第四項において準用する場合を含む。）又は第三百七十四條ノ七第一項（同法第三百七十四條ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六條第五項において読み替へて準用する商法第二百八十条ノ四第三項又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十六條第五項において読み替へて準用する商法第二百十九條第一項	
第百五十九條第一項第三号	とき（当該発行者が商法第二百九十三條ノ五第一項の規定により定款をもって營業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、營業年度ごとに、その日が到来したとき（第一号に該当するときを除く。））。	とき（当該発行者が商法第二百九十三條ノ五第一項の規定により定款をもって營業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、營業年度ごとに、その日が到来したとき（第一号に該当するときを除く。））。	とき。	

第百六十条第一項		株主（当該発行者が同項の規定により定款をもつて営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとのその日の株主）	
記載し、又は記録	商法第二百二十三条第一項	記載	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条
同法第二百六条第一項		協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十三条第一項	
前二項		第一項	
株主名簿又は端株原簿		優先出資者名簿	
記載し、又は記録		記載	
記載し、又は記録		記載	
第百六十条第四項	記載され、又は記録された	記載された	
第百六十条第五項	生じたとき又は単元未満株式が生じたとき	生じたとき	
第百六十一条	商法第二百四十一条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十二条第一項	

	第百六十二条第一項	第百六十三条第一項	第百六十三条第二項	第百六十九条第一項第二号
又は当該単元未滿株式については、当該端数又は当該単元未滿株式の数を一単元の株式数で除した数（これらの数に	商法第二百六条第一項	商法第二百十三條第一項	場合（ 一定の日又は同法第二百七十六條第一項及び第二項の手續の終了の時のいずれか遅い時	同条第四項第一号イ 第百三十一条第四項（第百四十條第一項において準用する場合を含む。）
については、当該端数（	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十三條第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五條第一項	第二百六十三條第一項 一定の日	第百三十四条第四項第一号イ 第百三十一条第四項

第百六十九条第一項第六号			第百六十九条第一項第五号		
	同条第四項第九号（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）	同項第九号		第百三十一条第四項第九号（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）	同項第九号
第百六十九条第一項第六号	第百四十三条第四項（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）	第百四十三条第四項	同条第一項第七号（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）	第百四十二条第一項前段（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）	第百四十二条第一項前段
	同項第九号	同項第七号			

（発行済みの優先出資を振替優先出資とする場合の特例）

第二百六十二条 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えようとする場合に、当該優先出資の質権者であつて優先出資者名簿（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条に規定する優先出資者名簿をいう。以下同じ。）に記載がされていない者が、前条において読み替えて準用する第百三十一条第一項の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、当該質権者の氏名又は名称及び住所を優先出資者名簿に記載することを請求したときは、発行者は、当該優先出資について当該

請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載である旨を優先出資者名簿に記載しなければならない。

（振替優先出資の消却に関する協同組織金融機関の優先出資に関する法律の特例）

第二百六十三条 発行者は、振替優先出資について協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第一項の規定により優先出資の消却をしようとする場合（自己の有する優先出資のみを消却しようとする場合を除く。）には、その旨及び当該発行者の定める一定の日においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、優先出資の消却は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

（振替優先出資の発行無効判決が確定した場合に関する協同組織金融機関の優先出資に関する法律の特例）

第二百六十四条 発行者は、振替優先出資の発行を無効とする判決が確定したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（振替優先出資についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律の適用除外）

第二百六十五条 振替優先出資については、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条において準用する商法第二百八十条ノ十七第二項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第五項において準用する商法第二百五条第一項及び第二項並びに第二百二十条第四項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十六条第五項において準用する商法第二百五条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十条第四項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十二条第三項から第五項まで、同法第二十六条第一項、同条第二項において準用する商法第二十七条第二項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十八条並びに同法第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二の規定は、適用しない。

第三節 特定目的会社の優先出資の振替

（権利の帰属）

第二百六十六条 優先出資（資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資をいい、旧資産流動化法第二条第三項に規定する優先出資を含む。以下この節において同じ。）で振替機関が取り扱うもの（以下この節において「振替優先出資」という。）

（振替優先出資についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律の適用除外）

第二百三十六条 振替優先出資については、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十六条において準用する会社法第二百二十二条第一項から第三項まで、第三百三十二条第二号及び第三号並びに第三百三十三条の規定並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十七条第三項において準用する会社法第四百七条第一項、第四百八条及び第四百五十二条第三項の規定は、適用しない。

2 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第七条第一項の規定にかかわらず、振替優先出資を発行している協同組織金融機関は、当該規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

3 振替優先出資の譲渡における協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条第一項の規定の適用については、同項中「協同組織金融機関その他の第三者」とあるのは、「協同組織金融機関」とする。

第三節 特定目的会社の優先出資の振替

（権利の帰属）

第二百三十七条 優先出資（資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下この章において同じ。）で振替機関が取り扱うもの（以下この章において「振替優先出資」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿

の記載又は記録により定まるものとする。

- 2| 発行者が、その優先出資について第十三条第一項の同意を与えるには、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）によらなければならない。

（優先出資証券の不発行等）

- 2| 第二百三十八条 振替優先出資については、優先出資証券（資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

- 2| 振替優先出資の優先出資社員（資産の流動化に関する法律第二十六条に規定する優先出資社員をいう。以下同じ。）は、当該振替優先出資を取り扱う振替機関が第二十二條第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一條第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は当該振替優先出資が振替機関によって取り扱われなくなったときは、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、優先出資証券の発行を請求することができる。

- 3| 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えた場合には、優先出資証券（公示催告手続が行われているものを除く。）は、次条第一項において準用する第三百三十一條第一項第一号の一定の日において、無効とする。

- 4| 次条第一項において準用する第三百三十一條第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券は、次条第一項において準用する第三百三十條第二項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

（優先出資に関する株式に係る規定の準用）

- 第二百三十九條 第七章の規定（第二百二十八條、第三百三十一條第二項、第三百三十四條、第三百三十五條、第三百三十七條、第三百三十八條、第四百四十五條第六項、第四百四十六條第六項

についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

- 2| 発行者が、その優先出資について第十三条第一項の同意を与えるには、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）によらなければならない。

（優先出資証券の不発行等）

- 2| 第二百六十七條 振替優先出資については、優先出資証券（資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する優先出資証券をいい、旧資産流動化法第二条第七項に規定する優先出資証券を含む。以下この節において同じ。）及び単位未満優先出資証券（資産の流動化に関する法律第四十八條の四の二第一項に規定する単位未満優先出資証券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

- 2| 振替優先出資の優先出資社員（資産の流動化に関する法律第二十六条に規定する優先出資社員をいい、旧資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員及び単位未満優先出資証券を発行しない旨の資産流動化計画（資産の流動化に関する法律第二条第四項に規定する資産流動化計画をいう。以下同じ。）の定めのない特定目的会社の単位未満優先出資社員（資産の流動化に関する法律第四十八條の三第一項第一号に規定する単位未満優先出資社員をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）は、当該振替優先出資を取り扱う振替機関が第二十二條第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一條第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替優先出資が振替機関によって取り扱われなくなったときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、優先出資証券（単位未満優先出資社員の場合にあつては、単位未満優先出資証券）の発行を請求することができる。

- 3| 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えた場合には、優先出資証券及び単位未満優先出資証券（それぞれ公示催告手続が行われているものを除く。）は、次条において読み替えて準用する第三百三十一條第一項第一号の一定の日において、無効とする。

- 4| 次条において読み替えて準用する第三百三十一條第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券及び単位未満優先出資証券は、次条において読み替えて準用する第四百四十六條第四項において読み替えて準用する第三百三十一條第五項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

（優先出資に関する株式に係る規定の準用）

- 第二百六十八條 第七章の規定（第二百二十八條、第三百三十四條第七項、第三百三十七條から第四百四十五條まで、第五百三十三條第六項、第五百四十四條第六項、第五百五十五條第三項第

、第四百七十七条第三項第三号、第五百五十条第一項、第五百五十一条第一項第三号、第五百五十六号から第五百五十八号まで、第六百六十条、第六百六十一条及び第六百六十二条第一項第二号の規定を除く。次項において同じ。）は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	口数
登録株式質権者	登録優先出資質権者
総数	総口数
振替数	振替口数
株主名簿	優先出資社員名簿
発行総数	発行総口数
合計数	合計口数
超過数	超過口数
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限口数
特定被通知株主	特定被通知優先出資社員
少数株主権等	少数優先出資社員権等
特別株主	特別優先出資社員

三号、第五百五十八条第一項並びに第二項第二号及び第三号、第六百六十四条、第六百六十五条、第六百六十七条、第六百六十八条並びに第六百六十九条第一項第三号から第六号までの規定を除く。次項において同じ。）は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	口数
端株主	単位未満優先出資社員
総数	総口数
株主名簿	優先出資社員名簿
振替数	振替口数
発行総数	発行総口数
超過数	超過口数
合計数	合計口数
特定被通知株主	特定被通知優先出資社員
少数株主権等	少数優先出資社員権等
新株予約権	新優先出資の引受権
株式申込証	優先出資申込証
特別株主	特別優先出資社員
一株	優先出資一口
端株原簿	単位未満優先出資原簿

2 | 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十九条第三項第二号	種類株式発行会社	二以上の種類の優先出資（資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下同じ。）を発行する特定目的会社
第三百十条第一項	会社の成立後 成立後同意	優先出資の発行後 発行後同意
第三百十条第一項第二号	会社法第百五十二条第一項に規定する登録株式質権者	資産の流動化に関する法律第四十三条第四項に規定する登録優先出資質権者（第二百四十四条の規定により優先出資社員名簿（同法第四十三条第一項に規定する優先出資社員名簿をいう。以下同じ。）に記載され、又は記録された質権者を除く。）
第三百十一条第一項	特定の銘柄の振替株式を交付しようとする場合において、当該振替株式の株主又は登録株式質権者のために開設された振替株式の振替を行うための口座を知ることができる	発行済みの特定の種類の優先出資について第十三条第一項の同意を与えようとする場合に

2 | 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十九条第三項第四号	以下	第三百十一条第一項を除き、以下
第三百十一条第一項	会社の成立後に その旨及び 第一号の 一月前までに 株主及び株主名簿	発行済みの その旨、第一号の一定の日において優先出資証券及び単位未満優先出資証券は無効となる旨並びに 同号の 一月前までに公告し、かつ、 優先出資社員等（優先出資社員及び単位未満優先出資原簿（資産の流動化に関する法律第四十八条の三第一項に規定する単位未満優先出資原簿をいう。以下同じ。）に記載又は記録のある単位未満優先出資社員をいう。以下この条において同じ。）及び優先出資社員名簿（資産の流動化に関する法律第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいい、旧資産流動化

第百三十一條第四項	第百三十一條第一項第一号						
		いとき	新設合併に際して振替株式を交付する場合その他の主務省令で定める場合にあっては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下	次に掲げる事項	第一号	一月前までに当該振替株式	又は登録株式質権者となるべき者として主務省令で定めるもの
第百三十一條第四項	第百三十一條第一項第一号	以下	第一号の一定の日において優先出資証券（資産の流動化に関する法律第二十九条第九項に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。）は無効となる旨及び次に掲げる事項	同号	一月前までに公告し、かつ、当該優先出資	及び登録優先出資質権者	優先出資
							通知又は振替の申請
第百三十一條第四項	第百三十一條第一項第一号	特定目的会社は、第一号の一定の日において、同項に規定する特定の種類の					

第百三十一條第一項第一号	第百三十一條第一項第二号						
		株主（ 及び当該質権者	第四項	二、前号の株主又は質権者のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（次項本文（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）、第百三十三條第二項第一号（同条第三項（第百四十条第二項及び第百四十六條第五項において準用する場合を含む。））及び第百四十条第二項及び第百四十六條第五項において準用する場合）	二、前号の優先出資社員等、質権者又は証券提出単位未満優先出資社員のために開設された当該振替優先出資の振替を行うための口座（次項本文、第百三十三條第二項第一号（同条第三項（第百四十条第二項及び第百四十六條第五項において準用する場合を含む。））及び第百四十条第二項及び第百四十六條第五項において準用する場合）	法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿を含む。以下同じ。）	優先出資社員等（ 及び当該質権者並びに当該一定の日の前日までに単位未満優先出資証券の提出があった単位未満優先出資社員（以下この条において「証券提出単位未満優先出資社員」という。）及び当該単位未満優先出資証券に係る単位未満優先出資の質権者
第百三十一條第一項第一号	第百三十一條第一項第二号	株主（ 及び当該質権者	第四項	二、前号の株主又は質権者のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（次項本文（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）、第百三十三條第二項第一号（同条第三項（第百四十条第二項及び第百四十六條第五項において準用する場合を含む。））及び第百四十条第二項及び第百四十六條第五項において準用する場合）	二、前号の優先出資社員等、質権者又は証券提出単位未満優先出資社員のために開設された当該振替優先出資の振替を行うための口座（次項本文、第百三十三條第二項第一号（同条第三項（第百四十条第二項及び第百四十六條第五項において準用する場合を含む。））及び第百四十条第二項及び第百四十六條第五項において準用する場合）	法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿を含む。以下同じ。）	優先出資社員等（ 及び当該質権者並びに当該一定の日の前日までに単位未満優先出資証券の提出があった単位未満優先出資社員（以下この条において「証券提出単位未満優先出資社員」という。）及び当該単位未満優先出資証券に係る単位未満優先出資の質権者
		株主（ 及び当該質権者	第四項	二、前号の株主又は質権者のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（次項本文（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）、第百三十三條第二項第一号（同条第三項（第百四十条第二項及び第百四十六條第五項において準用する場合を含む。））及び第百四十条第二項及び第百四十六條第五項において準用する場合）	二、前号の優先出資社員等、質権者又は証券提出単位未満優先出資社員のために開設された当該振替優先出資の振替を行うための口座（次項本文、第百三十三條第二項第一号（同条第三項（第百四十条第二項及び第百四十六條第五項において準用する場合を含む。））及び第百四十条第二項及び第百四十六條第五項において準用する場合）	法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿を含む。以下同じ。）	優先出資社員等（ 及び当該質権者並びに当該一定の日の前日までに単位未満優先出資証券の提出があった単位未満優先出資社員（以下この条において「証券提出単位未満優先出資社員」という。）及び当該単位未満優先出資証券に係る単位未満優先出資の質権者

	えていないときは、速やかに、当該	第十三条第一項の
第百三十一条第五項	5 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の株主又は登録株式質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。	5 第一項に規定する場合において、特定目的会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の優先出資社員（資産の流動化に関する法律第二十六条に規定する優先出資社員をいう。以下同じ。）又は登録優先出資質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該特定目的会社が開設の申出をした特別口座（を前条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。）。
	6 第一項の規定にかかわらず、優先出資の全部について資産の流動化に関する法律第四十九条第二項において準用する会社法第二百十七条第四項の規定により優先出資証券を発行していない特定目的会社が第十三条第一項の同意を与えようとする	

	を含む。）、第百四十三條第二項本文（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）、第百四十四條第二項第一号（同条第三項（同条第七項から第十項までにおいて準用する場合を含む。）及び第七項から第十項までにおいて準用する場合を含む。）又は第百四十六條第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座（以下この章において「既存特別口座」という。）を除く。）を前号の一定の日までに当該発行者に通知すべき旨	により振替機関等が開設した口座（以下この章において「既存特別口座」という。）を除く。）を前号の一定の日までに当該発行者に通知すべき旨二の二単位未満優先出資証券を第一号の一定の日の前日までに当該発行者に提出すべき旨
第百三十一条第二項	株主又は質権者	優先出資社員等、質権者又は証券提出単位未満優先出資社員
株主又は当該質権者	株主又は当該質権者	優先出資社員等、当該質権者又は当該証券提出単位未満優先出資社員
第百三十一条第三項	以後、速やかに	において
第百三十一条第四項第二号	株主又は質権者	優先出資社員等、質権者又は証券提出単位未満優先出資社員

第百三十三条第二項	通知又は振替の申請	通知	場合には、第一項第一号の一定の日の一月前までに、優先出資社員及び登録優先出資権者に対し、同項各号に掲げる事項を通知すれば足りる。 7 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。
第百三十六条第三項	保有欄等において	口座（機開口座及び顧客口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄又は質権欄。以下この章において「保有欄等」という。）において	
第百四十七條第三項	会社法第百二十四条第一項	資産の流動化に関する法律第四十三条第二項	
第百四十七條第三項第四号	前号に規定する場合における会社法第三百八条第一項に規定する法務省令で定める株主の株式	発行者が議決権を行使する者のみを定めるために基準日（資産の流動化に関する法律第四十三条第二項に規定する基準日をいう。以下同じ。）を定めた場合における同法第五十九条第一項に規定す	

第百三十一条第四項第八号	八 第百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項	八 第百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項	
第百三十一条第五項第一号	掲げる記載又は記録	掲げる措置	
イ 第百三十一条第五項第一号	株主	優先出資社員等又は証券提出単位未満優先出資社員	
第百三十一条第五項第一号	ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録	ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録 ヘ 当該振替機関が前項第八号の三の口座を開設したものである場合には、当該口座の保有欄における同項第八号の二の口数の増加の記	

[illegible]

新株予約権（その目的である株式が振替株式であるものに限る。）	転換特定社債（資産の流動化に関する法律第百三十一條第一項に規定する転換特定社債をいい、転換によって発行すべき優先出資が振替優先出資（第二百三十七條第一項に規定する振替優先出資をいう。以下同じ。）であるものに限る。以下同じ。）又は新優先出資の引受権（同法第百三十九條第二項に規定する新優先出資の引受権をいい、その行使によって発行する優先出資が振替優先出資であるものに限る。以下同じ。）を付した新優先出資引受権付特定社債（同条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。以下同じ。）
新株予約権に	転換特定社債又は当該新優先出資引受権付特定社債に
会社法第二百四十二條第一項	同法第二百二十二條第一項
新株予約権の目的である	転換特定社債の転換によって発行すべき振替優先出資又は新優先出資の引受権の行使によって発行する

ロ 当該振替機関が前項第八号の三の口座を開設したものである場合には、当該口座の保有欄における同項第八号の二の口数の増加の記載又は記録 ハ 当該振替機関が前項第八号の三の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって同号の発行者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該発行者に係る同項第八号の二の口数の増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する同号及び同項第八号の三に掲げる事項の通知	6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。	6 前項の規定は、同項第一号ト並びに第二号イ及びハ（これらの規定をこの項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。 7 発行済みの優先出資
第百三十一條第六項		

第百五十条第六項	新株予約権を行使する者は、当該新株予約権の目的である株式が振替株式であるとき	転換特定社債の転換を請求する者又は新優先出資の引受権を行使する者
第百五十一条第一項第四号	会社法第四百五十四条第五項	資産の流動化に関する法律第百十五条第一項
第百五十二条第一項	会社法第三百十条第一項	資産の流動化に関する法律第四百五条第一項
第百五十三条	一株 生じたとき、又は単元未満株式が生じたとき	優先出資一口 生じたとき
	会社法第三百八条第一項	資産の流動化に関する法律第五十九条第一項
	又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を単元株式数で除した数（これらの数に	については、当該端数（
第百五十四条第一項	会社法第三百十条第一項	資産の流動化に関する法律第四百五条第一項
第百五十五条	会社法第百十六条第一項、第百九十二条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項	資産の流動化に関する法律第百五十三条第一項

の全部について資産の流動化に関する法律第四十九条第一項において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合であつて、資産の流動化に関する法律第四十八条の四の二第一項本文の請求がないとき又は同項ただし書の規定により単位未満優先出資証券が発行されていないとき（旧資産流動化法第四十九条において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合を含む。）において、第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、第一項の規定にかかわらず、発行者は、その旨及び同項各号に掲げる事項を同項第一号の一定の日の一月前までに公告し、又は優先出資社員等及び転換特定社債（資産の流動化に関する法律第百十三条の二第二項に規定する転換特定社債をいう。以下同

第百五十九条第二項	第百五十九条第一項
登録抹消日において	株券喪失登録がされた株券 については、登録抹消日（会社法第二百三十条第一項に規定する登録抹消日をいう。以下この条において同じ。）まで
当該株式についての登録抹消日における株券喪失登録者（会社法第二百二十四条第一項に規定する株券喪失登録者をいう。）である名義人（同法第二百二十一条第三号に規定する名義人をいう。）その他の主務省令で定める者 名義人等	第百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続（非訟事件手続法第百四十二条に規定する公示催告手続をいう。）が行われている優先出資証券 については、
請求者	同項の優先出資証券に係る除権決定の正本又は謄本その他の主務省令で定める書類を添付して請求があった場合には、遅滞なく 当該請求を行った者

第百四十六条第一項	第百三十六条第三項	第百三十六条第一項第三号	第百三十六条第一項	第百三十五条第一項第二号	第百三十五条第一項	第百三十四条第一項	
株券喪失登録がされた株券の株式、商法第二百三十条ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式	消却	商法第二百十三條第四項又は同法第二百十五條ノ二	商法第二百十三條第一項	商法第二百十三條第四項	商法第二百十三條第一項	商法第二百十二條第一項の決議後	
第百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券又は単位未満優先出資証券の優先	消却又は併合	第二百七十一條第一項又は第二百七十二條第一項	資産の流動化に関する法律第四十八條第一項又は旧資産流動化法第四十八條	第二百七十一條第一項	資産の流動化に関する法律第四十八條第一項又は旧資産流動化法第四十八條	当該振替優先出資の取得後	じ。）若しくは新優先出資の引受権（同法第百十三條の四第二項に規定する新優先出資の引受権をいう。以下同じ。）を有する者に通知しなければならない

	登録抹消日までに	当該申出の日までに
第百五十九条第三項第一号	名義人等	請求者

	これらの株式又は新株 第百三十条第一項、第百三十一条第四項（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十三条第四項（同条第八項及び第十項において準用する場合を含む。）。		出資 当該優先出資 同条第四項	
第百四十六条第二項	商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（同法第二百三十条ノ七第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、同法第二百十六条第一項又は第二百二十条第四項（同法第二百十三条第二項において準用する場合を含む。）の期間内に利害関係人が異議を述べなかつた場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。）において	同項の優先出資証券又は単位未満優先出資証券に係る除権決定の正本若しくは謄本その他の主務省令で定めるものを添付して請求があつた場合には、遅滞なく	株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（同法第二百三十条第二項に規	当該請求を行った者（以下この条において「請求者」という。）

第百四十六條第三項		第百四十六條第三項第二号		第百四十六條第四項		第百四十六條第五項の表	
名義人の 商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後		名義人 第百三十一条第五項及び		商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日の前に株券喪失登録がされた株券の株式		同項に規定する日後に、第百四十六條第一項の振	
請求者の 同項の請求があつた場合には		請求者 第百三十一条第五項（第一号へ及びト並びに第二号ロ及びハを除く。）及び		第百四十六條第二項に規定する請求の日の前に当該請求に係る優先出資		当該請求の日後に、当該優先出資	
請求者が当該申出の日				（同法第二百三十条ノ第二項に規定する株券喪失登録者をいう。）を含む。以下この条において同じ。）		名義人が同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日	
定する名義人をいい、同法第二百三十条ノ六第四項又は同法第二百三十条ノ七第三項の規定により名義書換をしたものとみなされる株券喪失登録者（同法第二百三十条ノ第二項に規定する株券喪失登録者をいう。）を含む。以下この条において同じ。）							

			第百五十三条第一項	
		第百五十五条第三項	商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する権利及び同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配	替株式 消却され、又は転換された
	第百五十五条第三項第二号	商法第二百四十一条第二項の株式	資産の流動化に関する法律第四十四条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する権利（旧資産流動化法第四十四条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めた場合における	消却された
第百五十五条第三項第四号	前号に規定する場合における商法第二百四十一条第三項の株式	発行者が議決権を行使する者のみを定めるために資産の流動化に関する法律第四十四条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めた場合における	資産の流動化に関する法律第四十四条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する権利（旧資産流動化法第四十四条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めた場合における	

第百五十九条第一項第二号	第百五十八条第五項				第百五十八条第四項		第百五十八条第三項			
	新株予約権の目的である株式				新株予約権を		株主名簿		新株予約権付社債申込証	
	商法第二百八十条ノ三十七第一項の請求書（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、同法第三百四十一条ノ三十三第一項の請求書）				若しくは新株引受権証書に記載し、又は商法第二百八十条ノ六第二項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。					
第二百七十二条第一項	資産の流動化に関する法律第百十三条の二の五第一項又は第百十三条の四の七第一項の請求書				転換特定社債の引受権の目的である優先出資		優先出資社員名簿及び単位未満優先出資原簿		同法第百十条第一項に規定する特定社債申込証	
	転換特定社債の転換によつて発行すべき優先出資又は当該新優先出資の引受権の目的である優先出資				転換特定社債の転換を請求する者又は新優先出資の引受権を		に記載しなければならない。		社債をいう。）に	

	第二百十九条第一項、第二百八十條ノ四第三項（同法第二百八十條ノ二十五第三項及び第三百四十一條ノ十五第四項において準用する場合を含む。）又は第三百七十四條ノ七第一項（同法第三百七十四條ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）	
第百五十九条第一項第三号	商法第二百九十三條ノ五第一項	資産の流動化に関する法律第二百一条又は旧資産流動化法第二百一条第一項
第百六十条第一項	商法第二百二十三條第一項	資産の流動化に関する法律第四十四條第一項又は旧資産流動化法第四十四條第一項
	同法第二百六條第一項の名義書換	資産の流動化に関する法律第四十二條第一項の名義書換（旧資産流動化法第四十二條第一項の名義書換を含む。）
第百六十条第二項	商法第二百二十條ノ二第二項	資産の流動化に関する法律第四十八條の三第一項
	発行者（一株に満たない端数を端株として端株原簿に記載し、又は記録しない旨の定款の定めがない旨の定款の定めがあ	発行者

第百六十一条	生じたとき又は単元未満株式が生じたとき 商法第二百四十一条第一項 又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を一単元の株式数で除した数（これらの数に			第百六十二条第一項	商法第二百六条第一項	資産の流動化に関する法律第四十二条第一項又は旧資産流動化法第四十二条第一項	生じたとき
第百六十三条第二項	場合には	同法第二百三十三条第四項	場合（	商法第二百三十三条第一項	資産の流動化に関する法律第四十八条第一項又は旧資産流動化法第四十八条	場合（自己の有する優先出資のみを消却しようとする場合並びに	第二百七十一条第一項
第百六十三条第二項	場合には	同法第二百三十三条第四項	場合には	第百六十三条第二項	場合には、第二百七十一条第二項の規定にかかわらず		

	同条第四項第一号イ	第百三十四条第四項第一号イ
第百六十六条	商法第二百四十五条ノ三第六項(同法第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項(同法第三百七十一条第二項において準用する場合を含む。)、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。)、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及び第四百十三条ノ三第七項において準用する場合を含む。) 	資産の流動化に関する法律第百十八条の四第四項において読み替えて準用する商法第二百四十五条ノ三第六項
第百六十九条第一項第二号	第百三十一条第四項(第百四十条第一項において準用する場合を含む。) 第百三十一条第四項第九号(第百四十条第一項において準用する場合を含む。) 	第百三十一条第四項 同項第九号

定する銘柄をいう。以下第二百四十三条までにおいて同じ。）の振替優先出資について優先出資の消却をしようとする場合（次条第一項及び第二百四十二条第一項に規定する場合を除く。）には、当該振替優先出資の発行者は、第二百四十五条第三項の一定の日又は資産の流動化に関する法律第百十一条第二項から第四項までの規定による手続の終了の時のいずれか遅い時以後、遅滞なく、当該振替優先出資について抹消の通知をしなければならぬ。この場合において、当該通知は、当該抹消によりその口座（顧客口座（前条第一項において準用する第百二十九条第二号に規定する顧客口座をいう。）以下この条及び次条において同じ。）を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替優先出資について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知を示さなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知をする場合には、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該抹消によりその口座において減少の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座

二 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替優先出資の銘柄及び口数

三 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄（前条第一項において準用する第百三十条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。次条第三項及び第二百四十二条第五項において同じ。）であるか、又は質権欄（前条第一項において準用する同号ロに規定する質権欄をいう。以下この条及び次条において同じ。）であるかの別

四 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替優先出資についての優先出資社員の氏名又は名称及び住所並びに第二号の口数のうち当該優先出資社員ごとの口数

4 第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第二号の口数についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第四号の優先出資社員ごとの口数の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の口数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（振替優先出資の全部の消却に関する記載又は記録手続）

第二百四十一条 特定の銘柄の振替優先出資の全部について優先出資の消却をしようとする場合には、当該振替優先出資の発行者は、第二号の効力発生日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該優先出資の消却に係る振替優先出資の銘柄

二 第二百四十五条第一項の効力発生日

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替優先出資の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の効力発生日又は資産の流動化に関する法律第百十一条第二項から第四項までの規定による手続の終了の時のいずれか遅い時において、その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替優先出資についての記載又は記録がされている保有欄等（第二百三十九条第一項において準用する第百三十六条第三項に規定する保有欄等をいう。次条第三項及び第五項において同じ。）において、当該振替優先出資の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（保有優先出資口数に応じた振替優先出資の消却に関する記載又は記録手続）

第二百四十二条 特定の銘柄の振替優先出資について優先出資社員の有する当該振替優先出資の口数に応じて優先出資の消却をしようとする場合には、当該振替優先出資の発行者は、第三号の効力発生日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該優先出資の消却に係る振替優先出資の銘柄

二 一から次のイの発行総口数の口の発行総口数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）

イ 優先出資の消却後の当該振替優先出資の発行総口数

ロ 優先出資の消却前の当該振替優先出資の発行総口数

三 第二百四十五条第一項の効力発生日

四 当該発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの二）

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替優先出資の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号の効力発生日又は資産の流動化に関する法律第百十一条第二項から第四項までの規定による手続の終了の時のいずれか遅い時において、その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替優先出資についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている口数に減少比率をそれぞれ乗じた口数についての減少の記載又は記録をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によって減少の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等の一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第四号の口座の保有欄に政令で定める記載又は記録をしなければならない。振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従った措置を執らなければならない。

（発行者が誤って振替優先出資の消却をした場合における取扱い）

第二百四十三条 発行者が第二百三十九条第一項において準用する第二百四十七条第一項又は第二百四十八条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた振替優先出資についてした優先出資の消却は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替優先出資についての当該発行者に対抗することができる口数を減少させる効力を有しない。

2 前項に規定する優先出資の消却に際して優先出資社員に金銭が支払われたときは、当該優先出資社員は、発行者に対し、その金額の返還をする義務を負わない。

3 発行者は、第一項に規定する優先出資の消却をしたときは、前項に規定する金額の限

度において、第二百三十九条第一項において準用する第四百七十七条第二項又は第四百八条第二項の規定による優先出資社員の振替機関等に対する権利を取得する。

(発行済みの優先出資を振替優先出資とする場合の特例)

第二百四十四条 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、当該優先出資の質権者（登録優先出資質権者（資産の流動化に関する法律第四十三条第四項に規定する登録優先出資質権者をいう。）を除く。）は、第二百三十九条第一項において準用する第三百三十一条第一号の一定の日の前日までに、発行者に対し、同法第四十五条第四項において準用する会社法第四百八条各号に掲げる事項を優先出資社員名簿（資産の流動化に関する法律第四十三条第一項に規定する優先出資社員名簿をいう。）に記載し、又は記録することを請求することができる。

(発行済みの優先出資を振替優先出資とする場合の特例)

第二百六十九条 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、当該優先出資の質権者であって優先出資社員名簿（資産の流動化に関する法律第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいい、旧資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録がされていない者が、前条において読み替えて準用する第三百三十一条第一項の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、当該質権者の氏名又は名称及び住所を優先出資社員名簿に記載又は記録することを請求したときは、発行者は、当該優先出資について当該請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載又は記録である旨を優先出資社員名簿に記載し、又は記録しなければならない。

(単位未満優先出資を振替優先出資とする場合の特例)

第二百七十条 発行者は、第二百六十八条において準用する第三百三十一条第二号の読替え後の同項第二号の二の規定により当該発行者に対し単位未満優先出資証券の提出があった場合には、次に掲げる事項を単位未満優先出資原簿（資産の流動化に関する法律第四十八条の三第一項に規定する単位未満優先出資原簿をいう。）に記載し、又は記録しなければならない。

一 当該単位未満優先出資証券を提出した単位未満優先出資社員の氏名又は名称及び住所

二 各単位未満優先出資社員が提出した単位未満優先出資証券に係る単位未満優先出資（資産の流動化に関する法律第四十八条の三第一項に規定する単位未満優先出資をいう。以下同じ。）の種類及び優先出資一口に対する割合

三 各単位未満優先出資証券の提出の年月日

2 発行者は、第二百六十八条において準用する第三百三十一条第五項第一号ホの読替え後の同号へ又は同項第二号の読替え後の同号ロの規定（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）により第二百六十八条において準用する第三百三十一条第四項第八号の読替え後の同項第八号の三の口座に記載又は記録がされた第二百六十八条において準用する第三百三十一条第四項第八号の読替え後の同項第八号の二に掲げる単位未満優先出資を競売し、かつ、その単位未満優先出資に応じてその代金を従前の単位未満優先出資社員に交付しなければならない。

3 発行者は、前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の単位未満優先出資についてはその価格をもって、市場価格のない同項の単位未満優先出資については裁判

所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。

4 第二項の場合において、同項の単位未満優先出資社員は、請求書に第二百六十七条第三項の規定により無効となった単位未満優先出資証券を添付して、これを発行者に提出しなければならない。この場合において、当該請求書には、住所及び請求の年月日を記載し、これに署名しなければならない。

5 前項の場合において、同項の単位未満優先出資証券を提出することができない者があるときは、発行者は、その者の請求により、利害関係人に対し異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、その期間経過後においてその者に対し第二項の代金を交付することができる。この場合において、当該期間は、三月を下回ってはならない。

6 前項の公告の費用は、請求者の負担とする。

7 第二百六十八条において準用する第三百三十一条第五項第一号ホの読替え後の同号へ又は同項第二号の読替え後の同号ロの規定（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）により記載又は記録がされた第二百六十八条において準用する第三百三十一条第四項第八号の読替え後の同項第八号の二の口数に係る振替優先出資の取得については、資産の流動化に関する法律第四十三条第一項の規定は、適用しない。

（振替優先出資の消却に関する資産の流動化に関する法律等の特例）

第二百七十一条 発行者は、振替優先出資について資産の流動化に関する法律第四十八条第一項又は旧資産流動化法第四十八条の規定により優先出資の消却をしようとする場合（自己の有する優先出資のみを消却しようとする場合を除く。）には、その旨及び当該発行者の定める一定の日（当該一定の日において資産の流動化に関する法律第百八条の八第三項又は第百十八条の九第三項において読み替えて準用する商法第三百七十六条第一項本文及び第二項の手続が終了していないときは、その終了の時）においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、優先出資の消却は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

（振替優先出資の消却に関する資産の流動化に関する法律の特例）

第二百四十五条 発行者は、振替優先出資について優先出資の消却をしようとする場合には、その旨及び資産の流動化に関する法律第四十七条第三項に規定する効力発生日においてその効力が生ずる旨を当該効力発生日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、優先出資の消却は、同項の効力発生日（当該効力発生日において資産の流動化に関する法律第百十一条第二項から第四項までの規定による手続が終了していないときは、その終了の時）にその効力を生ずる。

3 発行者は、第二百四十条第一項に規定する場合には、第一項の規定にかかわらず、その旨及び当該発行者の定める一定の日又は資産の流動化に関する法律第百十一条第二項から第四項までの規定による手続の終了の時のいずれか遅い時以後に当該振替優先出資について第二百四十条第一項の抹消の通知をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

4 第二百四十条第一項に規定する場合には、第二項の規定にかかわらず、優先出資の消却は、同条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

(振替優先出資の併合に関する資産の流動化に関する法律の特例)

第二百四十六条 発行者は、振替優先出資について優先出資の併合をしようとする場合には、資産の流動化に関する法律第五十条第一項において準用する会社法第八十条第二項各号に掲げる事項を同項第二号の日の二週間前までに公告しなければならない。

2| 前項に規定する場合には、優先出資の併合は、資産の流動化に関する法律第五十条第一項において準用する会社法第八十条第二項第二号の日にその効力を生ずる。

(振替優先出資についての資産の流動化に関する法律の適用除外)

第二百四十七条 振替優先出資については、資産の流動化に関する法律第四十五条第三項において準用する会社法第三十二条第二号及び第三号並びに第三十三条の規定並びに資産の流動化に関する法律第四十五条第四項において準用する会社法第四十八条の規定は、適用しない。

2| 資産の流動化に関する法律第五十三条第四項において準用する会社法第十六条第三項の規定にかかわらず、振替優先出資を発行している特定目的会社は、当該規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

第四節 特定目的会社の新優先出資の引受権の振替

(権利の帰属)

(振替優先出資の併合に関する資産の流動化に関する法律の特例)

第二百七十二條 発行者は、振替優先出資について優先出資の併合をしようとする場合には、その旨及び当該発行者の定める一定の日（当該一定の日において資産の流動化に関する法律第十八条の八第三項又は第一百八条の九第三項において読み替えて準用する商法第三百七十六条第一項本文及び第二項の手続が終了していないときは、その終了の時）においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2| 前項に規定する場合には、優先出資の併合は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

(振替優先出資の発行無効判決が確定した場合に関する資産の流動化に関する法律等の特例)

第二百七十三条 発行者は、振替優先出資の発行を無効とする判決が確定したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(振替優先出資についての資産の流動化に関する法律等の適用除外)

第二百七十四条 振替優先出資については、資産の流動化に関する法律第四十一条第三項から第五項まで、第四十六条、同法第四十八条の二第一項において読み替えて準用する商法第二百五十五条第一項及び第二項並びに第二百二十条第四項、資産の流動化に関する法律第四十八条の四の二第五項において読み替えて準用する商法第二百五条、資産の流動化に関する法律第四十九条第一項において読み替えて準用する商法第二百七条、第二百九条第三項、第二百四十四条第三項、第二百十五条、第二百十六条、第二百二十条第四項、第二百二十六条ノ二及び第二百八十条ノ十七第二項、資産の流動化に関する法律第四十九条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十条第四項、資産の流動化に関する法律第一百八条の四第四項において読み替えて準用する商法第二百四十五条ノ三第六項前段並びに資産の流動化に関する法律第一百八条の十第一項において読み替えて準用する商法第二百四十四条第三項、第二百十五条、第二百十六条及び第二百二十条第四項並びに旧資産流動化法第四十一条第三項から第五項まで、第四十六条、第四十九条において読み替えて準用する商法第二百七条、第二百二十六条ノ二及び第二百八十条ノ十七第二項並びに旧資産流動化法第二百二十条第一項において読み替えて準用する商法第二百十五条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第五節 特定目的会社の新優先出資の引受権の振替

(権利の帰属)

第二百四十八条 資産流動化計画（資産の流動化に関する法律第二条第四項に規定する資産流動化計画をいう。）に新優先出資の引受権（同法第三十九条第二項に規定する新優先出資の引受権をいう。以下同じ。）のみを譲渡することができ旨の定めがある新優先出資引受権付特定社債の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新優先出資引受権付特定社債（当該新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の行使によって発行する優先出資が振替優先出資であるものに限る。）の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新優先出資引受権付特定社債であつて、振替機関が取り扱うものに付された新優先出資の引受権（以下「振替新優先出資引受権」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 この節において、振替新優先出資引受権についての数は、当該振替新優先出資引受権の行使によって発行する優先出資の払込金額によるものとする。

（新優先出資の引受権に関する新株予約権に係る規定の準用）

第二百四十九条 第八章の規定（第百六十三条、第百六十四条第三項、第百六十六条第一項第五号から第七号まで及び第二項第一号ロからニまで、第百六十七条、第百六十八条第三項第三号及び第六号、第四項第一号ロ及び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第百六十九条、第百七十一条、第百八十三条、第百八十四条第二項及び第四項、第百八十五条から第百八十七条まで、第百八十九条並びに第百九十条の規定を除く。次項において同じ。）は、新優先出資の引受権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二百七十八条 資産流動化計画に新優先出資の引受権（資産の流動化に関する法律第一百三十九条の四第二項に規定する新優先出資の引受権をいう。以下同じ。）のみを譲渡することができ旨の定めがある新優先出資引受権付特定社債（同条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。以下同じ。）の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新優先出資引受権付特定社債（当該新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の目的である優先出資（同法第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。）が第百六十六条第一項に規定する振替優先出資であるものに限る。）の全部についてこの法律の適用を受けることとする旨を定めた新優先出資引受権付特定社債であつて、振替機関が取り扱うものに付された新優先出資の引受権（以下「振替新優先出資引受権」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 この節において、振替新優先出資引受権についての数は、当該振替新優先出資引受権の行使によって発行する優先出資の発行価額によるものとする。

（新優先出資引受権証券の不発行）

第二百七十九条 振替新優先出資引受権については、新優先出資引受権証券（資産の流動化に関する法律第一百三十九条の四の四第一項に規定する新優先出資引受権証券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2 振替新優先出資引受権を有する者は、当該振替新優先出資引受権を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替新優先出資引受権が振替機関によって取り扱われなくなったときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新優先出資引受権証券の発行を請求することができる。

（新優先出資の引受権に関する新株予約権に係る規定の準用）

第二百八十条 第九章の規定（第百九十三条、第百九十六条第三項第三号及び第六号、第四項第一号ロ及び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第百九十八条、第百九十九条、第二百一条、第二百十二条、第二百十三条第二項、第二百十四条、第二百五十条、第二百七条並びに第二百八条第一項第二号の規定を除く。次項において同じ。）は、新優先出資の引受権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	金額
総数	総額
増加	増額
減少	減額
振替数	振替金額
発行総数	発行総額
合計数	合計額
超過数	超過額
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限額

2| 第八章の規定を新優先出資の引受権について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百六十四条第一項	新株予約権証券	新優先出資引受権証券（資産の流動化に関する法律第百四十二条第一項に規定する新優先出資引受権証券をいう。以下同じ。）
第百六十四条第二項	新株予約権証券	新優先出資引受権証券
第百六十五条第三項第四号	数、当該数のうち新株予約権者ごとの数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所	金額

数	金額
総数	総額
増加	増額
減少	減額
振替数	振替金額
発行総数	発行総額
超過数	超過額
合計数	合計額
新株予約権申込証	特定社債申込証

2| 第九章の規定を新優先出資の引受権について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九十四条第三項第四号	数、当該数のうち新株予約権者（商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権者をいう。以下この章において同じ。）ごとの数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所	金額
第百九十五条第一項	の発行者は、当該振替新株予約権の発行後、遅滞なく	に係る新優先出資引受権付特定社債について、資産の流動化に関する法律第百十三条第一項において

第百六十六條第一項	当該振替新株予約権を発行した	当該振替新優先出資引受権（第二百四十八條第一項に規定する振替新優先出資引受権をいう。）に係る新優先出資引受権付特定社債（資産の流動化に関する法律第百三十九條第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。以下同じ。）を発行した
第百六十六條第一項第二号	又は質権者である加入者	である加入者
第百六十六條第一項第四号	数（次号に掲げるものを除く。）	金額
第百六十六條第二項第一号イ	加入者（同号の新株予約権者であるものに限り）	加入者
第百六十六條第二項第二号	数と同項第五号の振替新株予約権の数を合計した数	金額
第百六十八條第三項第二号	及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号まで	並びに当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号まで及び第八号
質権欄		第百六十五條第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）

第百九十六條第四項第一号イ	振替数	て準用する商法第三百六條第一項に規定する払込みがあった場合には、当該振替新優先出資引受権の発行者は
第百九十六條第四項第二号及び第五号	及び第四号から第六号まで	、第四号及び第五号
第百八十八條第一項各号列記以外の部分	消却され、又は行使された	行使された
第百八十八條第二項第二号	消却され、又は行使された	行使された
	数及び発行者が第二百一條第一項の規定により第百九十五條第一項の通知をすることができない振替新株予約権の数	額
第百八十八條第二項	数は	額は
第百九十九條第一項各号列記以外の部分、第二項第一号及び第三項並びに第二百十條第一項各号列記以外の部分	数の数	の額
	数	額

第百六十八条第四項第一号イ	振替数	前項第一号の金額（以下この条において「振替金額」という。）
第百六十八条第四項第二号及び第五号	及び第四号から第六号まで	、第四号及び第五号
第百七十二条	保有欄等	口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄又は質権欄）
第百七十九条第一項各号列記以外の部分及び同項第二号	消却され、又は行使された	行使された
第百八十条第一項各号列記以外の部分	数の数	の額
第百八十条第一項各号列記以外の部分	控除した数	控除した額
第百八十条第三項	数の数	の額
第百八十一条第一項及び第百八十二条第一項	係る数	の額
第百八十二条第一項	控除した数	控除した額
第百八十四条第一項	乗じた数	乗じた額
	の発行者	に係る新優先出資引受権付特定社債の発行者

分	第百十條第一項第一号	数を控除した数	額を控除した額
	第百十條第一項第二号及び第百十一條第一項各号列記以外の部分	数	額
	第百十一條第一項第一号	数を控除した数	額を控除した額
	第百十一條第一項第二号	数	額
第百十三條第一項	についての新株予約権申込証		に係る新優先出資引受権付特定社債についての特定社債申込証（資産の流動化に関する法律第百十條第一項に規定する特定社債申込証をいう。以下同じ。）
第百十三條第三項	当該	当該	当該新優先出資引受権付特定社債に係る
	の申込みをしようとする	の申込みをしようとする	に係る新優先出資引受権付特定社債の募集に応じようとする
	口座（既存特別口座を除く。）	口座	口座
	記載し、又は商法第二百八十條ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権の発行者に示	記載し、又は商法第二百八十條ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権の発行者に示	記載しなければならない。

第百八十四条第三項			
	振替新株予約権について の会社法第二百四十二条 第一項	新優先出資引受権付特定 社債についての資産の流 動化に関する法律第二百二 十二条第一項	
	において、当該	において、当該新優先出 資引受権付特定社債に係 る	
	の引受け	に係る新優先出資引受権 付特定社債の引受け	
	口座（特別口座を除く。）	口座	
会社法第二百四十二条第 二項	資産の流動化に関する法 律第二百二十二条第二項		
第二百四十四条第一項	第二百二十四条		
の発行者	に係る新優先出資引受権 付特定社債の発行者		

第五節 特定目的会社の転換特定社債の振替

（権利の帰属）

第二百五十条 転換特定社債の発行の決定において、当該決定に基づき発行する転換特定社債（転換によって発行すべき優先出資が振替優先出資であるものに限る。）の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた転換特定社債であって、振替機関が取り扱うもの（以下「振替転換特定社債」という。）についての権利（差押え

第二百十六条	さなければならぬ。振 替新株予約権に係る新株 予約権の引受権の行使を しようとする者も、同様 とする。	
	商法第二百八十条ノ三十 七第一項	資産の流動化に関する法 律第二百十三条の四の七第 一項

（振替新優先出資引受権についての資産の流動化に関する法律の適用除外）

第二百八十一条 振替新優先出資引受権については、資産の流動化に関する法律第二百十三
条の四及び第百十三条の四の七第一項後段の規定は、適用しない。

第六節 特定目的会社の転換特定社債の振替

（権利の帰属）

第二百八十二条 転換特定社債（資産の流動化に関する法律第二百十三条の二第一項に規定
する転換特定社債をいう。以下同じ。）の発行の決定において、当該決定に基づき発行
する転換特定社債（転換によって発行すべき優先出資（同法第二条第五項に規定する優
先出資をいう。）が第二百十六条第一項に規定する振替優先出資であるものに限る。

を受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。）の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

（転換特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用）

第二百五十一条 前章の規定（第百九十二条、第百九十五条第一項第五号から第七号まで及び第二項第一号ロからニまで、第百九十六条、第百九十七条第三項第三号及び第六号、第四項第一号ロ及び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第百九十八条、第二百条から第二百三条まで、第二百十条第二項、第二百十五条、第二百十六条第二項及び第二百五項、第二百十七条から第二百十九条まで、第二百二十三条、第二百二十四条並びに第二百二十五条第一項第二号及び第三号の規定を除く。次項において同じ。）は、転換特定社債について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

新株予約権付社債券	転換特定社債券
数	金額
総数	総額
増加	増額

（の全部についてこの法律の適用を受けることとする旨を定めた転換特定社債であって、振替機関が取り扱うもの（以下「振替転換特定社債」という。）についての権利（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。）の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

（転換特定社債券の不発行）

第二百八十三条 振替転換特定社債については、転換特定社債券（資産の流動化に関する法律第百十三条の二の三第二項に規定する転換特定社債券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2 振替転換特定社債を有する者は、当該振替転換特定社債を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替転換特定社債が振替機関によって取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、転換特定社債券の発行を請求することができる。

3 前項の転換特定社債券は、無記名式とする。

（転換特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用）

第二百八十四条 第十章の規定（第二百十九条、第二百二十条、第二百二十五条から第二百三十一条まで、第二百三十八条第二項、第二百四十二条第四項から第六項まで、第二百四十六条、第二百四十八条及び第二百四十九条第一項第二号から第六号までの規定を除く。次項において同じ。）は、転換特定社債について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	金額
総数	総額
増加	増額
減少	減額

減少	減額
振替数	振替金額
発行総数	発行総額
合計数	合計額
超過数	超過額
振替機関分制限数	振替機関分制限額
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限額
社債権者集会	特定社債権者集会
社債管理者	特定社債管理者

2 前章の規定を転換特定社債について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十三條第一項	会社法第二百四十九條第二号	資産の流動化に関する法律第百三十三條第二項
第九十四條第三項第二号	種類（振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の行使後のものであるとき、又は社債の償還済みのものであるときはその旨を含む。）	種類（
第九十四條第三項第四号	その旨、	その旨及び

振替数	振替金額
発行総数	発行総額
超過数	超過額
合計数	合計額
新株予約権付社債申込証	特定社債申込証
社債権者集会	特定社債権者集会
社債管理会社	特定社債管理会社

2 第十章の規定を転換特定社債について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百一十一條第三項第二号	事項及び振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の消却後若しくは行使後のものであるとき又は社債の償還済みのものであるときはその旨	事項
第二百二十二條第一項	の発行者は、商法第三百四十一條ノ三第一項第三号の払込期日以後、遅滞なく	について、資産の流動化に関する法律第百十三條第一項において準用する商法第三百六條第一項に

								金額	数、当該数のうち振替新株予約権付社債権者ごとの数並びに当該振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所	第百九十五条第一項第二号
								金額	又は質権者である加入者	第百九十五条第一項第四号
								金額	数（次号に掲げるものを除く。）	第百九十五条第一項第九号
								の転換を請求する	についての社債の総額、当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する	第百九十五条第二項第一号イ
								加入者	加入者（同号の振替新株予約権付社債権者であるものに限り。）	第百九十五条第二項第二号
								金額	数と同項第五号の振替新株予約権付社債の数を合計した数	第百九十七条第三項第二号
								並びに当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号まで及び第八号	及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号まで	第百九十七条第四項第一号
								第百九十四条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）	質権欄	第百九十七條第四項第一號
								前項第一号の金額（以下	振替数	第百九十七條第四項第一號

イ	この条において「振替金 額」という。）	
第百九十七条第四項第二号 及び第五号	及び第四号から第六号ま で	特定社債管理者（資産の 流動化に関する法律第百 二十六条に規定する特定 社債管理者をいう。以下 同じ。）又は担保付社債 信託法第二条第一項に規 定する信託契約の受託会 社（次項において「特定 社債管理者等」という
第百九十九条第七項	社債管理者等（第七十一 条第七項に規定する社債 管理者等をいう。次項に おいて同じ	の金額と同額
	についての社債の金額に 相応する振替新株予約権 付社債の数	
第百九十九条第八項	社債管理者等	特定社債管理者等
第二百十条第一項	控除した数	控除した額
第二百十条第一項第二号	発行総数	発行総額（転換済み又は 償還済みの額を除く。）
第二百十一条第一項各号列 記以外の部分	控除した数	控除した額
	数の	額の
第二百十一条第三項	数の	額の
第二百十二条第一項	係る数	係る額

第二百十二条第二項第一号	乗じた数	控除した数
銘柄（社債の償還済みのものを除く。）	銘柄	控除した額
振替機関分制限数に相応する額	振替機関分制限額	
係る数	係る額	
控除した数	控除した額	
乗じた数	乗じた額	
銘柄（社債の償還済みのものを除く。）	銘柄	
口座管理機関分制限数に相応する額	口座管理機関分制限額	
部分に相応する金額	金額	
会社法第二百四十二条第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十二条第一項	
社債原簿	特定社債原簿（資産の流動化に関する法律第二百二十五条において読み替えて準用する会社法第六百八十一条に規定する特定社債原簿をいう。）	
口座（特別口座を除く。）	口座	

		会社法第二百四十二条第二項	資産の流動化に関する法律第二百二十二条第二項
	第二百四十四条第一項	第二百二十四条	
第二百二十条	振替新株予約権付社債に付された新株予約権を使用する	振替転換特定社債（第二百五十条に規定する振替転換特定社債をいう。）の転換を請求する	
第二百二十一条第一項	相応する社債の金額に応じて、社債権者集会	応じて、特定社債権者集会（資産の流動化に関する法律第二百九条第一項に規定する特定社債権者集会をいう。以下同じ。）	

（振替転換特定社債についての資産の流動化に関する法律の適用除外）

第二百五十二条 振替転換特定社債については、資産の流動化に関する法律第二百五条において準用する会社法第六百八十一条第四号及び第五号、第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項並びに第六百九十四条第一項の規定は、適用しない。

第六節 特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替

（権利の帰属）

第二百五十三条 新優先出資引受権付特定社債の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新優先出資引受権付特定社債（当該新優先出資引受権付特定社債に付された新

	第二百四十四条第二項	数	額	する法律第一百一十一条第四項に規定する特定社債権者集会をいう。以下同じ。）
第二百四十五条第三項第一号	社債管理会社が	特定社債管理会社（資産の流動化に関する法律第九十九条に規定する特定社債管理会社をいう。以下同じ。）が		
第二百四十七条	振替新株予約権付社債に付された新株予約権を使用する	振替転換特定社債の転換を請求する		
	商法第三百四十一条ノ十三第一項	資産の流動化に関する法律第一百三十三条の二の五第一項		
	提出及び同項の払込み	提出		

（振替転換特定社債についての資産の流動化に関する法律の適用除外）

第二百八十五条 振替転換特定社債については、資産の流動化に関する法律第一百三十三条の二の三第二項の規定は、適用しない。

第七節 特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替

（権利の帰属）

第二百八十六条 新優先出資引受権付特定社債の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新優先出資引受権付特定社債（当該新優先出資引受権付特定社債に付された新

優先出資の引受権の行使によって発行する優先出資が振替優先出資であるものに限り、（の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新優先出資引受権付特定社債であって、振替機関が取り扱うもの（第二百四十八条第一項に規定する振替新優先出資引受権を除く。以下「振替新優先出資引受権付特定社債」という。）についての権利（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。）の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

（新優先出資引受権付特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用）

第二百五十四条 前章の規定（第九十二条、第九十五条第一項第五号から第七号まで及び第二項第一号ロからニまで、第九十六条、第九十七条第三項第三号及び第六号、第四項第一号ロ及び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第九十八条、第二百条、第二百五条、第二百六条第二項及び第五項、第二百七条から第二百九条まで、第二百二十三条並びに第二百二十四条の規定を除く。次項において同じ。）は、新優先出資引受権付特定社債について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

新株予約権付社債券	新優先出資引受権付特定社債券
数	金額
増加	増額

優先出資の引受権の目的である優先出資（資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資をいう。）が第二百六十六条第一項に規定する振替優先出資であるものに限り、（の全部についてこの法律の適用を受けることとする旨を定めた新優先出資引受権付特定社債であって、振替機関が取り扱うもの（第二百七十八条第一項に規定する振替新優先出資引受権を除く。以下「振替新優先出資引受権付特定社債」という。）についての権利（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。）の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

（新優先出資引受権付特定社債券の不発行）

第二百八十七条 振替新優先出資引受権付特定社債については、新優先出資引受権付特定社債券（資産の流動化に関する法律第一百三十四条の四の三第二項に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2 振替新優先出資引受権付特定社債を有する者は、当該振替新優先出資引受権付特定社債を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替新優先出資引受権付特定社債が振替機関によって取り扱われなくなったときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新優先出資引受権付特定社債券の発行を請求することができる。

3 前項の新優先出資引受権付特定社債券は、無記名式とする。

（新優先出資引受権付特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用）

第二百八十八条 第十章の規定（第二百九条、第二百二十条、第二百二十六条から第二百二十八条まで、第二百三十一条、第二百三十八条第二項第三号、第二百四十二条第四項から第六項まで、第二百四十六条、第二百四十八条並びに第二百四十九条第一項第二号、第三号及び第六号の規定を除く。次項において同じ。）は、新優先出資引受権付特定社債について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	金額
増加	増額
減少	減額

減少	減額
振替数	振替金額
総数	総額
発行総数	発行総額
合計数	合計額
超過数	超過額
振替機関分制限数	振替機関分制限額
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限額
社債権者集会	特定社債権者集会
社債管理者	特定社債管理者

2| 前章の規定を新優先出資引受権付特定社債について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百九十三条第一項	会社法第二百四十九条第二号
第百九十四条第三項第二号	新株予約権の新優先出資の引受権（資産の流動化に関する法律第百四十一条第二項に規定する新優先出資の引受権をいう。以下同じ。）

振替数	振替金額
総数	総額
発行総数	発行総額
超過数	超過額
合計数	合計額
新株予約権付社債申込証	特定社債申込証
社債権者集会	特定社債権者集会
社債管理会社	特定社債管理会社

2| 第十章の規定を新優先出資引受権付特定社債について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二百二十一条第三項第二号	新株予約権の消却後若しくは	新優先出資の引受権の
第二百二十二条第一項	又は	、振替新優先出資引受権付特定社債に新優先出資の引受権が付されていないとき又は
四十一条ノ三第一項第三	の発行者は、商法第三百四十一条ノ三第一項第三	について、資産の流動化に関する法律第百十三条

第百九十四条第三項第四号	又は	振替新優先出資引受権付特定社債（第二百五十三條に規定する振替新優先出資引受権付特定社債をいう。）に新優先出資の引受権が付されていないとき、又は
第百九十五条第一項第二号	その旨、	数、当該数のうち振替新株予約権付社債権者ことの数並びに当該振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所
第百九十五条第一項第四号	又は質権者である加入者	数（次号に掲げるものを除く。）
第百九十五条第一項第九号	総数、当該振替新株予約権付社債についての社債の総額	総額
第百九十五条第二項第一号イ	加入者（同号の振替新株予約権付社債権者であるものに限り。）	加入者
第百九十五条第二項第二号	数と同項第五号の振替新株予約権付社債の数を合計した数	金額
	及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第	並びに当該直近下位機関に対する同項第一号から第

第百二十二条第一項第一号	号の払込期日以後、遅滞なく	第一項において準用する商法第三百六条第一項に規定する払込みがあった場合には、当該振替新優先出資引受権付特定社債の発行者は
第百二十二条第二項第五号	払込期日における払込み	払込み
第百二十四条第七項	総数、当該振替新株予約権付社債についての社債の総額	総額
第百二十四条第八項	社債管理会社等	特定社債管理会社等（資産の流動化に関する法律第百九条に規定する特定社債管理会社又は担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社
第百二十五条	質権欄。第二百二十八条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）において「保有欄等」という	質権欄
第二百二十九条第一項	もの及び商法第三百四十	もの

			第八号まで	第四百号まで及び第八号
第百九十七条第三項第二号	質権欄		第百九十四条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）	
第百九十七条第四項第一号イ	振替数		前項第一号の金額（以下この条において「振替金額」という。）	
第百九十七条第四項第二号及び第五号	及び第四号から第六号まで		、第四号及び第五号	
第百九十九条第七項	社債管理者等（第七十一条第七項に規定する社債管理者等をいう。次項において同じ		特定社債管理者（資産の流動化に関する法律第二百六条に規定する特定社債管理者をいう。以下同じ。）又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「特定社債管理者等」という	
	についての社債の金額に相応する振替新株予約権付社債の数		の金額と同額	
第百九十九条第八項	社債管理者等		特定社債管理者等	
第二百一条	保有欄等		口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄又は質権欄）	

第二百二条第一項	新株予約権の行使により当該振替新株予約権付社債についての社債が消滅するとき	資産の流動化に関する法律第五条第一項第二号二の請求があったとき
第二百三条第一項	消滅している	消滅しているもの、又は付されていない
第二百十条第一項	控除した数	控除した額
第二百十条第二項第一号	消却され、又は行使された	行使された
第二百十一条第一項各号列記以外の部分	控除した数	控除した額
第二百十一条第三項	数の	額の
第二百十二条第一項	係る数	係る額
	控除した数	控除した額
	乗じた数	乗じた額
第二百十二条第二項第一号	振替機関分制限数に相応する額	振替機関分制限額
第二百十三条第一項	係る数	係る額
	控除した数	控除した額
	乗じた数	乗じた額

第二百三十八条第三項	数は	消却若しくは行使
	の数の	
第二百三十九条第一項各号列記以外の部分、第二項第一号及び第三項並びに第二百四十条第一項各号列記以外の部分	数	額
第二百四十条第一項第一号	数を控除した数	額を控除した額
第二百四十条第一項第二号	数	額
第二百四十条第二項第一号	数に相応する額	額
第二百四十一条第一項各号列記以外の部分	数	額
第二百四十一条第一項第一号	数を控除した数	額を控除した額
第二百四十一条第二項第二号	数	額
第二百四十一条第二項第一号	数に相応する額	額
第二百四十二条第一項	部分に相応する金額	金額
第二百四十三条第一項	新株予約権付社債申込証	特定社債申込証（資産の流動化に関する法律第一百条第一項に規定する特

第二百一十三条第二項第一号	口座管理機関分制限数に 相応する額	口座管理機関分制限額
第二百一十四条第一項	部分に相応する金額	金額
第二百一十六条第一項	会社法第二百四十二条第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十二条第一項
第二百一十六条第三項	社債原簿	特定社債原簿（資産の流動化に関する法律第二百一十五条において読み替えて準用する会社法第六百八十一条に規定する特定社債原簿をいう。）
第二百一十六条第四項	口座（特別口座を除く。）	口座
	会社法第二百四十二条第二項	資産の流動化に関する法律第二百二十二条第二項
第二百一十一条第一項	第二百四十四条第一項 相応する社債の金額に応じて、社債権者集会	第二百二十四条 応じて、特定社債権者集会（資産の流動化に関する法律第二百二十九条第一項に規定する特定社債権者集会をいう。以下同じ。）

第二百四十三条第二項	新株予約権原簿及び社債原簿	定社債申込証をいう。以下同じ。）
第二百四十三条第三項	申込みをしようとする 口座（既存特別口座を除く。）	募集に応じようとする 口座
	記載し、又は商法第三百四十一条ノ十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならぬ。振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。	記載しなければならない。
第二百四十四条第一項	算出された数 に相応する社債の金額に応じて、社債権者集会	算出された額 に依て、特定社債権者集会（資産の流動化に関する法律第百一十一条第四項に規定する特定社債権者集会をいう。以下同じ）

（振替新優先出資引受権付特定社債についての資産の流動化に関する法律の適用除外）
第二百五十五条 振替新優先出資引受権付特定社債については、資産の流動化に関する法律第二百二十五条において準用する会社法第六百八十一条第四号及び第五号、第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項並びに第六百九十四条第一項の規定は、適用しない。

第十一章 組織変更等に係る振替

第一節 金融機関の合併及び転換に関する法律による組織変更等に係る振替

（金融機関の合併に関する記載又は記録手続）

第二百五十六条 第三百三十八条第一項から第五項までの規定は、新設合併消滅銀行（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号。以下この節において「合併転換法」という。）第十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅銀行をいう。以下この節において同じ。）の株式が振替株式である場合において、新設合併設立銀行（合併転換法第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。以下この節において同じ。）が新設合併消滅銀行の株主に対して新設合併（合併転換法第二条第五項に規定する新設合併をいう。以下この節において同じ。）に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、第三百三十八条第一項及び第三項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立銀行（金融機関の合併及び転換に関する法律第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。）の成立の日」と

			）
第二百四十四条第二項	数		
第二百四十五条第三項第一号	社債管理会社が	特定社債管理会社（資産の流動化に関する法律第百九条に規定する特定社債管理会社をいう。以下同じ。）が	
第二百四十七条	商法第三百四十一条ノ十三第一項	資産の流動化に関する法律第百十三条の四の七第一項	

（振替新優先出資引受権付特定社債についての資産の流動化に関する法律の適用除外）
第二百八十九条 振替新優先出資引受権付特定社債については、資産の流動化に関する法律第百十三条の四の三第二項、第百十三条の四の四第一項及び第百十三条の四の七第一項後段の規定は、適用しない。

第十二章 組織変更等に係る振替

第一節 金融機関の合併及び転換に関する法律による組織変更等に係る振替

（金融機関の合併に関する記載又は記録手続）

第二百九十条 第四百四十二条第一項から第八項までの規定は、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号。以下この節において「合併転換法」という。）第三条第一項第二号又は第三号に掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関（合併転換法第二条第三項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この節において同じ。）の優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。）が振替優先出資（第二百五十九条第一項に規定する振替優先出資をいう。以下この節において同じ。）である場合において、合併により設立される銀行（合併転換法第二条第二項に規定する銀行をいう。以下この節において同じ。）若しくは合併後存続する銀行が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替株式を発行し、又は合併後存続する銀行が当該優先

読み替えるものとする。

2| 第三百三十八条第一項から第六項までの規定は、吸収合併消滅協同組織金融機関（合併転換法第九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅協同組織金融機関をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併消滅協同組織金融機関（合併転換法第十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅協同組織金融機関をいう。以下この節において同じ。）の優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。）が振替優先出資（第二百三十四条第一項に規定する振替優先出資をいう。以下この節において同じ。）である場合において、吸収合併存続銀行（合併転換法第九条第一項第一号に規定する吸収合併存続銀行をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併設立銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併（合併転換法第二条第四項に規定する吸収合併をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百三十八条第一項前段		合併等効力発生日	効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）又は新設合併設立銀行（同法第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。以下同じ。）の成立の日
第三百三十八条第一項第三号	発行総数	発行総口数	
第三百三十八条第一項第四号及び第三項	合併等効力発生日	効力発生日又は新設合併設立銀行の成立の日	
第三百三十八条第三項第一号	の数	の口数	
第三百三十八条第六項	合併等効力発生日	効力発生日	

出資者に対して合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四百二十二条第一項第三号	口の数	口の口数
第四百二十二条第一項第三号	発行総数	発行総口数
第四百二十二条第三項第一号	の数	の口数

2| 第四百二十二条第一項から第八項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号に掲げる金融機関の合併により消滅する普通銀行（合併転換法第二条第一項第一号に規定する普通銀行をいう。以下この節において同じ。）の株式が振替株式である場合において、合併により設立される信用金庫若しくは合併後存続する信用金庫が消滅する普通銀行の株主に対して合併に際して振替優先出資を発行し、又は合併後存続する信用金庫が当該株主に対して合併に際して発行する振替優先出資の発行に代えてその有する自己の振替優先出資を移転しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四百二十二条第一項第三号	イの数	イの口数
第四百二十二条第一項第三号イ及び第七号	総数	総口数
第四百二十二条第三項第一号	数の	口数の

3| 第四百二十二条第一項から第八項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、合併により設立される協同組織金融機関若しくは合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替優先出資を発行し、又は合併後存続する協同組織金融機関が当該優先出資者に対して合併に際して発行する振替優先出資の発行に代えてその有する自己の振

3| 第三百三十八条第一項から第六項までの規定は、吸収合併消滅銀行（合併転換法第十一
 条第一項第一号に規定する吸収合併消滅銀行をいう。以下この節において同じ。）又は
 新設合併消滅銀行の株式が振替株式である場合において、吸収合併存続信用金庫（合併
 転換法第十一条第一項第一号に規定する吸収合併存続信用金庫をいう。以下この節にお
 いて同じ。）又は新設合併設立信用金庫（合併転換法第十五条第一項第二号に規定する
 新設合併設立信用金庫をいう。以下この節において同じ。）が吸収合併消滅銀行又は新
 設合併消滅銀行の株主に対して吸収合併又は新設合併に際して振替優先出資を交付しよ
 うとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表
 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必
 要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百三十八条第一項前段	合併等効力発生日	効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）又は新設合併設立信用金庫（同法第十五条第一項第二号に規定する新設合併設立信用金庫をいう。以下同じ。）の成立の日
第三百三十八条第一項第三号	の総数	の総口数
第三百三十八条第一項第四号	合併等効力発生日	効力発生日又は新設合併設立信用金庫の成立の日
第三百三十八条第一項第七号	総数	総口数
第三百三十八条第三項	合併等効力発生日	効力発生日又は新設合併設立信用金庫の成立の日
第三百三十八条第三項第一号	数の	口数の

替優先出資を移転しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上
 欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替え
 るものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四百二十二条第一項第三号	数	口数
第四百二十二条第一項第三号イ	総数	総口数
第四百二十二条第一項第三号ロ	発行総数	発行総口数
第四百二十二条第一項第七号	総数	総口数
第四百二十二条第三項第一号	数	口数

2| 第二百九十一条 第四百三十三条第一項から第七項まで（第四項第五号及び第六号並びに第
 五項第一号ロ及びハを除く。）の規定は合併転換法第三条第一項第二号又は第三号に掲
 げる金融機関の合併により協同組織金融機関が消滅する場合において、合併により設立
 される銀行若しくは合併後存続する銀行が消滅する協同組織金融機関の普通出資者（協
 同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第四項に規定する普通出資者をいう。以
 下この節において同じ。）に対して合併に際して振替株式を発行し、又は合併後存続す
 る銀行が当該普通出資者に対して合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有
 する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第四百四十四条第一項及び第四項
 の規定はこの項において準用する第四百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開
 設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「株主及び株主名
 簿に記載又は記録のある質権者」、「株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があ
 るときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者」、「株主又は
 質権者」及び「株主又は当該質権者」とあるのは、「普通出資者」と読み替えるものと
 する。

2| 第四百三十三条第一項から第七項までの規定は合併転換法第三条第一項第二号又は第三
 号に掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資
 でない場合において、合併により設立される銀行若しくは合併後存続する銀行が消滅す
 る協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替株式を発行し、又は合併後

第百三十八条第六項

合併等効力発生日

効力発生日

4 第百三十八条第一項から第六項までの規定は、吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、吸収合併存続協同組織金融機関（合併転換法第十七条第一項第一号に規定する吸収合併存続協同組織金融機関をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併設立協同組織金融機関（合併転換法第十九条第一項第二号に規定する新設合併設立協同組織金融機関をいう。以下この節において同じ。）が吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併又は新設合併に際して振替優先出資を交付しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十八条第一項前段	合併等効力発生日	効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）又は新設合併設立協同組織金融機関（同法第十九条第一項第二号に規定する新設合併設立協同組織金融機関をいう。以下同じ。）の成立の日
第百三十八条第一項第三号	の総数	の総口数
第百三十八条第一項第四号	発行総数	発行総口数
第百三十八条第一項第七号	合併等効力発生日	効力発生日又は新設合併設立協同組織金融機関の成立の日
第百三十八条第一項第七号	総数	総口数

存続する銀行が当該優先出資者に対して合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第百四十四条第一項から第六項までの規定はこの項において準用する第百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項第一号並びに第百四十四条第二項及び第三項中「株主名簿に記載又は記録」とあるのは、「優先出資者名簿に記載」と読み替えるものとする。

3 第百四十三条第一項から第七項までの規定は合併転換法第三条第一項第二号に掲げる金融機関の合併により消滅する普通銀行の株式が振替株式でない場合において、合併により設立される信用金庫若しくは合併後存続する信用金庫が消滅する普通銀行の株主に對して合併に際して振替優先出資を発行し、又は合併後存続する信用金庫が当該株主に對して合併に際して発行する振替優先出資の発行に代えてその有する自己の振替優先出資を移転しようとするときについて、第百四十四条第一項から第六項までの規定はこの項において準用する第百四十三条第二項本文の申出により振替機関が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百四十三条	数	口数
第百四十四条第五項の表第百三十二条第三項第二号の項	総数	総口数
	数	口数

4 第百四十三条第一項から第七項まで（第四項第五号及び第六号並びに第五項第一号ロ及びハを除く。）の規定は合併転換法第三条第一項第二号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により協同組織金融機関が消滅する場合において、合併により設立される協同組織金融機関若しくは合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の普通出資者に対して合併に際して振替優先出資を発行し、又は合併後存続する協同組織金融機関が当該普通出資者に対して合併に際して発行する振替優先出資の発行に代えてその有する自己の振替優先出資を移転しようとするときについて、第百四十四條第一項及び第四項の規定はこの項において準用する第百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三百三十八条第三項	合併等効力発生日	効力発生日又は新設合併設立協同組織金融機関の成立の日
第三百三十八条第三項第一号	数	口数
第三百三十八条第六項	合併等効力発生日	効力発生日

第二百五十七條 第六十條第一項の規定は、新設合併消滅銀行の株式が振替株式でない場合において、新設合併設立銀行が新設合併消滅銀行の株主に対して新設合併に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立銀行（金融機関の合併及び転換に関する法律第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

2 第六十條第一項の規定は吸収合併存続銀行又は新設合併設立銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の会員等（合併転換法第二条第十項に規定する会員等をいう。以下この節において同じ。）に対して吸収合併又は新設合併に際して振替株式を交付しようとする場合について、第六十條第二項の規定は吸収合併存続銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して吸収合併に際して振替株式を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は新設合併設立銀行（同法第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。）の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第六十條第一項の規定は吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において吸収合併存続銀行又は新設合併設立銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併又は新設合併に際して振替株式を交付しようとするときについて、同条第二項の規定は吸収合併存続銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併に際して振替株式を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は新設合併設立銀行（同法第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。）の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあ

第四百三十三条第一項	株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者	普通出資者
第四百三十三条第一項第二号	株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者	普通出資者
第四百三十三条第一項第二号	株主又は質権者	普通出資者
第四百三十三条第二項	株主又は当該質権者	普通出資者
第四百三十三条第四項第二号及び第三号	株主又は質権者	普通出資者
第四百三十三条第四項第四号及び第七号	数	口数
第四百三十三条第四項第九号	総数	総口数
第四百三十三条第五項第一号イ及びニ	数	口数
第四百三十三条第五項第二号	数と同項第五号の振替株式の数を合計した数	口数

5 第四百三十三条第一項から第七項までの規定は合併転換法第三条第一項第二号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において、合併により設立される協同組織金融機関若しくは合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替優先出資を発行し、又は合併後存続する協同組織金融機関が当該優先出

るのは「効力発生日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第六十条第一項の規定は吸収合併消滅銀行又は新設合併消滅銀行の株式が振替株式でない場合において吸収合併存続信用金庫又は新設合併設立信用金庫が吸収合併消滅銀行又は新設合併消滅銀行の株主に対して吸収合併又は新設合併に際して振替優先出資を交付しようとするときについて、同条第二項の規定は吸収合併存続信用金庫が吸収合併消滅銀行の株主に対して吸収合併に際して振替優先出資を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は新設合併設立信用金庫（同法第十五条第一項第二号に規定する新設合併設立信用金庫をいう。）の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第六十条第一項の規定は吸収合併存続協同組織金融機関又は新設合併設立協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して吸収合併又は新設合併に際して振替優先出資を交付しようとする場合について、同条第二項の規定は吸収合併存続協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して吸収合併に際して振替優先出資を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は新設合併設立協同組織金融機関（同法第十九条第一項第二号に規定する新設合併設立協同組織金融機関をいう。）の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第六十条第一項の規定は吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において吸収合併存続協同組織金融機関又は新設合併設立協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併に際して振替優先出資を交付しようとするときについて、同条第二項の規定は吸収合併存続協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併に際して振替優先出資を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は新設合併設立協同組織金融機関（同法第十九条第一項第二号に規定する新設合併設立協同組織金融機関をいう。）の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効

資者に対して合併に際して発行する振替優先出資の発行に代えてその有する自己の振替優先出資を移転しようとするときについて、第百四十四条第一項から第六項までの規定はこの項において準用する第百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百四十三条	株主名簿に記載又は記録		優先出資者名簿に記載	
	数	総数	口数	総口数
第百四十四条第二項及び第三項	株主名簿に記載又は記録		優先出資者名簿に記載	
第百四十四条第五項の表第百三十二条第三項第二号の項	数		口数	

第二百九十二条 第百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号又は第三号に掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、合併により設立される銀行若しくは合併後存続する銀行が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替株式でない株式を発行し、又は合併後存続する銀行が当該優先出資者に対して合併に際して発行する株式に代えてその有する振替株式でない自己の株式を移転しようとするときについて準用する。

2 第百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号に掲げる金融機関の合併により消滅する普通銀行の株式が振替株式である場合において、合併により設立される信用金庫又は合併後存続する信用金庫が消滅する普通銀行の株主に対して合併に際して普通出資を割り当てようとするときについて準用する。

3 第百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、合併により設立される協同組織金融機関又は合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併

力発生日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第百八十九条第一項の規定は、新設合併設立銀行が新設合併に際して振替新株予約権を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立銀行（金融機関の合併及び転換に関する法律第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

8 第百二十三条第一項の規定は、新設合併設立銀行が新設合併に際して振替新株予約権付社債を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立銀行（金融機関の合併及び転換に関する法律第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

第百五十八条 第百六十条第三項の規定は、新設合併消滅銀行の株式が振替株式である場合において、新設合併設立銀行が新設合併消滅銀行の株主に対して新設合併に際して振替株式でない株式を交付しようとするとき、又は新設合併設立銀行が新設合併消滅銀行のある種類の株式の株主に対して新設合併に際して新設合併設立銀行の株式の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立銀行（金融機関の合併及び転換に関する法律第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

2 第百六十条第三項の規定は、吸収合併消滅銀行又は新設合併消滅銀行の株式が振替株式である場合において、吸収合併存続信用金庫若しくは新設合併設立信用金庫が吸収合併消滅銀行若しくは新設合併消滅銀行の株主に対して吸収合併若しくは新設合併に際して振替優先出資以外の出資等（合併転換法第十一条第一項第二号に規定する出資等をいう。以下この節において同じ。）を交付しようとするとき、又は吸収合併存続信用金庫若しくは新設合併設立信用金庫が吸収合併消滅銀行若しくは新設合併消滅銀行のある種類の株式の株主に対して吸収合併若しくは新設合併に際して出資等の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、第百六十条第三項中「合併等効力発生日」とあるのは、「効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。）又は新設合併設立信用金庫（同法第十五条第一項第二号に規定する新設合併設立信用金庫をいう。）の成立の日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第百六十条第三項の規定は、吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、吸収合併存続銀行若しくは新設合併設立銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関若しくは新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併若しくは新設合併に際して振替株式以外の株式等（

に際して普通出資を割り当てようとするときについて準用する。

4 第百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号に掲げる金融機関の合併により消滅する普通銀行の株式が振替株式である場合において、合併により設立される信用金庫若しくは合併後存続する信用金庫が消滅する普通銀行の株主に対して合併に際して振替優先出資でない優先出資を発行し、又は合併後存続する信用金庫が当該株主に対して合併に際して発行する優先出資に代えてその有する振替優先出資でない自己の優先出資を移転しようとするときについて準用する。

5 第百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、合併により設立される協同組織金融機関若しくは合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替優先出資でない優先出資を発行し、又は合併後存続する協同組織金融機関が当該優先出資者に対して合併に際して発行する優先出資に代えてその有する振替優先出資でない自己の優先出資を移転しようとするときについて準用する。

（金融機関の転換に関する記載又は記録手続）

第百九十三条 第百四十二条第一項から第六項までの規定は、合併転換法第四条第三号から第五号までの規定により転換をする前の協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、転換後の普通銀行が転換前の協同組織金融機関の優先出資者に対して転換に際して振替株式を発行しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百四十二条第一項第一号	発行し、又は移転	発行
第百四十二条第一項第三号	口の数	口の口数
第百四十二条第一項第三号ロ	発行総数	発行総口数
第百四十二条第三項第一号	の数	の口数

2 第百四十三条第一項から第六項まで（第四項第五号及び第六号並びに第五項第一号ロ及びハを除く。）の規定は前項の場合において、転換後の普通銀行が転換前の協同組織金融機関の普通出資者に対して転換に際して振替株式を発行しようとするときについて

合併転換法第九条第一項第二号に規定する株式等という。以下この項において同じ。）を交付しようとするとき、又は吸収合併存続銀行若しくは新設合併設立銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関若しくは新設合併消滅協同組織金融機関のある種類の優先出資の優先出資者に対して吸収合併若しくは新設合併に際して株式等の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、第六十条第三項中「合併等効力発生日」とあるのは、「効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。）又は新設合併設立銀行（同法第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。）の成立の日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第六十条第三項の規定は、吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、吸収合併存続協同組織金融機関若しくは新設合併設立協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関若しくは新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併若しくは新設合併に際して振替優先出資以外の出資等を交付しようとするとき、又は吸収合併存続協同組織金融機関若しくは新設合併設立協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関若しくは新設合併消滅協同組織金融機関のある種類の優先出資の優先出資者に対して出資等の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。）又は新設合併設立協同組織金融機関（同法第十九条第一項第二号に規定する新設合併設立協同組織金融機関をいう。）の成立の日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第六十条第三項の規定は、振替新株予約権を発行する銀行（合併転換法第二条第二項に規定する銀行をいう。次項において同じ。）が吸収合併（吸収合併により当該銀行が消滅する場合に限る。）又は新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、第六十条第三項中「会社の」とあるのは、「銀行（金融機関の合併及び転換に関する法律第二条第二項に規定する銀行をいう。）又は協同組織金融機関（同条第三項に規定する協同組織金融機関をいう。）の」と読み替えるものとする。

6 第二百二十三条第三項の規定は、振替新株予約権付社債を発行する銀行が吸収合併（吸収合併により当該銀行が消滅する場合に限る。）又は新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、同項中「会社の」とあるのは、「銀行（金融機関の合併及び転換に関する法律第二条第二項に規定する銀行をいう。）又は協同組織金融機関（同条第三項に規定する協同組織金融機関をいう。）の」と読み替えるものとする。

（金融機関の合併における株式買取請求に関する合併転換法の特例）

第二百五十九条 振替株式の株主が合併転換法第二十四条第一項（合併転換法第三十一条

、第四百四十二条第一項及び第四項の規定はこの項において準用する第四百四十二条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四百四十三条第一項	株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者	普通出資者
	株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者	普通出資者
第四百四十三条第二項	株主又は質権者	普通出資者
	株主又は当該質権者	普通出資者
第四百四十三条第四項	株主又は質権者	普通出資者
	株主又は当該質権者	普通出資者

3 第四百四十二条第一項から第六項までの規定は、合併転換法第四条第二号の規定により転換をする前の普通銀行の株式が振替株式である場合において、転換後の信用金庫が転換前の普通銀行の株主に対して転換に際して振替優先出資を発行しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四百四十二条第一項第一号	発行し、又は移転	発行
第四百四十二条第一項第三号	イの数	イの口数

第二百三十八条第一項前段	合併等効力発生日	効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第五十六条第一項第九号に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）
---------------------	-----------------	---

において準用する場合を含む。）の規定により当該振替株式を買い取することを請求した場合には、消滅銀行（合併転換法第二十一条第一項に規定する消滅銀行をいう。以下この条から第二百六十一条までにおいて同じ。）又は吸収合併存続銀行は、当該株主に対し、当該振替株式の代金の支払をするのと引換えに当該振替株式について当該消滅銀行又は吸収合併存続銀行の口座を振替先口座（第二百三十二条第三項第四号に規定する振替先口座をいう。第二百六十六条及び第二百七十三条において同じ。）とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（金融機関の合併における新株予約権買取請求に関する合併転換法の特例）

第二百六十条 振替新株予約権の新株予約権者が合併転換法第二十五条第一項の規定により当該振替新株予約権を買い取ることを請求した場合には、消滅銀行は、当該新株予約権者に対し、当該振替新株予約権の代金の支払をするのと引換えに当該振替新株予約権について当該消滅銀行の口座を振替先口座（第二百六十八条第三項第四号に規定する振替先口座をいう。第二百六十七条及び第二百七十四条において同じ。）とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（金融機関の合併における株主等に対する公告）

第二百六十一条 合併転換法第二十三条第一項（合併転換法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、消滅銀行又は吸収合併存続銀行は、当該規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

（金融機関の転換に関する記載又は記録手続）

第二百六十二条 第二百三十八条第一項から第五項までの規定は、合併転換法第四条第三号の規定により転換（合併転換法第二条第七項に規定する転換をいう。以下この条において同じ。）をする協同組織金融機関（合併転換法第二条第三項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）の優先出資が振替優先出資である場合において、転換後銀行（合併転換法第五十九条第一項第一号に規定する転換後銀行をいう。次項において同じ。）が転換をする協同組織金融機関の優先出資者に対して転換に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第四百二十二条第一項第三号イ及び第七号	総数	総口数
----------------------------	-----------	------------

第百三十八条第一項第三号	発行総数	発行総口数
第百三十八条第一項第四号及び第三項	合併等効力発生日	効力発生日
第百三十八条第三項第一号	の数	口数

2| 第百六十条第一項の規定は、前項の規定により振替株式を交付しようとする場合において、転換後銀行が転換をする協同組織金融機関の会員等に対して転換に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは、「効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第五十六条第一項第九号に規定する効力発生日をいう。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3| 第百三十八条第一項から第五項までの規定は、合併転換法第四条第一号の規定により転換をする普通銀行（合併転換法第二条第一項に規定する普通銀行をいう。以下この条において同じ。）の株式が振替株式である場合において、転換後信用金庫（合併転換法第五十六条第一項第一号に規定する転換後信用金庫をいう。次項において同じ。）が転換をする普通銀行の株主に対して転換に際して振替優先出資を交付しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百三十八条第一項前段	合併等効力発生日	効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第五十六条第一項第九号に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）
第百三十八条第一項第三号	の総数	の総口数
第百三十八条第一項第四号	合併等効力発生日	効力発生日
第百三十八条第一項第七号	総数	総口数
第百三十八条第三項	合併等効力発生日	効力発生日

第百三十八条第三項第一号	数の	口数の
4 第百六十条第三項の規定は、前項の規定により振替優先出資を交付しようとする場合において、転換後信用金庫が転換をする普通銀行の株主に対して転換に際して振替優先出資以外の出資等を交付しようとするとき、又は転換後信用金庫が転換をする普通銀行のある種類の株式の株主に対して転換に際して出資等の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、同条第三項中「合併等効力発生日」とあるのは、「効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第五十六条第一項第九号に規定する効力発生日をいう。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。		

第二節 保険業法による組織変更等に係る振替
（保険会社の合併に関する記載又は記録手続）

第百六十三条 第百三十八条第一項から第五項までの規定は、新設合併消滅株式会社（保険業法第百六十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅株式会社をいう。以下この節において同じ。）の株式が振替株式である場合において、新設合併設立株式会社（同法第百六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下この節において同じ。）が新設合併消滅株式会社の株主に対して新設合併（同法第百六十一条に規定する新設合併をいう。以下この節において同じ。）に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、第百三十八条第一項及び第三項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社（保険業法第百六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

第百六十四条 第百六十条第一項の規定は、新設合併消滅株式会社の株式が振替株式でない場合において、新設合併設立株式会社が新設合併消滅株式会社の株主に対して新設合併に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社（保険業法第百六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。）の成立の日」と読み替える

第二節 保険業法による組織変更等に係る振替
（保険会社の合併に関する記載又は記録手続）

第百九十四条 第百四十三条第一項から第七項まで（第四項第五号及び第六号並びに第五項第一号ロ及びハを除く。）の規定は保険業法第百五十九条第二項第二号に掲げる場合における合併により相互会社が消滅する場合において、合併により設立される保険業を営む株式会社若しくは合併後存続する保険業を営む株式会社が消滅する相互会社の社員に対して合併に際して振替株式を発行し、又は合併後存続する保険業を営む株式会社が当該社員に対して合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第百四十四条第一項及び第四項の規定はこの条において準用する第百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者」、「株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者」、「株主又は質権者」及び「株主又は当該質権者」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

第百九十五条 第百四十五条第一項から第四項までの規定は、保険業法第百五十九条第二項第二号の場合における合併により消滅する保険業を営む株式会社の株式が振替株式である場合において、合併により相互会社が設立されるとき又は合併後相互会社が存続

第二百六十条第一項の規定は吸収合併存続株式会社（保険業法第六十四条第一項第一

号に規定する吸収合併存続株式会社をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併設立株式会社が吸収合併消滅相互会社（同法第六十条第一号に規定する吸収合併消滅相互会社をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併消滅相互会社（同法第六十一条第一号に規定する新設合併消滅相互会社をいう。）の社員に対して吸収合併（同法第六十条に規定する吸収合併をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併に際して振替株式を交付しようとする場合について、第六十条第二項の規定は吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅相互会社の社員に対して吸収合併に際して振替株式を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「吸収合併（保険業法第六十条に規定する吸収合併をいう。次項において同じ。）がその効力を生ずる日又は新設合併設立株式会社（同法第六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。）の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「吸収合併がその効力を生ずる日」と読み替えるものとする。

3 第百八十九条第一項の規定は、新設合併設立株式会社が新設合併に際して振替新株予約権を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社（保険業法第百六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

4 第二百二十三条第一項の規定は、新設合併設立株式会社が新設合併に際して振替新株予約権付社債を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社（保険業法第百六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

第二百六十五条 第六十条第三項の規定は、新設合併消滅株式会社の株式が振替株式である場合において、新設合併設立株式会社が新設合併消滅株式会社の株主に対して新設合併に際して振替株式でない株式を交付しようとするとき、又は新設合併設立株式会社が新設合併消滅株式会社の種類の株式の株主に対して新設合併に際して新設合併設立株式会社の株式の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社（保険業法第百六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

2 第六十條第三項の規定は、吸収合併消滅株式会社（保険業法第六十二条第一号に規定する吸収合併消滅株式会社をいう。以下この項において同じ。）又は新設合併消滅株式会社の株式が振替株式である場合において、吸収合併継続相互会社（同法第六十

（保険会社の株式交換、株式移転に関する記載又は記録手続）

第二百九十六条 第四百三十三条第一項から第六項まで（第四項第五号から第七号まで及び第五項第一号から二までを除く。）の規定は相互会社が、組織変更の際して、保険業法第九十二条の五第一項の規定により他の株式会社を組織変更後の株式会社の完全親会社とするために株式交換を行う場合又は同法第九十二条の八第一項の規定により組織変更後の株式会社の完全親会社を設立するために株式移転を行う場合において、完全親会社となる会社が株式交換若しくは株式移転に際して振替株式を発行し、又は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第四百三十三条第七項の規定は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第四百四十四条第一項及び第四項の規定はこの条において準用する第四百三十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

1751

条第一号に規定する吸収合併存続相互会社をいう。）又は新設合併設立相互会社（同法第六十一条第二号に規定する新設合併設立相互会社をいう。）が吸収合併消滅株式会社又は新設合併消滅株式会社の株主に対して吸収合併又は新設合併に際して補償をしようとするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「吸収合併（保険業法第六十条に規定する吸収合併をいう。）がその効力を生ずる日又は新設合併設立相互会社（同法第六十一条第二号に規定する新設合併設立相互会社をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

3| 第八十九条第三項の規定は、振替新株予約権を発行する保険業を営む株式会社が新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、同項中「会社の」とあるのは、「株式会社又は相互会社の」と読み替えるものとする。

4| 第二百二十三条第三項の規定は、振替新株予約権付社債を発行する保険業を営む株式会社が新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、同項中「会社の」とあるのは、「株式会社又は相互会社の」と読み替えるものとする。

（保険会社の合併における株式買取請求に関する保険業法の特例）

第二百六十六条 振替株式の株主が保険業法第六十五条の五第一項（同法第六十五条の十二において準用する場合を含む。）の規定により当該振替株式を買い取ることを請求した場合には、消滅株式会社（同法第六十五条の二第一項に規定する消滅株式会社をいう。以下この条から第二百六十八条までにおいて同じ。）又は吸収合併存続株式会社は、当該株主に対し、当該振替株式の代金の支払をするのと引換えに当該振替株式について当該消滅株式会社又は吸収合併存続株式会社の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（保険会社の合併における新株予約権買取請求に関する保険業法の特例）

第二百六十七条 振替新株予約権の新株予約権者が保険業法第六十五条の六第一項の規定により当該振替新株予約権を買い取ることを請求した場合には、消滅株式会社は、当該新株予約権者に対し、当該振替新株予約権の代金の支払をするのと引換えに当該振替新株予約権について当該消滅株式会社の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（保険会社の合併における株主等に対する公告）

第二百六十八条 保険業法第六十五条の四第一項（同法第六十五条の十二において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、消滅株式会社又は吸収合併存続株式会社は、当該規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

（保険会社の組織変更株式交換又は組織変更株式移転に関する記載又は記録手続）

第二百六十九条 第六十条第一項の規定は組織変更株式交換完全親会社（保険業法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換完全親会社をいう。以下この条において同じ。）又は組織変更株式移転設立完全親会社（同法第九十六条の八第一項に規定する

第百四十三条第二項		第百四十三条第一項第二号	
株主又は質権者	株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者	株主又は質権者	株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者
合併の日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日	合併の日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日
消滅会社	完全子会社となる相互会社	消滅会社	完全子会社となる相互会社
新設会社又は存続会社	完全親会社となる会社	合併の日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日
株主又は当該質権者	社員	合併の日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日
存続会社が	株式交換により完全親会社となる会社が	合併の日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日
新設会社又は存続会社は、合併に際して	完全親会社となる会社は、株式交換又は株式移転に際して	合併の日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日

組織変更株式移転設立完全親会社をいう。）が組織変更（同法第六十八条第二項に規定する組織変更をいう。以下この条において同じ。）をする相互会社の社員に対して組織変更株式交換（同法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。以下この条において同じ。）又は組織変更株式移転（同法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転をいう。）に際して振替株式を交付しようとする場合について、第六百六十条第二項の規定は組織変更株式交換完全親会社が組織変更をする相互会社の社員に対して組織変更株式交換に際して振替株式を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」（保険業法第六十九条第四項第五号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は組織変更株式移転設立完全親会社（同法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう。）の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとする。

第三節 証券取引法による合併に係る振替

（証券取引所の合併に関する記載又は記録手続）

第二百七十条 第三百三十八条第一項から第五項までの規定は、新設合併消滅株式会社証券取引所（証券取引法第三百三十九条の二第一項第一号に規定する新設合併消滅株式会社証券取引所をいう。以下この節において同じ。）の株式が振替株式である場合において、新設合併設立株式会社証券取引所（同法第三百三十九条の二第二項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。以下この節において同じ。）が新設合併消滅株式会社証券取引所の株主に対して新設合併（同法第三百三十六条第二項に規定する新設合併

第百四十三条第四項	新設会社又は存続会社		完全親会社となる会社
	合併の日		株式交換の日又は株式移転の日
第百四十三条第四項第一号	株主		社員
	合併		株式交換又は株式移転
第百四十三条第四項第二号	株主又は質権者		社員
第百四十三条第四項第三号	消滅会社		完全子会社となる相互会社
	株主又は質権者		社員
第百四十三条第四項第九号	存続会社		株式交換により完全親会社となる会社
	合併		株式交換又は株式移転
第百四十三条第七項	当該存続会社		当該会社
	合併の日		株式交換の日

第三節 証券取引法による合併に係る振替

（証券取引所の合併に関する記載又は記録手続）

第二百九十七条 第三百三十三条第一項から第七項まで（第四項第五号及び第六号並びに第五項第一号ロ及びハを除く。）の規定は証券取引法第三百三十六条第二項第二号に掲げる場合における合併により会員証券取引所（同法第八十七条の四第一項に規定する会員証券取引所をいう。以下この条において同じ。）が消滅する場合において、合併により設立される株式会社証券取引所（同法第八十七条の四第二項に規定する株式会社証券取引所をいう。以下この条において同じ。）若しくは合併後存続する株式会社証券取引所が

をいう。以下この節において同じ。）に際して振替株式を交付しようとするときに準用する。この場合において、第百三十八条第一項及び第三項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社証券取引所（証券取引法第百三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

第二百七十一条 第百六十条第一項の規定は、新設合併消滅株式会社証券取引所の株式が振替株式でない場合において、新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併消滅株式会社証券取引所の株主に対して新設合併に際して振替株式を交付しようとするときに準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社証券取引所（証券取引法第百三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

2 第百六十条第一項の規定は吸収合併存続株式会社証券取引所（証券取引法第百三十九条第一号に規定する吸収合併存続株式会社証券取引所をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併設立株式会社証券取引所が吸収合併消滅会員証券取引所（同法第百三十七条第一号に規定する吸収合併消滅会員証券取引所をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併消滅会員証券取引所（同法第百三十八条第一号に規定する新設合併消滅会員証券取引所をいう。）の社員に対して吸収合併（同法第百三十六条第二項に規定する吸収合併をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併に際して振替株式を交付しようとする場合について、第百六十条第二項の規定は吸収合併存続株式会社証券取引所が吸収合併消滅会員証券取引所の社員に対して吸収合併に際して振替株式を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（証券取引法第百三十七条第二号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は新設合併設立株式会社証券取引所（同法第百三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。）の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとする。

3 第百八十九条第一項の規定は、新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併に際して振替新株予約権を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社証券取引所（証券取引法第百三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

4 第二百二十三条第一項の規定は、新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併に際して振替新株予約権付社債を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社証券取引所（証券取引法第百三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

消滅する会員証券取引所の会員に対して合併に際して振替株式を発行し、又は合併後存続する株式会社証券取引所が当該会員に対して合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第百四十四条第一項及び第四項の規定はこの条において準用する第百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者」、「株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者」、「株主又は質権者」及び「株主又は当該質権者」とあるのは、「会員」と読み替えるものとする。

う。」の成立の日」と読み替えるものとする。

第二百七十二条 第六十条第三項の規定は、新設合併消滅株式会社証券取引所の株式が振替株式である場合において、新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併消滅株式会社証券取引所の株主に対して新設合併に際して振替株式でない株式を交付しようとするとき、又は新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併消滅株式会社証券取引所のある種類の株式の株主に対して新設合併に際して新設合併設立株式会社証券取引所の株式の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社証券取引所（証券取引法第百三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

2| 第百八十九条第三項の規定は、振替新株予約権を発行する株式会社証券取引所（証券取引法第八十七条の四第二項に規定する株式会社証券取引所をいう。次項において同じ。）が新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、第百八十九条第三項中「会社の」とあるのは、「株式会社証券取引所（証券取引法第八十七条の四第二項に規定する株式会社証券取引所をいう。）の」と読み替えるものとする。

3| 第二百二十三条第三項の規定は、振替新株予約権付社債を発行する株式会社証券取引所が新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、同項中「会社の」とあるのは、「株式会社証券取引所（証券取引法第八十七条の四第二項に規定する株式会社証券取引所をいう。）の」と読み替えるものとする。

（証券取引所の合併における株式買取請求に関する証券取引法の特例）

第二百七十三条 振替株式の株主が証券取引法第百三十九条の十一第一項又は第百三十九条の十七第一項の規定により当該振替株式を買い取ることを請求した場合には、吸収合併継続株式会社証券取引所又は新設合併消滅株式会社証券取引所は、当該株主に対し、当該振替株式の代金の支払をするのと引換えに当該振替株式について当該吸収合併継続株式会社証券取引所又は新設合併消滅株式会社証券取引所の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（証券取引所の合併における新株予約権買取請求に関する証券取引法の特例）

第二百七十四条 振替新株予約権の新株予約権者が証券取引法第百三十九条の十八第一項の規定により当該振替新株予約権を買い取ることを請求した場合には、新設合併消滅株式会社証券取引所は、当該新株予約権者に対し、当該振替新株予約権の代金の支払をするのと引換えに当該振替新株予約権について当該新設合併消滅株式会社証券取引所の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（証券取引所の合併における株主等に対する公告）

第二百七十五条 証券取引法第百三十九条の十第一項又は第百三十九条の十六第一項の規

定にかかわらず、吸収合併存続株式会社証券取引所又は新設合併消滅株式会社証券取引所は、これらの規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

第十二章 その他の有価証券に表示されるべき権利の振替

第二百七十六条 第二条第一項第二十一号に掲げるものうち次の各号に掲げるものの振替については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。この場合において、当該規定の準用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

一 第二条第一項第一号に掲げるものとして政令で定めるもの 第四章の規定

二 第二条第一項第十二号に掲げるものとして政令で定めるもの 第七章の規定

三 第二条第一項第十三号に掲げるものとして政令で定めるもの 第八章の規定

四 第二条第一項第十四号に掲げるものとして政令で定めるもの 第九章の規定

附則第十条中「並びに第六章」を「から第十三号まで」に、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同条の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第一百五十二条」を「第二百九十六条第二号」に改める。

附則第十九条中「第六章」の下に「から第十二章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同条の表第五十八条の項を削り、同表第一百一十一条第一項の項中「百一十一条第一項」を「百一十一条」に改める。

附則第二十七条第一項中「第二百七十七条まで」の下に「並びに第七章から第十二章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削る。

附則第二十八条第一項中「第二百七十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三号まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

附則第二十九条第一項中「第二百七十七条まで」の下に「並びに第七章から第十二章まで

第十三章 その他の有価証券に表示されるべき権利の振替

(その他の有価証券に表示されるべき権利に関する仕債等に係る規定の準用)

第二百九十八条 第二条第一項第二十三号に掲げるものうち次の各号に掲げるものの振替については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。この場合において、当該規定の準用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

一 第二条第一項第一号に掲げるものとして政令で定めるもの 第四章の規定

二 第二条第一項第十二号に掲げるものとして政令で定めるもの 第七章の規定

三 第二条第一項第十三号に掲げるものとして政令で定めるもの 第八章の規定

四 第二条第一項第十四号に掲げるものとして政令で定めるもの 第九章の規定

五 第二条第一項第十五号に掲げるものとして政令で定めるもの 第十章の規定

附則第十条中「並びに第六章」を「から第十三号まで」に、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同条の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第一百五十二条」を「第三百十八号第二号」に改める。

附則第十九条中「規定」の下に「第五十八条第一号から第七号まで及び第九号から第五十二号まで、」を、「第六章」の下に「から第十三号まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同条の表第五十八条の項を削り、同表第一百一十一条第一項の項中「百一十一条第一項」を「百一十一条」に改める。

附則第二十七条第一項中「第二百七十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三号まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削る。

附則第二十八条第一項中「第二百七十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三号まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第三百十八号第二号」に改める。

附則第二十九条第一項中「第二百七十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三号まで

「を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

附則第三十条第一項中「第二百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

附則第三十一条第一項中「第二百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

附則第三十二条第一項中「(第二百二十一条において準用する第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替投資信託受益権をいう。」を削り、「第二百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

附則第三十三条中「委託者指図型投資信託をいう。」の下に「附則第三十八条において同じ。」を加え、「投資信託委託業者をいう。以下この条」を「投資信託委託業者をいう。以下この条及び附則第三十八条」に、「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「同法第二条第二項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項」に改め、「委託者非指図型投資信託をいう。」の下に「附則第三十八条において同じ。」を加える。

附則第三十四条第一項中「信託約款をいう」の下に「。附則第三十九条第一項において同じ」を加え、「(第二百二十二条において準用する第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替貸付信託受益権をいう。」を削り、「第二百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「次条及び第三十六条」を「及び次条から第四十二条まで」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」に改める。

附則第三十五条第一項中「特定目的信託契約をいう」の下に「。附則第四十条第一項において同じ」を、「並びに第二百二十七条」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を、「次条」の下に「から第四十二条まで」を加え、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

附則第三十六条第一項中「第四百四十四条」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「及び第十九条から前条まで」を、「第十九条から前条まで及び次条から第四十二条

」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十条第一項中「第二百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十一条第一項中「第二百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十二条第一項中「(第二百二十一条において準用する第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替投資信託受益権をいう。」を削り、「第二百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十三条中「投資信託委託業者をいう。以下この条」を「投資信託委託業者をいう。以下この条及び附則第三十八条」に、「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「同法第二条第二項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項」に改め、「委託者非指図型投資信託をいう。」の下に「附則第三十八条において同じ。」を加える。

附則第三十四条第一項中「(第二百二十三条において準用する第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替貸付信託受益権をいう。」を削り、「第二百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「次条及び第三十六条」を「及び次条から第四十二条まで」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十五条第一項中「(第二百二十五条において準用する第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替特定目的信託受益権をいう。」を削り、「第二百二十七条」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を、「次条」の下に「から第四十二条まで」を加え、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十六条第一項中「第四百四十四条」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「及び第十九条から前条まで」を、「第十九条から前条まで及び次条から第四十二条

まで」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

(中略)

附則第三十六条の次に次の六条を加える。

(併合又は分割の定めがある振替投資信託受益権の特例)

第三十七条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号) 附則第一条本文に規定する施行日(以下附則第四十一条第一項までにおいて「新受入終了日」という。)までに設定された投資信託受益権(契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。)であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの(次項及び次条において「特例投資信託受益権」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第二百三十三条から第二百二十条まで、第二百二十一条において準用する第六十六条第二号、第六十九条(第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及びハを除く。)、第八十七条及び第二百二十四条第二項、第二百二十二条から第二百二十七条まで並びに第七章から第十三条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び第三十九条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二百二十一条の表第七十八 条第一項の項	発行総額(償還済みの額)	の発行総額(償還済みの額)
	総発行口数(償還済み又は解約済みの口数)	について振替受入簿に記載され、又は記録された口数の合計口数(分割により増加した口数を含み、併合により減少した口数、当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る口数及び償還済み又は解約済みの口数

まで」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百四十五条第二号の項中「第四百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

(中略)

附則第三十六条の次に次の六条を加える。

(併合又は分割の定めがある振替投資信託受益権の特例)

第三十七条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号) 附則第一条本文に規定する施行日(以下附則第四十一条第一項までにおいて「新受入終了日」という。)までに設定された投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権(契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。)であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの(次項及び次条において「特例投資信託受益権」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第二百三十三条から第二百二十条まで、第二百二十一条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第二百二十四条第二項、第二百二十三条から第二百二十七条まで並びに第七章から第十三条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び第三十九条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二百二十一条の表第七十八 条第一項の項	発行総額(償還済みの額)	の発行総額(償還済みの額)
	総発行口数(償還済み又は解約済みの口数)	について振替受入簿に記載され、又は記録された口数の合計口数(分割により増加した口数を含み、併合により減少した口数、当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る口数及び償還済み又は解約済みの口数

(略)	(略)	(略)	総発行口数を	
			合計口数を	
第百二十一条において準用する第七十八条第二項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第百二十一条の二第四項第一号イ	第六十九条第二項第一号イ	第七十条第三項第二号	第七十条第三項第二号	(略)
第百九十六条第二号	の規定により	及び附則第三十七条第二項において準用する附則第十六条第四項の規定により	同号	(略)

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例投資信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第百二十一条において準用する第七十八条第二項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
第百三十八条第二号	の規定により	及び附則第三十七条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により	同号	(略)

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例投資信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
附則第十二条第一項第二号	社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう）	受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第五十一条及び第四十九条の五第一項に規定する受益証券をいい、これに類する外国投資信託の受益証券を含む）

(略)	(略)	(略)
第三十八条 委託者指図型投資信託の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該投資信託委託業者が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の規定の適用については、同条中「当該投資信託約款に係る知られたる受益者」とあるのは、「当該投資信託約款に係る知られたる受益者（その特例投資信託受益権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権をいう。）について、同法の規定により振替受入簿の記載又は記録を申請することについて投資信託委託業者に対し代理権を付与することについて同意をしている受益者を除く。）」とする。委託者非指図型投資信託の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用を行う信託会社等が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該信託会社等が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第四十九条の十一において準用する同法第三十条の規定の適用についても、同様とする。		
（併合又は分割の定めがある振替貸付信託受益権の特例） 第三十九条 新受入終了日までに設定された貸付信託受益権（契約において併合又は分割の定めがあるものに限り。）であって、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の信託約款の変更を行ったもの（次項において「特例貸付信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替貸付信託受益権とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十一条の二まで、第百二十二条において準用する第六十六条第二号、第六十九条（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及びハを除く。）、第八十七条及び第百十四条第二項、第百二十三条から第百二十七条まで並びに第七章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで、次条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。		

(略)	(略)	(略)
第三十八条 委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。）の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該投資信託委託業者が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第三十条の規定の適用については、同条中「当該投資信託約款に係る知られたる受益者」とあるのは、「当該投資信託約款に係る知られたる受益者（その特例投資信託受益権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権をいう。）について、同法の規定により振替受入簿の記載又は記録を申請することについて投資信託委託業者に対し代理権を付与することについて同意をしている受益者を除く。）」とする。委託者非指図型投資信託の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用を行う信託会社等が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該信託会社等が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第四十九条の十一において準用する同法第三十条の規定の適用についても、同様とする。		
（併合又は分割の定めがある振替貸付信託受益権の特例） 第三十九条 新受入終了日までに設定された貸付信託法に規定する貸付信託の受益権（契約において併合又は分割の定めがあるものに限り。）であって、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の信託約款の変更を行ったもの（次項において「特例貸付信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替貸付信託受益権とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十二条まで、第百二十三条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第百十四条第二項、第百二十四条から第百二十七条まで並びに第七章から第十三条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで、次条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。		

第百二十二条において準用する第七十条第三項第二号	保有欄		第百二十二条において準用する第七十八条第一項	の発行総額（		第百二十二条において準用する第七十八条第二項		第百二十二条において準用する第七十九条第二項第二号
			発行総額を			発生、移転又は消滅	により当該	発生、移転又は消滅
第百二十二条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）		第百二十二条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）	合計額を	について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（分割により増加した金額を含み、併合により減少した金額、当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	により当該口座における当該	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）

第百二十三条において準用する第七十条第三項第二号	保有欄		第百二十三条において準用する第七十八条第一項	の発行総額（		第百二十三条において準用する第七十九条第二項第二号		第百二十三条において準用する第七十九条第二項第二号
						発生、移転又は消滅	より当該	発生、移転又は消滅
第百二十三条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）		第百二十三条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）		について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（分割により増加した金額を含み、併合により減少した金額、当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	より当該口座における当該	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）

第百二十二条において準用する第八十二条第一項	振替社債	附則第三十九条第一項に規定する特例貸付信託受益権
第百二十二条の二第四項第一号イ	第六十九条第二項第一号イ	第七十条第三項第二号
第二百九十六条第二号	第七十条第三項第二号 の規定により	同号 及び附則第三十九条第二項において準用する附則第十六条第四項の規定により

2 附則第十二条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例貸付信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第二号	社債券	受益証券（貸付信託法第二十条第二項に規定する受益証券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）
(略)	(略)	(略)

（併合又は分割の定めがある振替特定目的信託受益権の特例）

第四十条 新受入終了日までに設定された特定目的信託受益権（契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。）であって、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の特定目的信託契約の変更が行われたもの（次項において「特例特定目的信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特定目的信託受益権とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第

第百二十三条において準用する第八十二条第一項	振替社債	附則第三十九条第一項に規定する特例貸付信託受益権
(新設)	(新設)	(新設)
第三百十八条第二号	の規定により	及び附則第三十九条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例貸付信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第二号	社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券	受益証券（貸付信託法第八条第一項に規定する受益証券
(略)	(略)	(略)

（併合又は分割の定めがある振替特定目的信託受益権の特例）

第四十条 新受入終了日までに設定された資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権（契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。）であって、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の特定目的信託契約の変更が行われたもの（次項において「特例特定目的信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特定目的信託受益権とみなして、この

百十三条から第百二十三条まで、第百二十四条において準用する第六十六条第二号、第六十九条（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハを除く。）、第八十七条及び第百十四条第二項、第百二十七条並びに第七章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで、次条及び第四十二条の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十四条の表第七十八 条第一項の項		第百二十四条において準用 する第七十条第三項第二号	
発行総額（償還済みの額）	総発行持分の数（償還済みの持分の数）	保有欄	発生、移転又は消滅
の発行総額（償還済みの額）	について振替受入簿に記載され、又は記録された持分の数の合計数（分割により増加した持分の数を含み、併合により減少した持分の数、当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る持分の数及び償還済みの持分の数）	第百二十四条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅

法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十四条まで、第百二十五条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第百十四条第二項、第百二十七条並びに第七章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十五条の表第七十八 条第一項の項		第百二十五条において準用 する第七十条第三項第二号	
発行総額（償還済みの額）	総発行持分の数（償還済みの持分の数）	保有欄	発生、移転又は消滅
の発行総額（償還済みの額）	について振替受入簿に記載され、又は記録された持分の数の合計数（分割により増加した持分の数を含み、併合により減少した持分の数、当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る持分の数及び償還済みの持分の数）	第百二十五条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅

第百二十四条において準用する第七十九条第二項第二号	発生、移転又は消滅	により当該	(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
			により当該口座における当該
第百二十四条において準用する第八十二条第一項	振替社債		附則第四十条第一項に規定する特例特定目的信託受益権
第百二十四条において準用する第八十五条第一項	においては、		においては、附則第四十条第一項に規定する特例特定目的信託受益権の
第百二十四条の二第四項第一号イ	第六十九条第二項第一号イ	第七十条第三項第二号	第七十条第三項第二号
第二百九十六条第二号	の規定により	同号	及び附則第四十条第二項において準用する附則第十六条第四項の規定により

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例特定目的信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同

第百二十五条において準用する第七十九条第二項第二号	発生、移転又は消滅	より当該	(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
			より当該口座における当該
第百二十五条において準用する第八十二条第一項	振替社債		附則第四十条第一項に規定する特例特定目的信託受益権
第百二十五条において準用する第八十五条第一項	おいては、		おいては、附則第四十条第一項に規定する特例特定目的信託受益権の
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
第三百十八条第二号	の規定により		及び附則第四十条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例特定目的信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同

表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
附則第十二条第一項第二号	社債券	受益証券（資産の流動化に関する法律第二条第十五項に規定する受益証券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）
(略)	(略)	(略)

(振替新株予約権付社債の特例)

第四十一条 新受入終了日までに発行の決定がされた新株予約権付社債（新株予約権の行使により当該新株予約権付社債についての社債が消滅するものであり、かつ、当該新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式が振替株式であるものに限り、会社法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項の定めがあるものを除く。）であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（次項において「特例新株予約権付社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替新株予約権付社債とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第四章から第八章まで、第九十二条第二項ただし書、第九十五条、第九十六条第四項及び第五項、第二百一条から第二十三条まで、第二百十條第二項、第二百十六條第一項及び第四項、第二百二十五条並びに第十章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表右欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十四条第三項第二号	種類（振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の行使後のもの）	種類（
-------------	------------------------------------	-----

表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
附則第十二条第一項第二号	社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券）	受益証券（資産の流動化に関する法律第七十三条第一項に規定する受益証券）
(略)	(略)	(略)

(振替新株予約権付社債の特例)

第四十一条 新受入終了日までに発行の決定がされた新株予約権付社債（商法第三百四十一条ノ三第一項第八号に掲げる事項の定めがあり、同項第四号に掲げる同法第二百八十条ノ二第二項第七号に掲げる事項の定めがなく、その新株予約権の目的である株式が振替株式であるものに限る。）であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもの（次項において「特例新株予約権付社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替新株予約権付社債とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第四章から第九章まで、第二百十九条第二項ただし書、第二百二十二条、第二百二十五条から第二百三十一条まで、第二百三十八条第二項、第二百四十二条第四項から第六項まで、第二百四十三条第一項及び第三項、第二百四十六条、第二百四十九条、第十一章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十四条第二項ただし書、第三項及び第七項、第十九条から前条まで並びに次条の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表右欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十一条第三項第二号	事項及び振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の消却後若し	事項
---------------	-----------------------------------	----

			第百九十六條第一項第一号	第百九十七條第三項第二号			
	であるとき、又は社債の償還済みのものであるときはその旨を含む。	について前条第一項の通知又は	保有欄	質権欄		に係る第百九十五条第一項の通知又は	の発行総数を超えること
		について	第百九十四条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）	同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）	に係る	について振替受入簿に記載され、又は記録された数の合計数（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る数及び新株予約権の行使又は社債の償還があつたものの数を除く。）を超えること	第二号の発行総数
							第二号の合計数

			第百二十三條第三項第二号	第百三十八條第一項		第百三十八條第一項第二号	第百三十八條第三項
	くは行使後のものであるとき又は社債の償還済みのものであるときはその旨	保有欄		の発行総数を		の発行総数（発行者が第百三十一条第一項の規定により第百二十二条第一項の通知をすることができない振替新株予約権付社債の数を除く。）	発生、移転又は消滅
		第百二十一条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）		について振替受入簿に記載され、又は記録された数の合計数（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る数及び新株予約権の行使又は社債の償還があつたものの数を除く。）	について振替受入簿に記載され、又は記録された数の合計数（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る数及び新株予約権の行使又は社債の償還があつたものの数を除く。）	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は	

第二百十条第一項第二号	の発行総数		第二百十条第三項	発生、移転又は消滅	第二百十一條第二項第二号	発生、移転又は消滅	第二百十四条第一項	振替新株予約権付社債	第二百二十一條第一項	においては、
について振替受入簿に記載され、又は記録された数の合計数（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る数及び新株予約権の行使又は社債の償還があったものの数を除く。）	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）	記録の効力の消滅を含む。）	により当該口座における当該	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）	又は記録の効力の発生を含む。）	移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	附則第四十一條第一項に規定する特例新株予約権付社債	においては、附則第四十一條第一項に規定する特例新株予約権の		

第二百三十九條第二項第二号	発生、移転又は消滅	より当該	第二百四十二條第一項	振替新株予約権付社債	第二百四十四條第一項	においては、	第二百八十七條第二項	又は第二百八十七條第二項
発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	附則第四十一條第一項に規定する特例新株予約権付社債	においては、附則第四十一條第一項に規定する特例新株予約権付社債の	第二百八十七條第二項又は附則第四十一條第二項において読み替えて準用する附則第十六條第四項	記録の効力の消滅を含む。）	より当該口座における当該	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	振替新株予約権付社債	第二百三十九條第二項第二号

第二百九十六条第二号	又は第二百三十八条第二項	、第二百三十八条第二項又は附則第四十一条第二項において準用する附則第十六条第四項
------------	--------------	--

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例新株予約権付社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第一号	第六十八条第三項第二号	第百九十四条第三項第二号
金額	金額	数
附則第十二条第一項第二号及び第十四条第二項本文	社債券	新株予約権付社債券
附則第十四条第五項第二号	第六十八条第三項第三号	第百九十四条第三項第三号
金額	金額	数
増額	増額	増加
附則第十四条第五項第三号	金額	数
増額	増額	増加
附則第十五条	社債券	新株予約権付社債券
附則第十六条第一項	第七十一条第一項	第百九十九条第一項
附則第十六条第四項	第六十七条第一項	第百九十三条第一項

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例新株予約権付社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第一号	第六十八条第三項第二号	第二百二十一条第三項第二号
金額	金額	数
附則第十二条第一項第二号	第三百六条第一項	第三百四十一条ノ八第二項
附則第十四条第五項第二号	第六十八条第三項第三号	第二百二十二条第三項第三号
金額	金額	数
増額	増額	増加
附則第十四条第五項第三号	金額	数
増額	増額	増加
附則第十六条第一項	第七十一条第一項	第二百二十四条第一項
附則第十六条第四項	第六十七条第一項	第二百二十条第一項
附則第十七条第一項第二号	総額	総数、その社債の総額、

附則第十七条第一項第二号	社債券	新株予約権付社債券
	総額	総数、その社債の総額、 新株予約権を行使するこ とができる期間

第四十二条 商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる転換社債（転換の請求により発行される株式が振替株式であるものに限る。）であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（第三項において「特例転換社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替新株予約権付社債とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第四章から第八章まで、第九十二条第二項、第九十五条、第九十六条、第九十八条、第二百条から第二百三十一条まで、第二百十條第二項、第二百十五條、第二百十六條第一項、第二項、第四項及び第五項、第二百十七條から第二百十九條まで、第二百二十三條から第二百二十五條まで並びに第十章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで及び第十九條から前条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次項に定めるものを除くほか、第九章中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。

数	金額
減少	減額
増加	増額
振替数	振替金額
総数	総額
合計数	合計額
超過数	超過額

新株予約権を行使すること ができる期間

第四十二条 商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる転換社債（転換の請求により発行される株式が振替株式であるものに限る。）であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもの（第三項において「特例転換社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替新株予約権付社債とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第四章から第九章まで、第二百十九條第二項、第二百二十二條、第二百二十五條から第二百三十一条まで、第二百三十八條第二項、第二百四十二條第四項から第六項まで、第二百四十三條第一項及び第三項、第二百四十六條、第二百四十八條、第二百四十九條、第十一章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十四條第二項ただし書、第三項及び第七項並びに第十九條から前条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次項に定めるものを除くほか、第十章中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。

数	金額
減少	減額
増加	増額
振替数	振替金額
総数	総額
超過数	超過額
合計数	合計額

2 前項前段の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九十三条第一項	新株予約権付社債券（会社法第二百四十九条第二号に規定する新株予約権付社債券）	社債券（商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）による改正前の商法第三百六条第一項に規定する債券）
第百九十三条第二項及び第三項	新株予約権付社債券	社債券
第百九十四条第三項第二号	種類（振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の行使後のものであるとき、又は社債の償還済みのものであるときはその旨を含む。）	種類（
第百九十七条第三項第二号	保有欄	第百九十四条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）
第百九十九条第七項	質権欄	同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）
	についての社債の金額に	の金額と同額

2 前項前段の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十条第一項	新株予約権付社債券（商法第三百四十一条ノ八第二項に規定する新株予約権付社債券）	社債券（商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）による改正前の商法第三百六条第一項に規定する債券）
第二百二十条第二項	新株予約権付社債券	社債券
第二百二十一条第三項第二号	事項及び振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の消却後若しくは行使後のものであるとき又は社債の償還済みのものであるときはその旨	事項
第二百二十三条第三項第一号	保有欄	第二百二十一条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）
第二百二十四条第七項	についての社債の金額に相応する振替新株予約権付社債の数	の金額と同額
第二百三十八条第一項各号列記以外の部分	の発行総数を	について振替受人簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載

	相応する振替新株予約権付社債の数	
第二百十條第一項	の発行総数を超えること	について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び転換の請求又は社債の償還があつたものの金額を除く。）を超えること
	第二号の発行総数 控除した数	第二号の合計額 控除した額
第二百十條第一項第二号	の発行総数	について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び転換の請求又は社債の償還があつたものの金額を除く。）
第二百十條第三項	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）

		又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び転換の請求又は社債の償還があつたものの金額を除く。）を
第二百三十八條第一項第二号	の発行総数（発行者が第二百三十一條第二項の規定により第二百二十二條第一項の通知をすることができない振替新株予約権付社債の数を除く。）	について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び転換の請求又は社債の償還があつたものの金額を除く。）
第二百三十八條第三項	発生、移転又は消滅 数	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。） 額は
第二百三十九條第一項各号 列記以外の部分及び第二項	より当該 の数	より当該口座における当該 の額 額は

[illegible]

第二百二十二条第一項	会社法第七百十八条第一項	商法等の一部を改正する法律による改正前の商法第三百二十条第三項
	同条第三項	同条第四項において準用する同法第二百三十七条第二項
第二百九十六条第二号	又は第二百三十八条第二項 又は附則第四十二条第三項において準用する附則第十六条第四項	、第二百三十八条第二項 又は附則第四十二条第三項において準用する附則第十六条第四項

3 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例転換社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第一号	第六十八条第三項第二号	第二百九十四条第三項第二号
(削る)	(削る)	(削る)
附則第十四条第五項第二号	第六十八条第三項第三号	第二百九十四条第三項第三号
附則第十六条第一項	第七十一条第一項	第二百九十九条第一項
附則第十六条第四項	第六十七条第一項	第二百九十三条第一項

3 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例転換社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第一号	第六十八条第三項第二号	第二百二十一条第三項第二号
附則第十二条第一項第二号	商法第三百六条第一項	商法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第百二十八号)による改正前の商法第三百六条第一項
附則第十四条第五項第二号	第六十八条第三項第三号	第二百二十一条第三項第三号
附則第十六条第一項	第七十一条第一項	第二百二十四条第一項
附則第十六条第四項	第六十七条第一項	第二百二十条第一項

(略)

(略)

(略)

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第三条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「数の議決権（」の下に「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第三十四条第七項から第十六項までの規定は、会社法（平成十七年法律第 号）の施行の日から施行する。

(略)

(略)

(略)

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第三条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「数の議決権（」の下に「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五百五十五条第一項又は第五百五十六条第一項（これらの規定を同法第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中社債等の振替に関する法律第四十八条の表第三十三条の項を削る改正規定、同表第八十九条第二項の項の次に第九十条第一項の項を加える改正規定、同法第一百五十五条、第一百八条、第二百一一条及び第二百一十三条の改正規定、第二百二十八条の改正規定（同条を第二百九十九条とする部分を除く。）、同法第六章の次に七章を加える改正規定（第一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項、第二百五十二条第一項（同項において準用する第二百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五十三条、第二百六十一条第一項（同項において準用する第二百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百六十二条、第二百六十八条第一項（同項において準用する第二百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）並びに第二百六十九条に係る部分に限る。）並びに同法附則第十九条の表の改正規定（「第百十一条第一項」を「第百十一条」に改める部分に限る。）、同法附則第三十三条の改正規定（「同法第二条第二項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項」に改める部分に限る。）、第二条の規定、第三条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定を除く。）、第四条から第七条までの規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十四条（第一項を除く。）、第三十六条から第四十三条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一条の規定、附則第五十九条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第七十条、第八十五条、第八十六条、第九十五条及び第九十九条の規定、附則第一百二十二条中金融機関等の更生手続の特例

(保管振替利用会社が施行日前に株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更の決議をした場合の手続)

第三条 保管振替機関（前条の規定による廃止前の株券等の保管及び振替に関する法律（以下附則第三十四条までにおいて「旧保振法」という。）第二条第二項に規定する保管振替機関をいう。以下附則第三十三条までにおいて同じ。）において取り扱われている株券（以下附則第三十一条までにおいて「保管振替株券」という。）に係る株式を発行している会社（以下附則第十二条まで及び附則第三十四条第五項において「発行者」という。）が施行日前にその株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定め（以下附則第六条までにおいて「株券を発行する旨の定款の定め」という。）を廃止する定款の変更の決議をした場合（当該決議について当該発行者が定めた会社法第二百十八条第一項第二号の定款の変更がその効力を生ずる日（以下附則第六条までにおいて「効力発生日」という。）が施行日以前である場合に限る。）には、当該発行者は、旧保振法第六条の二の同意を与えた保管振替機関に対し、当該定款の変更をする旨及び効力発生日を通知しなければならない。

2 保管振替機関は、前項の通知を受けた場合には、当該通知を行った発行者に対し、当該発行者の当該通知に係る効力発生日の前日の実質株主（旧保振法第三十条第一項に規定する実質株主をいう。以下附則第六条までにおいて同じ。）に係る旧保振法第三十一条第一項に規定する通知事項及び当該保管振替機関において取り扱われている株券に係る株式の質権者に関する事項（当該質権者に係る参加者自己分（旧保振法第十七条第二項第一号の参加者自己分をいう。以下附則第七条までにおいて同じ。）についての旧保振法第十七条第二項に掲げる事項及び顧客預託分（旧保振法第十七条第二項第一号の顧客預託分をいう。）についての旧保振法第十五条第二項に掲げる事項をいう。附則第八条第十二項において同じ。）を、効力発生日以後、直ちに、通知しなければならない。

3・4 (略)

5 前項の発行者は、効力発生日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、同項の場合を除き、第二項の保管振替機関を株主とする株式について会社法第二百二十一条に規定する株主名簿記載事項の記載又は記録を変更してはならない。

等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二百二十六条の改正規定、附則第二十條から第二百二十二条までの規定、附則第二百二十三条中産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第十二条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改正規定、附則第二百二十五条の規定並びに附則第二百二十九条中会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百五条第四項及び第二百十四条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(保管振替利用会社が施行日前に株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更の決議をした場合の手続)

第三条 保管振替機関（前条の規定による廃止前の株券等の保管及び振替に関する法律（以下附則第三十三条までにおいて「旧保振法」という。）第二条第二項に規定する保管振替機関をいう。以下附則第三十三条までにおいて同じ。）において取り扱われている株券（以下附則第三十一条までにおいて「保管振替株券」という。）に係る株式を発行している会社（以下附則第十二条まで及び附則第三十四条において「発行者」という。）が施行日前に株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更の決議をした場合（当該決議について当該発行者が定めた第二条の規定による改正後の商法（以下「新商法」という。）第三百五十一条第二項の一定の日（以下附則第六条までにおいて「効力発生日」という。）が施行日以前である場合に限る。）には、当該発行者は、旧保振法第六条の二の同意を与えた保管振替機関に対し、当該定款の変更をする旨及び効力発生日を通知しなければならない。

2 保管振替機関は、前項の通知を受けた場合には、当該通知を行った発行者に対し、当該発行者の当該通知に係る効力発生日の前日の実質株主（旧保振法第三十条第一項に規定する実質株主をいう。以下附則第二十七条までにおいて同じ。）に係る旧保振法第三十一条第一項に規定する通知事項及び当該保管振替機関において取り扱われている株券に係る株式の質権者に関する事項（当該質権者に係る参加者自己分（旧保振法第十七条第二項第一号の参加者自己分をいう。以下附則第七条までにおいて同じ。）についての旧保振法第十七条第二項に掲げる事項及び顧客預託分（旧保振法第十七条第二項第一号の顧客預託分をいう。）についての旧保振法第十五条第二項に掲げる事項をいう。附則第八条第十一項において同じ。）を、効力発生日以後、直ちに、通知しなければならない。

3・4 (略)

5 前項の発行者は、効力発生日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、同項の場合を除き、第二項の保管振替機関を株主とする株式について新商法第二百六条第一項の名義書換をしてはならない。

(預託株券に係る株式の帰属)

第四条 株券を発行する旨の定款の定めを廃止した発行者の株式に係る実質株主は、効力発生日において、各自その預託株券(旧保振法第十七条第二項に規定する預託株券をいう。以下附則第十二条までにおいて同じ。)の株式の数に応じた預託株券に係る株式を取得するものとする。

(株券の交付請求の制限)

第五条 株券を発行する旨の定款の定めを廃止した発行者の株式に係る預託株券については、参加者又は顧客(旧保振法第十五条第一項に規定する顧客をいう。以下附則第十三条までにおいて同じ。)は、保管振替機関又は参加者に対し、効力発生日以降は当該預託株券の交付を請求することができない。

(保管振替利用会社の施行日における特例)

第六条 保管振替株券に係る株式について施行日において株券を発行する旨の定款の定めを設けている発行者は、当該株式につき施行日を効力発生日とする株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更の決議をしたものとみなす。

2-4 (略)

5 発行者が保管振替株券に係る株式について施行日以前の日を効力発生日とする株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更の決議を施行日の二週間前までにしなかったときは、当該発行者は、施行日において当該保管振替株券は無効となる旨を施行日の二週間前に公告しなければならない。

6 前項の発行者の保管振替株券(保管振替機関に預託されていないものに限る。)に係る株式の質権者が株主名簿への記載又は記録の請求を行った場合には、施行日の二週間前の日から施行日の前日までの間に限り、当該発行者は、当該質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

7 第一項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされる場合における株券を発行する旨の定款の定めを廃止による変更の登記の申請書には、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第六十三条に規定する書面に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

(保管振替利用会社が振替機関の指定を受けた保管振替機関に対し同意を与えた場合の特例)

第七条 施行日において、保管振替株券に係る株式につき発行者が旧保振法第六条の二の同意を与えた保管振替機関が振替機関(第一条の規定による改正後の社債、株式等の振替に

(預託株券に係る株式の帰属)

第四条 株券を発行しない旨の定款の定めを設けた発行者の株式に係る実質株主は、効力発生日において、各自その預託株券(旧保振法第十七条第二項に規定する預託株券をいう。以下附則第十二条までにおいて同じ。)の株式の数に応じた預託株券に係る株式を取得するものとする。

(株券の交付請求の制限)

第五条 株券を発行しない旨の定款の定めを設けた発行者の株式に係る預託株券については、参加者又は顧客(旧保振法第十五条第一項に規定する顧客をいう。以下附則第十三条までにおいて同じ。)は、保管振替機関又は参加者に対し、効力発生日以降は当該預託株券の交付を請求することができない。

(保管振替利用会社の施行日における特例)

第六条 保管振替株券に係る株式について施行日において株券を発行しない旨の定款の定めを設けていない発行者は、当該株式につき施行日を効力発生日とする株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなす。

2-4 (略)

5 発行者が保管振替株券に係る株式について施行日以前の日を効力発生日とする株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更の決議を施行日の二週間前までにしなかったときは、当該発行者は、施行日において当該保管振替株券は無効となる旨を施行日の二週間前に公告しなければならない。

6 前項の発行者の保管振替株券(保管振替機関に預託されていないものに限る。)に係る株式の質権者が株主名簿への記載又は記録の請求を行った場合には、施行日の二週間前の日から施行日の前日までの間に限り、当該発行者は、当該質権者の氏名及び住所並びに質権者の請求による記載又は記録である旨を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

7 第一項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされる場合における株券を発行しない旨の定めを設定による変更の登記の申請書には、附則第八十五条の規定による改正後の商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第八十六条の三に規定する書面に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

(保管振替利用会社が振替機関の指定を受けた保管振替機関に対し同意を与えた場合の特例)

第七条 施行日において、保管振替株券に係る株式につき発行者が旧保振法第六条の二の同意を与えた保管振替機関が振替機関(第一条の規定による改正後の社債、株式等の振替に

関する法律（以下「新振替法」という。）第二条第二項に規定する振替機関をいう。以下附則第三十四条までにおいて同じ。）であり、当該発行者から施行日の一月前の日（以下附則第十一一条までにおいて「同意期限日」という。）までに当該保管振替株券に係る株式につき新振替法第十三条第一項の同意を得ていた場合において、当該保管振替機関の参加者が当該株式につき当該振替機関（以下附則第十一条までにおいて「特定振替機関」という。）の直近下位機関（新振替法第二条第八項に規定する直近下位機関をいう。以下この条及び次条において同じ。）であるときは、当該特定振替機関は、当該参加者（以下この条において「特定参加者」という。）の参加者自己分の質権者として参加者口座簿（旧保振法第十七条第一項に規定する参加者口座簿をいう。以下附則第二十六条までにおいて同じ。）に記載又は記録がされていた者（当該特定振替機関を除く。以下この条において「特定質権者」という。）のために振替株式（新振替法第二百二十八条第一項に規定する振替株式をいう。以下同じ。）の振替を行うための口座を開設しなければならない。この場合において、当該口座は、当該特定質権者の新振替法第十二条第一項の申出により開設されたものとみなす。

2・5（略）

6 特定参加者は、施行日において、内閣府令・法務省令で定めるところにより、その備える振替口座簿の特定振替機関のために前項前段の規定により開設した口座に、その参加者口座簿に記載又は記録がされていた当該特定振替機関に係る新振替法第二百二十九条第三項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この条及び次条において「質権欄」という。）において、当該特定振替機関を質権者とする同号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

7・8（略）

第八条 同意期限日までに特定振替機関に対し、保管振替株券に係る株式につき新振替法第十三条第一項の同意を与えた発行者は、同意期限日までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 当該発行者が施行日における株主（登録株式質権者（会社法第百四十九条第一項に規定する登録株式質権者をいう。以下この条において同じ。）の質権の目的である株式の株主及び前条第二項、第四項、第六項又は第七項後段の規定により記載し、又は記録された振替株式（次項において「特定振替株式」という。）の株主を除く。）及び当該登録株式質権者（以下この条において「通知対象株主等」という。）について第五項の通知をする旨

二（略）

2 特定振替機関は、施行日以後、遅滞なく、前項の発行者に対し、特定振替株式の存否、種類及び数並びにその株主を通知しなければならない。

関する法律（以下「新振替法」という。）第二条第二項に規定する振替機関をいう。以下附則第三十四条までにおいて同じ。）であり、当該発行者から施行日の一月前の日（以下附則第十一一条までにおいて「同意期限日」という。）までに当該保管振替株券に係る株式につき新振替法第十三条第一項の同意を得ていた場合において、当該保管振替機関の参加者が当該株式につき当該振替機関（以下附則第十一条までにおいて「特定振替機関」という。）の直近下位機関（新振替法第二条第八項に規定する直近下位機関をいう。以下この条及び次条において同じ。）であるときは、当該特定振替機関は、当該参加者（以下この条において「特定参加者」という。）の参加者自己分の質権者として参加者口座簿（旧保振法第十七条第一項に規定する参加者口座簿をいう。以下附則第二十六条までにおいて同じ。）に記載又は記録がされていた者（当該特定振替機関を除く。以下この条において「特定質権者」という。）のために振替株式（新振替法第二百二十八条第一項に規定する振替株式をいう。以下附則第九条までにおいて同じ。）の振替を行うための口座を開設しなければならない。この場合において、当該口座は、当該特定質権者の新振替法第十二条第一項の申出により開設されたものとみなす。

2・5（略）

6 特定参加者は、施行日において、内閣府令・法務省令で定めるところにより、その備える振替口座簿の特定振替機関のために前項前段の規定により開設した口座に、その顧客口座簿に記載又は記録がされていた当該特定振替機関に係る新振替法第二百二十九条第三項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この条及び次条において「質権欄」という。）において、当該特定振替機関を質権者とする同号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

7・8（略）

第八条 同意期限日までに特定振替機関に対し、保管振替株券に係る株式につき新振替法第十三条第一項の同意を与えた発行者は、同意期限日までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 当該発行者が施行日における株主（端株主を含み、株主名簿に記載又は記録がされている質権者の質権の目的である株式の株主及び前条第二項、第四項、第六項又は第七項後段の規定により記載し、又は記録された振替株式（次項において「特定振替株式」という。）の株主を除く。）及び当該質権者（以下この条において「通知対象株主等」という。）について第五項の通知をする旨

二（略）

2 特定振替機関は、施行日において、前項の発行者に対し、特定振替株式の存否、種類及び数並びにその株主を通知しなければならない。

3 (略)

4 第二項の通知を受けた同項の発行者（以下この条及び次条において「特定発行者」という。）は、遅滞なく、第一項第二号の振替機関等に対し、通知対象株主等のために振替株式の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。この場合において、当該口座は、新振替法第百三十一条第三項の特別口座とみなす。

5 特定発行者は、施行日以後、遅滞なく、当該特定発行者が新振替法第十三条第一項の同意を与えた特定振替機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該特定発行者の商号及び発行者が種類株式発行人会社であるときは、振替株式の種類（以下この条及び次条において「銘柄」という。）

二（四）（略）

五 加入者が登録株式質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数

六（九）（略）

6 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた特定振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該特定振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ（略）

ロ 当該口座の質権欄における前項第二号の加入者（登録株式質権者であるものに限る。）に係る同項第五号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数の増加の記載又は記録

ハ（ホ）（略）

二（略）

7 (略)

8 第五項の通知があった場合には、当該通知を受けた特定振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について政令で定める方法により、加入者が同項第九号に定める事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

9 前項の措置に関する費用は、同項の振替株式の特定発行者の負担とする。

10（新設）

11（略）

第九条 前条第五項の規定にかかわらず、特定発行者は、株券喪失登録（会社法第二百二十三条に規定する株券喪失登録をいう。）がされた株券の株式については、登録抹消日（同法第二百三十条第一項に規定する登録抹消日をいう。以下この条において同じ。）まで、前条第五項の通知をすることができない。

2 前項の特定発行者は、登録抹消日において、前条第一項第二号の振替機関等に対して、

3 (略)

4 第二項の通知を受けた同項の発行者（以下この条及び次条において「特定発行者」という。）は、遅滞なく、第一項第二号の振替機関等に対し、通知対象株主等のために振替株式の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。この場合において、当該口座は、新振替法第百三十三条第一項の特別口座とみなす。

5 特定発行者は、施行日後、遅滞なく、当該特定発行者が新振替法第十三条第一項の同意を与えた特定振替機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該特定発行者の商号及び振替株式の種類（以下この条及び次条において「銘柄」という。）

二（四）（略）

五 加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数

六（九）（略）

6 前項の通知を受けた特定振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該特定振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ（略）

ロ 当該口座の質権欄における前項第二号の加入者（質権者であるものに限る。）に係る同項第五号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数の増加の記載又は記録

ハ（ホ）（略）

二（略）

7 (略)

8 新振替法第百六十九条の規定は、第五項の通知を受けた特定振替機関について準用する。

9（新設）

11（略）

第九条 特定発行者は、株券喪失登録がされた株券の株式、新商法第二百三十条ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式が振替株式である場合には、これらの株式又は新株については、前条第五項の通知をすることができない。

2 特定発行者は、新商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（新商法第二百三十条ノ七第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により株券喪失登録が抹消さ

当該株式についての登録抹消目における株券喪失登録者（会社法第二百二十四条第一項に規定する株券喪失登録者をいう。）である名義人（同法第二百三十一条第三号に規定する名義人をいう。）その他の主務省令で定める者（以下この条において「名義人等」という。）のために前条第四項の申出をしなければならない。ただし、当該名義人等が登録抹消日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座（新振替法第百三十一条第三項に規定する特別口座をいう。以下この条において同じ。）を除く。）を通知したとき、又は当該発行者が当該名義人等のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

3 前項本文の特定発行者が第一項の株式について前条第五項の通知をする場合には、次の各号に掲げる事項を当該各号に定める事項として同項の通知をしなければならない。

- 一 前項本文の名義人等である加入者の氏名又は名称 前条第五項第二号に掲げる事項
- 二 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座（当該通知がないときは、当該特定発行者が開設の申出をした特別口座） 前条第五項第三号に掲げる事項

れたときは、新商法第二百十六条第一項又は第二百二十条第四項（新商法第二百十三条第二項において準用する場合を含む。）の期間内に利害関係人が異議を述べなかった場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。）において、振替機関等に対し、株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（新商法第二百三十条第三項に規定する名義人をいい、新商法第二百三十条ノ六第四項又は第二百三十条ノ七第三項の規定により新商法第二百六条第一項の名義書換をしたものとみなされる株券喪失登録者を含む。以下この条において同じ。）のために振替株式の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。ただし、当該名義人が新商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日までに当該特定発行者に対し自己のために開設された振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座（新振替法第百三十一条第一項第二号の既存特別口座をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。）を通知したとき又は当該特定発行者が当該名義人のために開設の申出をした既存特別口座があるときは、この限りでない。

3 前項本文の特定発行者は、新商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後、遅滞なく、当該特定発行者が新振替法第十三条第一項の同意を与えた特定振替機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 第一項の振替株式の銘柄

二 前項本文の名義人である加入者の氏名又は名称

三 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座（当該通知がないときは、既存特別口座）

四 第二号の加入者が有する第一号の振替株式の数（次号に掲げるものを除く。）

五 第二号の加入者が質権者であるときは、その旨、その質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数

六 前号の株主の氏名又は名称及び住所

七 第二号の加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数

八 新振替法第百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、特定発行者が知り得る事項として政令で定める事項

九 第一号の振替株式の総数その他内閣府令・法務省令で定める事項

4 前条第六項及び第七項の規定は、前項の通知があった場合について準用する。

5 第二項本文の申出により開設された口座は、新振替法第百三十三条第一項の特別口座とみなす。

6 新振替法第百六十九条の規定は、第三項の通知を受けた特定振替機関について準用する。

7 振替機関等が第四項において準用する前条第六項及び第七項の規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせた場合

(保管振替利用投資法人に関する経過措置)

第十四条 保管振替機関は、発行者（保管振替機関に対し旧保振法第六条の二の同意を与えた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第二条第十九項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）をいう。以下附則第十七条までにおいて同じ。）に対し、当該発行者の当該保管振替機関において取り扱われている投資証券（投信法第二条第二十二項に規定する投資証券をいう。次条において同じ。）に係る投資口（投信法第二条第二十一項に規定する投資口をいう。以下同じ。）につき施行日の前日の実質投資主（旧保振法第三十九条の二において読み替えて準用する旧保振法第三十条第一項に規定する実質投資主をいう。附則第十七条において同じ。）に係る旧保振法第三十九条の二において準用する旧保振法第三十一条第一項に規定する通知事項を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

2 (略)

3 第一項の通知を受けた発行者は、直ちに、投資主名簿（投信法第七十七条の三第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。）に当該通知を受けた事項を記載し、又は記録しなければならない。

4 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、同項及び次条第四項の場合を除き、第一項の保管振替機関を投資主（投信法第二条第二十三項に規定する投資主をいう。次条において同じ。）とする投資口について投信法第七十七条の三第一項の規定により記載又は記録をした事項を変更してはならない。

(施行日において振替投資口となる保管振替利用投資法人の投資口に係る特例)

第十五条 発行者は、保管振替機関において取り扱われている投資証券に係る投資口につき、施行日(new振替法第二百二十八条第一項において準用する新振替法第三百十一条第一項第一号の一定の日とし、かつ、振替機関に対し新振替法第十三条第一項の同意を与えた場合には、当該保管振替機関に対し、その旨を通知しなければならない。

2 4 (略)

5 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、前条第三項及び前項の場合を除き、第二項の保管振替機関を投資主とする投資口について投信法第七十七条の三第一項の規定により記載又は記録をした事項を変更してはならない。

(保管振替利用協同組織金融機関に関する経過措置)

第十八条 保管振替機関は、発行者（保管振替機関に対し旧保振法第六条の二の同意を与え

における当該記載若しくは記録の漏れ又は記載若しくは記録の誤りは、新振替法第五十八条に規定する誤記載等とみなす。

(保管振替利用投資法人に関する経過措置)

第十四条 保管振替機関は、発行者（保管振替機関に対し旧保振法第六条の二の同意を与えた投資法人（第三条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「新投信法」という。）第二条第十九項に規定する投資法人をいう。をいう。以下附則第十七条までにおいて同じ。）に対し、当該発行者の当該保管振替機関において取り扱われている投資証券（新投信法第八十三条第二項に規定する投資証券をいう。次条において同じ。）に係る投資口（新投信法第二条第二十一項に規定する投資口をいう。以下附則第十七条までにおいて同じ。）につき施行日の前日の実質投資主（旧保振法第三十九条の二において準用する旧保振法第三十条第一項に規定する実質投資主をいう。附則第十七条において同じ。）に係る旧保振法第三十九条の二において準用する旧保振法第三十一条第一項に規定する通知事項を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

2 (略)

3 第一項の通知を受けた発行者は、直ちに、投資主名簿（新投信法第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。次条及び附則第二十九条において同じ。）に当該通知を受けた事項を記載し、又は記録しなければならない。

4 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、同項及び次条第四項の場合を除き、第一項の保管振替機関を投資主（新投信法第二条第二十三項に規定する投資主をいう。次条において同じ。）とする投資口について新投信法第七十九条第一項の名義書換をしてはならない。

(施行日において振替投資口となる保管振替利用投資法人の投資口に係る特例)

第十五条 発行者は、保管振替機関において取り扱われている投資証券に係る投資口につき、施行日(new振替法第二百五十二条第一項において準用する新振替法第三百十一条第一項第一号の一定の日とし、かつ、振替機関に対し新振替法第十三条第一項の同意を与えた場合には、当該保管振替機関に対し、その旨を通知しなければならない。

2 4 (略)

5 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、前条第三項及び前項の場合を除き、第二項の保管振替機関を投資主とする投資口について新投信法第七十九条第一項の名義書換をしてはならない。

(保管振替利用協同組織金融機関に関する経過措置)

第十八条 保管振替機関は、発行者（保管振替機関に対し旧保振法第六条の二の同意を与え

た協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下「優先出資法」という。）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）をいう。以下附則第二十一条までにおいて同じ。）に対し、当該発行者の当該保管振替機関において取り扱われている優先出資証券（優先出資法第二十九条第一項に規定する優先出資証券をいう。次条において同じ。）に係る優先出資（優先出資法第四条第一項に規定する優先出資をいう。以下附則第二十一条までにおいて同じ。）につき施行日の前日の実質優先出資者（旧保振法第三十九条の五において読み替えて準用する旧保振法第三十条第一項に規定する実質優先出資者をいう。附則第二十一条において同じ。）に係る旧保振法第三十九条の五において準用する旧保振法第三十一条第一項に規定する通知事項を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

2 (略)

3 第一項の通知を受けた発行者は、直ちに、優先出資者名簿（優先出資法第二十五条第一項に規定する優先出資者名簿をいう。以下同じ。）に当該通知を受けた事項を記載しなければならない。

4 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、同項及び次条第四項の場合を除き、第一項の保管振替機関を優先出資者（優先出資法第十三条に規定する優先出資者をいう。次条において同じ。）とする優先出資について優先出資法第二十四条第一項の規定により記載又は記録をした事項を変更してはならない。

（施行日において振替優先出資となる保管振替利用協同組織金融機関の優先出資に係る特例）

第十九条 発行者は、保管振替機関において取り扱われている優先出資証券に係る優先出資につき、施行日を新振替法第二百三十五条第一項において準用する新振替法第三百十一条第一項第一号の一定の日とし、かつ、振替機関に対し新振替法第十三条第一項の同意を与えた場合には、当該保管振替機関に対し、その旨を通知しなければならない。

24 (略)

5 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、前条第三項及び前項の場合を除き、第二項の保管振替機関を優先出資者とする優先出資について優先出資法第二十四条第一項の規定により記載又は記録をした事項を変更してはならない。

（保管振替利用特定目的会社に関する経過措置）

第二十二條 保管振替機関は、発行者（保管振替機関に対し旧保振法第六条の二の同意を与えた特定目的会社（資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。）をいう。以下附則第二十五条までに

た協同組織金融機関（第四条の規定による改正後の協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下「新優先出資法」という。）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）をいう。以下附則第二十一条までにおいて同じ。）に対し、当該発行者の当該保管振替機関において取り扱われている優先出資証券（新優先出資法第二十八条第一項に規定する優先出資証券をいう。次条において同じ。）に係る優先出資（新優先出資法第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下附則第二十一条までにおいて同じ。）につき施行日の前日の実質優先出資者（旧保振法第三十九条の五第一項において準用する旧保振法第三十条第一項に規定する実質優先出資者をいう。附則第二十一条において同じ。）に係る旧保振法第三十九条の五第一項において準用する旧保振法第三十一条第一項に規定する通知事項を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

2 (略)

3 第一項の通知を受けた発行者は、直ちに、優先出資者名簿（新優先出資法第二十四条に規定する優先出資者名簿をいう。次条及び附則第二十九条において同じ。）に当該通知を受けた事項を記載しなければならない。

4 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、同項及び次条第四項の場合を除き、第一項の保管振替機関を優先出資者（新優先出資法第十二条第一項に規定する優先出資者をいう。次条において同じ。）とする優先出資について新優先出資法第二十三条第一項の名義書換をしてはならない。

（施行日において振替優先出資となる保管振替利用協同組織金融機関の優先出資に係る特例）

第十九条 発行者は、保管振替機関において取り扱われている優先出資証券に係る優先出資につき、施行日を新振替法第二百六十一条第一項において準用する新振替法第三百十一条第一項第一号の一定の日とし、かつ、振替機関に対し新振替法第十三条第一項の同意を与えた場合には、当該保管振替機関に対し、その旨を通知しなければならない。

24 (略)

5 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、前条第三項及び前項の場合を除き、第二項の保管振替機関を優先出資者とする優先出資について新優先出資法第二十三条第一項の名義書換をしてはならない。

（保管振替利用特定目的会社に関する経過措置）

第二十二條 保管振替機関は、発行者（保管振替機関に対し旧保振法第六条の二の同意を与えた特定目的会社（第五条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律（以下「改正後の資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。第七條の規

おいて同じ。）に対し、当該発行者の当該保管振替機関において取り扱われている優先出資証券（資産流動化法第二条第九項に規定する優先出資証券をいう。次条において同じ。）に係る優先出資（資産流動化法第二条第五項に規定する優先出資をいう。附則第三十四条第十四項を除き、以下同じ。）につき施行日の前日の実質優先出資社員（旧保振法第三十九条の七第一項において読み替えて準用する旧保振法第三十条第一項に規定する実質優先出資社員をいう。附則第二十五条において同じ。）に係る旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第三十一条第一項に規定する通知事項を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

2 (略)

3 第一項の通知を受けた発行者は、直ちに、優先出資社員名簿（資産流動化法第四十三条第一項に規定する優先出資社員名簿をいう。以下同じ。）に当該通知を受けた事項を記載し、又は記録しなければならない。

4 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、同項及び次条第四項の場合を除き、第一項の保管振替機関を優先出資社員（資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員をいう。次条において同じ。）とする優先出資について資産流動化法第四十五条第一項の規定により記載又は記録をした事項を変更してはならない。

（施行日において振替優先出資となる保管振替利用特定目的会社の優先出資に係る特例）
第二十三条 発行者は、保管振替機関において取り扱われている優先出資証券に係る優先出資につき、施行日の新振替法第二百三十九条第一項において準用する新振替法第三百十一条第一項第一号の一定の日とし、かつ、振替機関に対し新振替法第十三条第一項の同意を与えた場合には、当該保管振替機関に対し、その旨を通知しなければならない。

2 4 (略)

5 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、前条第三項及び前項の場合を除き、第二項の保管振替機関を優先出資社員とする優先出資について資産流動化法第四十五条第一項の規定により記載又は記録をした事項を変更してはな

定による改正後の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「改正後の旧資産流動化法」という。）第二条第二項に規定する特定目的会社を含む。）をいう。以下附則第二十五条までにおいて同じ。）に対し、当該発行者の当該保管振替機関において取り扱われている優先出資証券（改正後の資産流動化法第二条第九項に規定する優先出資証券をいい、改正後の旧資産流動化法第二条第七項に規定する優先出資証券を含む。次条において同じ。）に係る優先出資（改正後の資産流動化法第二条第五項に規定する優先出資をいい、改正後の旧資産流動化法第二条第三項に規定する優先出資を含む。以下附則第二十五条までにおいて同じ。）につき施行日の前日の実質優先出資社員（旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第三十条第一項に規定する実質優先出資社員をいう。附則第二十五条において同じ。）に係る旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第三十一条第一項に規定する通知事項を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

2 (略)

3 第一項の通知を受けた発行者は、直ちに、優先出資社員名簿（改正後の資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいい、改正後の旧資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿を含む。次条及び附則第二十九条において同じ。）に当該通知を受けた事項を記載し、又は記録しなければならない。

4 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、同項及び次条第四項の場合を除き、第一項の保管振替機関を優先出資社員（改正後の資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員をいい、改正後の旧資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員を含む。次条において同じ。）とする優先出資について名義書換（改正後の資産流動化法第四十二条第一項の名義書換をいい、改正後の旧資産流動化法第四十二条第一項の名義書換を含む。次条において同じ。）をしてはならない。

（施行日において振替優先出資となる保管振替利用特定目的会社の優先出資に係る特例）
第二十三条 発行者は、保管振替機関において取り扱われている優先出資証券に係る優先出資につき、施行日の新振替法第二百六十八条第一項において準用する新振替法第三百十一条第一項第一号の一定の日とし、かつ、振替機関に対し新振替法第十三条第一項の同意を与えた場合には、当該保管振替機関に対し、その旨を通知しなければならない。

2 4 (略)

5 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、前条第三項及び前項の場合を除き、第二項の保管振替機関を優先出資社員とする優先出資について名義書換をしてはならない。

らない。

(罰則)

第二十六条 附則第七条第二項、第四項、第六項若しくは第七項後段、第八条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第十条第二項の規定に違反して、振替口座簿、参加者口座簿又は顧客口座簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又はこれらに虚偽の記載若しくは記録をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 法人の役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

- 一 附則第八条第五項若しくは第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第十一条第二項の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

二・三 (略)

四 附則第八条第八項の規定に違反したとき。

(保管振替機関に関する経過措置)

第三十条 (略)

- 2 前項後段の規定により保管振替機関とみなされた者については、旧保振法第一章、第二章、第五章並びに第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において準用する旧保振法第二十八条第一項又は第三項の規定は、その保管振替業が終了するまでの間、なおその効力を有する。

3 (略)

(預託を受けた株券等に関する経過措置)

第三十一条 旧保振法第三条の四第四項に規定する預託債権者又は旧保振法第二十六条第三項に規定する質権者は、その口座に係る保管振替株券、附則第十六条の規定が適用される投信法第二条第二十二項に規定する投資証券、附則第二十条の規定が適用される優先出資法第二十九条第一項に規定する優先出資証券及び附則第二十四条の規定が適用される資産流動化法第二条第九項に規定する優先出資証券を除く株券等（旧保振法第二条第一項に規定する株券等をいう。次条において同じ。）について、旧保振法第三十九条、第三十九条

(罰則)

第二十六条 附則第七条第二項、第四項、第六項若しくは第七項後段、第八条第六項（同条第七項（附則第九条第四項において準用する場合を含む。）及び附則第九条第四項において準用する場合を含む。）又は第十条第二項の規定に違反して、振替口座簿、参加者口座簿又は顧客口座簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又はこれらに虚偽の記載若しくは記録をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 法人の役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

- 一 附則第八条第五項若しくは第六項（同条第七項（附則第九条第四項において準用する場合を含む。）及び附則第九条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第三項又は第十一条第二項の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

二・三 (略)

四 附則第八条第八項及び第九条第六項において準用する新振替法第六十九條第一項の規定に違反したとき。

(保管振替機関に関する経過措置)

第三十条 (略)

- 2 前項後段の規定により保管振替機関とみなされた者については、旧保振法第一章、第二章、第二十八条及び第五章の規定は、その保管振替業が終了するまでの間、なおその効力を有する。

3 (略)

(預託を受けた株券等に関する経過措置)

第三十一条 旧保振法第三条の四第四項に規定する預託債権者又は旧保振法第二十六条第三項に規定する質権者は、その口座に係る保管振替株券、附則第十六条の規定が適用される新投信法第八十三条第二項に規定する投資証券、附則第二十条の規定が適用される優先出資法第二十八条第一項に規定する優先出資証券並びに附則第二十四条の規定が適用される改正後の資産流動化法第二条第九項に規定する優先出資証券及び改正後の旧資産流動化法第二条第七項に規定する優先出資証券を除く株券等（旧保振法第二条第一項に規定する

の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において準用する旧振替法第二十八条第一項又は第三項の規定による当該株券等の交付の請求を施行日において行ったものとみなす。

(秘密保持義務に関する経過措置)

第三十三条 保管振替機関の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役、執行役若しくは職員又はこれらの職にあった者についての旧振替法第三条の六の規定による保管振替業に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(社債等の振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 旧振替法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者については、新振替法第三条第一項第三号に該当する者とみなす。

2 旧振替法第九条の二第二項の規定により旧振替法第三条第一項の指定を取り消された場合又は旧振替法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役（外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を含む。次項において同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者については、新振替法第三条第一項第四号ニに該当する者とみなす。

3 旧振替法第九条の二第一項の規定又は旧振替法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、会計参与、監査役又は執行役でその処分を受けた日から五年を経過しない者については、新振替法第三条第一項第四号ホに該当する者とみなす。

4 新振替法第二条第一項第十二号から第二十一号までに掲げるもの（以下この条において「株式等」という。）についての新振替法第三条第一項の指定及び新振替法第十七条の業務規程の変更並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新振替法の例により、行うことができる。

5 (略)

6 振替機関等は、株式等につき、施行日前においても、新振替法第十二条第一項、第四十条第一項、第二百二十九条（新振替法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第六百六十五条（新振替法第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第九百九十四条（新振替法第二百五十一条第一項、第二百五十四條第一項及

株券等をいう。次条において同じ。）について、旧振替法第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において準用する旧振替法第二十八条第一項又は第三項の規定による当該株券等の交付の請求を施行日において行ったものとみなす。

(秘密保持義務に関する経過措置)

第三十三条 保管振替機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者についての旧振替法第三条の五の規定による保管振替業に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(社債等の振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 旧振替法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者については、新振替法第三条第一項第二号に該当する者とみなす。

2 旧振替法第九条の二第二項の規定により旧振替法第三条第一項の指定を取り消された場合又は旧振替法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、執行役又は監査役（外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を含む。次項において同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者については、新振替法第三条第一項第三号ニに該当する者とみなす。

3 旧振替法第九条の二第一項の規定又は旧振替法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過しない者については、新振替法第三条第一項第三号ホに該当する者とみなす。

4 新振替法第二条第一項第十二号から第二十三号までに掲げるもの（以下この条において「株式等」という。）についての新振替法第三条第一項の指定及び新振替法第十七条の業務規程の変更並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新振替法の例により、行うことができる。

5 (略)

6 振替機関等は、株式等につき、施行日前においても、新振替法第十二条第一項又は第四十条第一項及び第二百二十九条（新振替法第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第七百七十二條（新振替法第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第九百九十四条（新振替法第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号

び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の規定の例により、株式等の振替を行うための口座を開設することができる。

7 株式会社が設立に際して発行する株式について新振替法第十三条第一項の同意を与える場合には、発起人は、施行日前においても、会社法第三十二条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を定める際に、自己のために開設された当該株式の振替を行うための口座を示さなければならない。

8 振替株式となるべき株式の発行者は、施行日前においても、当該株式についての会社法第五十九条第一項又は第二百三条第一項の通知において、当該株式についてこの法律の規定の適用があるべき旨を示さなければならない。

9 振替株式となるべき株式を発行する会社の株主名簿には、施行日前においても、当該株式についてこの法律の規定の適用があるべき旨を記載し、又は記録しなければならない。

10 振替株式となるべき株式の引受けの申込みをする者は、施行日前においても、自己のために開設された当該株式の振替を行うための口座を会社法第二百三条第二項の書面に記載し、又は同法第二百五条の契約を締結する際に当該口座を当該株式の発行者に示さなければならない。

11 新株予約権（その目的である株式が振替株式となるべきものであるものに限る。）の発行者は、施行日前においても、当該新株予約権についての会社法第二百四十二条第一項の通知において、当該新株予約権の目的である株式についてこの法律の規定の適用があるべき旨を示さなければならない。

12 第七項から第十項までの規定は、新振替法第二百二十六条第一項に規定する振替投資口となるべき投資口について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第七項		発起人	
	会社法第三十二条第一項		設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第六十六条第一項に規定する設立企画人をいう。）
	投信法第七十条の二第一項		

において準用する場合を含む。）又は第二百二十一条（新振替法第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）の規定の例により、株式等の振替を行うための口座を開設することができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第八項	会社法第五十九条第一項又は第二百三条第一項	投信法第七十一条第一項又は第八十三条第一項
第九項	株主名簿	投資主名簿（投信法第七十七条の三第一項に規定する投資主名簿をいう。）
第十項	会社法第二百三条第二項 同法第二百五条	投信法第八十三条第三項 投信法第八十三条第九項において準用する会社法第二百五条

13

投資法人がその成立後に投資口について新振替法第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、新振替法第二百二十九条に規定する質権者は、施行日前においても、同条の規定の例により、記載又は記録を請求することができる。

14

第八項から第十項までの規定は、新振替法第二百三十四条第一項に規定する振替優先出資となるべき同項の優先出資について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八項	会社法第五十九条第一項又は第二百三条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下「優先出資法」という。） （第九条第一項
第九項	株主名簿	優先出資者名簿（優先出資法第二十五条第一項に規定する優先出資者名簿をいう。）
第十項	会社法第二百三条第二項 同法第二百五条	優先出資法第九条第二項 優先出資法第十条第四項

(新設)

(新設)

15) 第八項から第十一項までの規定は、新振替法第二百三十七条第一項に規定する振替優先

出資となるべき優先出資について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

第八項	会社法第五十九条第一項又は第二百三条第一項	資産の流動化に関する法律(以下「資産流動化法」という。)第四十条第一項
第九項	株主名簿	優先出資社員名簿(資産流動化法第四十三条第一項に規定する優先出資社員名簿をいう。)
第十項	会社法第二百三条第二項 同法第二百五条	資産流動化法第四十条第二項 資産流動化法第四十一条第二項
第十一項	新株予約権(その目的である株式が振替株式となるべきものであるものに限る。)	転換特定社債(資産流動化法第三十一条第一項に規定する転換特定社債をいい、転換によって発行すべき優先出資(資産流動化法第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下同じ。)が振替優先出資(第一条の規定による改正後の社債、株式等の振替に関する法律第二百三十七条第一項に規定する振替優先出資をい

	新株予約権に		
会社法第二百四十二条第一項		転換特定社債又は当該新優先出資引受権付特定社債に	う。以下同じ。）となるべきものであるものに限る。以下同じ。）又は新優先出資引受権付特定社債（資産流動化法第百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいい、当該新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権（同条第二項に規定する新優先出資の引受権をいう。以下同じ。）の行使によって発行する優先出資が振替優先出資となるべきものであるものに限る。以下同じ。）
新株予約権の目的である		資産流動化法第百二十二条第一項	転換特定社債の転換によって発行すべき優先出資又は新優先出資の引受権の行使によって発行する

16

特定目的会社が発行済みの優先出資について新振替法第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、新振替法第二百四十四条に規定する質権者は、施行日前においても、同条の規定の例により、記載又は記録を請求することができる。

(新設)

(非訟事件手続法の一部改正)

第四十四条 削除

(鉄道抵当法の一部改正)

第四十五条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第二百七十八条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(関税法の一部改正)

第四十六条 関税法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の三第三項中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項(振替社債等の供託)」に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項(振替債の供託)」に規定する振替債」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第五十二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第十項に後段として次のように加える。

この場合において、会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百四十七条第一項又は第二百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第二百四十七条第一項又は第二百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第十条第二項中「係る議決権」の下に「(社債、株式等の振替に関する法律第二百四十七条第一項又は第二百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。)」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第四十四条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二百二十六条第一項中、「有有限会社法」を「並二有限会社法」に改め、「並二株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第三十二条第八項」を削る。

(鉄道抵当法の一部改正)

第四十五条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第二百七十八条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(関税法の一部改正)

第四十六条 関税法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の三第三項中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項(振替社債等の供託)」に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項(振替債の供託)」に規定する振替債」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第五十二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第十項に後段として次のように加える。

この場合において、会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百五十五条第一項又は第二百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第二百五十五条第一項又は第二百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第十条第二項中「係る議決権」の下に「(社債、株式等の振替に関する法律第二百五十五条第一項又は第二百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。)」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、国内の会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第十五条第三項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第二項」に改め、同条第五項第一号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

(中略)

(農業協同組合法の一部改正)

第五十四条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第十一条の二第三項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

(証券取引法の一部改正)

第五十五条 証券取引法の一部を次のように改正する。

第二十三条の八第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第百七十八条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

第二十八条の四第二項中「数の議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。)」の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、「」を加える。

(中略)

第百三条第一項中「超える議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、「」を加える。

(水産業協同組合法の一部改正)

第五十七条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改

前項の場合において、国内の会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第十五条第三項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第二項」に改め、同条第五項第一号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

(中略)

(農業協同組合法の一部改正)

第五十四条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第十一条の二第三項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

(証券取引法の一部改正)

第五十五条 証券取引法の一部を次のように改正する。

第二十三条の八第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第百三十一条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

第二十八条の四第二項中「数の議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項(これらの規定を同法第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)」の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、「」を加える。

(中略)

第百三条第一項中「超える議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第百五十五條第一項又は第百五十六條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、「」を加える。

(水産業協同組合法の一部改正)

第五十七条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改

正する。

(中略)

第十一条の六第三項中「除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第五十九条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第四条の四第一項第三号中「主務省令」を「内閣府令」に改める。

(家畜商法の一部改正)

第六十条 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第百七十八条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(放送法の一部改正)

第六十四条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第八項中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)」に改める。

第五十二条の八第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の一般放送事業者は、社債等振替法第百五十一条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうち外国人等有する株式のすべてについて社債等振替法第百五十二条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に電波法第五条第四項第二号(受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号)に該当することとなるときは、同条第四項第二号(受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号)に該当することとならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外の株式については、社債等振替法第百五十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により

正する。

(中略)

第十一条の六第三項中「除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第五十九条 協同組合による金融事業に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第四条の四第一項第三号中「主務省令」を「内閣府令」に改める。

(家畜商法の一部改正)

第六十条 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第百三十一条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(放送法の一部改正)

第六十四条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第八項中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)」に改める。

第五十二条の八第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の一般放送事業者は、社債等振替法第百五十九条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうち外国人等有する株式のすべてについて社債等振替法第百六十条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に電波法第五条第四項第二号(受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号)に該当することとなるときは、同条第四項第二号(受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号)に該当することとならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外の株式については、社債等振替法第百六十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により株主

株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。
(中略)

(船主相互保険組合法の一部改正)

第六十五条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第百七十八条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(商品取引所法の一部改正)

第六十七条 商品取引所法(昭和二十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第一項中「超える議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に對抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

第百九十六条第二項中「相当する議決権」の下に「(社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に對抗することができない株式に係る議決権を含む。)」を加える。

(信用金庫法の一部改正)

第七十一条 信用金庫法(昭和二十六年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第七項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に對抗することができない株式に係る議決権」を加える。

(中略)

(宅地建物取引業法の一部改正)

第七十二条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第百七十八条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。
(中略)

(船主相互保険組合法の一部改正)

第六十五条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第百三十九条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(商品取引所法の一部改正)

第六十七条 商品取引所法(昭和二十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第一項中「超える議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に對抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

第百九十六条第二項中「相当する議決権」の下に「(社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に對抗することができない株式に係る議決権を含む。)」を加える。

(信用金庫法の一部改正)

第七十一条 信用金庫法(昭和二十六年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第七項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に對抗することができない株式に係る議決権」を加える。

(中略)

(宅地建物取引業法の一部改正)

第七十二条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第百三十九条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第七十三条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項第一号及び第七号並びに第六項並びに第十一条第四項第五号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第十三条の二第三項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

(航空法の一部改正)

第七十四条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二百二十条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の本邦航空運送事業者及びその持株会社等は、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百五十一条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうちの外国人等が有する株式のすべてについて同法第百五十二条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に第四条第一項第四号に該当することとなるときは、同法第百五十二条第一項の規定にかかわらず、第四条第一項第四号に該当することとならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として国土交通省令で定める方法に従い、株主名簿に記載し、又は記録することができる。

(旅行業法の一部改正)

第七十五条 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第百七十八条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第七十八条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第六項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

(中略)

(長期信用銀行法の一部改正)

第七十三条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項第一号及び第七号並びに第六項並びに第十一条第五項第五号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第十三条の二第三項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

(航空法の一部改正)

第七十四条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二百二十条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の本邦航空運送事業者及びその持株会社等は、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百五十九条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうちの外国人等が有する株式のすべてについて同法第百六十条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に第四条第一項第四号に該当することとなるときは、同法第百六十条第一項の規定にかかわらず、第四条第一項第四号に該当することとならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として国土交通省令で定める方法に従い、株主名簿に記載し、又は記録することができる。

(旅行業法の一部改正)

第七十五条 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第百三十一条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第七十八条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第六項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

(中略)

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第八十三条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第二百七十八条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(割賦販売法の一部改正)

第八十四条 割賦販売法(昭和三十六年法律第五百十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第二百七十八条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第九十一条 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第二百七十八条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(民事執行法の一部改正)

第九十三条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第二百七十八条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(銀行法の一部改正)

第九十四条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第十条第三項第一号中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同項第七号及び同条第九項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第八十三条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(割賦販売法の一部改正)

第八十四条 割賦販売法(昭和三十六年法律第五百十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第九十一条 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(民事執行法の一部改正)

第九十三条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(銀行法の一部改正)

第九十四条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第五百五十五條第一項又は第五百五十六條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第十条第三項第一号中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同項第七号及び第九項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)

第九十七条 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第三十一条第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第一百五十一条第一項又は第八項」に、「同法第三十条第一項に規定する実質株主」を「株主」に改め、「同条第一項の規定により」を削り、「有するものとみなされる」を「有する」に、「同法第三十二条第二項」を「同法第一百五十二条第一項」に、「実質株主名簿」を「株主名簿」に改める。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第九十九条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第九項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第二百七十八条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

第二十七条第三項中「数の議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項(これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條第二号において準用する場合を含む。)」の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、」を加える。

(金融先物取引法の一部改正)

第三十三条 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二十中「超える議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

第五十九条第二項中「数の議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

(民事保全法の一部改正)

第一百五條 民事保全法(平成元年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」

(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)

第九十七条 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第三十一条第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第一百五十九条第一項又は第八項」に、「同法第三十条第一項に規定する実質株主」を「株主」に改め、「同条第一項の規定により」を削り、「有するものとみなされる」を「有する」に、「同法第三十二条第二項」を「同法第六十条第一項」に、「実質株主名簿」を「株主名簿」に改め、同条第四項中「一定期間の初日又は同項の」を削る。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第九十九条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第九項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

第二十七条第三項中「数の議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第一百五十五條第一項又は第五百五十六條第一項(これらの規定を同法第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)」の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、」を加える。

(金融先物取引法の一部改正)

第三十三条 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二十中「超える議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第五百五十五條第一項又は第五百五十六條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

第五十九条第二項中「数の議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第一百五十五條第一項又は第五百五十六條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

(民事保全法の一部改正)

第一百五條 民事保全法(平成元年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」

に、「第二百二十九条第一項」を「第二百七十八条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（前払式証券の規制等に関する法律の一部改正）

第六十六条 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第七項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第二百七十八条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（保険業法の一部改正）

第一百一十一条 保険業法の一部を次のように改正する。

第十五条第十五項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百八十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第九十八条第六項第一号中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同項第七号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第九十九条第九項中「社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第一百二十二条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二百二十六条中「及び第二百九条第三項」を「並びに第二百九条第三項及び第四項」に改める。

第三百三条第一項、第三百四条第一項、第三百八条第二項、第三百九条第二項、第三百十條第一項、第三百五十三條及び第三百五十四條第五項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第一百三十三条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第七十六条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第二百七十八条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」

に、「第二百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（前払式証券の規制等に関する法律の一部改正）

第六十六条 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第七項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（保険業法の一部改正）

第一百一十一条 保険業法の一部を次のように改正する。

第十五条第十五項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五百五十五条第一項又は第五百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第九十八条第六項第一号中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同項第七号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第九十九条第九項中「社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項に規定する振替債」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第一百二十二条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百二十六条中「及び第二百九条第三項」を「並びに第二百九条第三項及び第四項」に改める。

第三百九条第二項、第三百三條第一項、第三百七條第二項、第三百八條第三項、第三百十條第三項、第三百五十一條及び第三百五十二條第五項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第一百三十三条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第七十六条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改め

に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第一百七十七条 金融庁設置法（平成十年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第十九号中「保管及び」を削る。

第八条中「、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）」を削り、「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第二十条中「、株券等の保管及び振替に関する法律」を削り、「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（産業活力再生特別措置法の一部改正）

第二百二十三条 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

（中略）

（削る）

（中略）

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十四条 施行日から犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対応するための刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）の施行の日の前日までの間における同法第三条の規定による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）別表第六十三号の規定の適用については、同号中「社債等の振替に関する法律」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律」と、「第二百三十七条第一項」とあるのは「第二百八十八条第一項」とする。

（農林中央金庫法の一部改正）

第二百二十六条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第四項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に對抗することができない株式に係る議決権」を加える。

（中略）

（会社更生法の一部改正）

る。

（金融庁設置法の一部改正）

第一百七十七条 金融庁設置法（平成十年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第十九号中「保管及び」を削る。

（新設）

（新設）

（産業活力再生特別措置法の一部改正）

第二百二十三条 産業活力再生特別措置法の一部を次のように改正する。

（中略）

第十二条の十第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（中略）

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十四条 施行日から犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対応するための刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）の施行の日の前日までの間における同法第三条の規定による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）別表第六十三号の規定の適用については、同号中「社債等の振替に関する法律」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律」と、「第二百三十七条第一項」とあるのは「第二百九十九条第一項」とする。

（農林中央金庫法の一部改正）

第二百二十六条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第四項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五百五十五条第一項又は第五百五十六条第一項の規定により発行者に對抗することができない株式に係る議決権」を加える。

（中略）

（会社更生法の一部改正）

第二百二十九条 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。
（中略）

第二百十五條第二項、第二百十六條第二項及び第二百十七條第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（信託業法の一部改正）

第三百三十二條 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第五項中「以上の数の議決権（」の下に「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

第十一條第九項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十九條第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律第百七十八條第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

第九十一條第九項中「社債等の振替に関する法律第百二十九條第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律第百七十八條第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三百三十五條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百二十九条 会社更生法の一部を次のように改正する。

（中略）

第二百十五條第二項、第二百十六條第二項、第二百十七條第一項及び第二百十八條第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（信託業法の一部改正）

第三百三十二條 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第五項中「以上の数の議決権（」の下に「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五條第一項又は第百五十六條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

第十一條第九項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十九條第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百條第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

第九十一條第九項中「社債等の振替に関する法律第百二十九條第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百條第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三百三十五條 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。